

第二次 江南市環境基本計画

平成24年度～平成33年度

～みんなで作る持続可能で快適な生活環境都市～

平成24年3月

江南市

「みんなでつくる持続可能で快適な生活環境都市」 の実現を目指して

本市では平成13年度に平成23年度を目標とする「江南市環境基本計画」を策定し、快適で住みやすい都市環境の形成と環境の負荷の低減を目指した施策を展開してきました。しかし、この計画期間の間にも、社会情勢や環境、行政ニーズが変化し、市民のニーズも多様化してきました。平成23年3月には、東日本大震災が発生し、地震、津波などの自然災害や、福島第一原子力発電所の事故により、一人ひとりがエネルギー利用や防災だけではなく、地域の絆の力を見直さざるを得ない状況となりました。



平成20年3月に策定した「江南市戦略計画」では、地域の進むべき方向を「共に考え」、地域づくりを「共に担う」地域社会のしくみを構築することを目指し、市民、事業者などの主体が地域の担い手となることを期待しています。「江南市戦略計画」の目指す「豊かで暮らしやすい生活都市」の実現を環境面から支援し、さまざまな環境変化への的確に対応するため、このたび環境基本計画を改訂いたしました。

本計画では、望ましい環境像の実現に向け、4つの環境目標を定め、市民及び事業者の皆さま、そして市に必要な取り組みをまとめました。今後は、今日の複雑な環境問題に対処していくため、皆さまと市が、連携、協働して取り組み、「みんなでつくる持続可能で快適な生活環境都市」の実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民、事業者の皆さまを始め、熱心にご議論、ご審議をいただきました江南市環境審議会の委員の皆さま、並びに多くの関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成24年3月

江南市長 堀元

目 次

第1部	計画の基本的事項	1
第2部	計画の目指すもの	7
第1章	望ましい環境像	7
第2章	環境目標	9
第3部	環境像の実現に向けて	13
第1章	主体別取り組み	13
第2章	環境目標の達成に向けた取り組み	13
第1節	「地域の環境づくりにみんなで取り組むまち」を目指して	14
第2節	「さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち」を目指して	20
第3節	「ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち」を目指して	34
第4節	「青い地球を次の世代につなぐまち」を目指して	44
第4部	計画の推進に向けて	58
第1章	みんなの体制づくり及び推進体制の強化	58
第1節	推進体制	58
第2節	江南市環境審議会	58
第3節	重点的取り組みの推進	59
第2章	進行管理の手法	63
第1節	PDCAサイクル	63
第2節	評価方法	64
資料編	65

第1部 計画の基本的事項

1. 計画見直しの背景

1.1 環境問題と国の対応

地球規模での人口増加や経済活動の拡大に伴い、資源消費や環境への負荷が増大しています。特に近年は開発途上国の人口増加が顕著であり、さまざまな環境問題を起こし、深刻化しているとともに、開発途上国の資源を先進国が大規模開発することにより、生物多様性^{*1}が損なわれています。

現在、最も対応が急がれるのが地球温暖化問題です。世界全体の年平均気温は上昇傾向を続けており、IPCC^{*2}第4次評価報告書によれば、世界平均気温が20世紀末と比べて1～4℃上昇した状態が継続すると、グリーンランドや南極の氷床の融解が数百年から数千年にかけて進み、4～6mもしくはそれ以上の海面上昇をもたらすことになるとしています。地球温暖化の原因となる温室効果ガスについては、その排出量について国際的に数値目標を定めた京都議定書^{*3}を定めています。国では自治体や一定規模以上の事業者に対して、温室効果ガス排出量の把握や削減計画の策定などを求めるとともに、国民には省エネ機器の導入施策を実施しました。

また、生物の保全や生物資源の持続可能な利用に対しては、生物多様性条約^{*4}に基づき数値目標や行動目標を定める動きがあります。平成22年(2010年)には、愛知県において生物多様性条約第10回締約国会議(以下、「COP10」という。)が開催され、遺伝資源のアクセスと利益配分(ABS)^{*5}に関する名古屋議定書や新戦略計画・愛知目標が採択されました。

これらの問題に対し、世界の多くの国や地方、その他さまざまな主体が、積極的な取り組みを行うようになってきました。環境は、経済社会の持続的発展の基盤となるものであり、さまざまな環境問題は、安定的な経済社会活動や、時にはその存続すらも脅かす重要な課題となっています。

わが国では現在、第三次環境基本計画(平成18年閣議決定)に基づき、環境施策が進められています。大量生産、大量消費、大量廃棄の時代を顧みて、「もったいない」「節約」という言葉が目されるようになりました。これまでの技術を生かして、経済を成長させつつ環境負荷は低減させていく社会の構築が求められています。

^{*1}すべての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルがある。

^{*2}気候変動に関する政府間パネルの略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和の方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織である。

^{*3}平成9年(1997年)12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量についての法的拘束力のある数値目標が決定され、我が国は、2008～2012年の目標期間中に、温室効果ガスの排出量を1990年比で6%削減することを目標としている。

^{*4}生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした条約。

^{*5}生物多様性条約に、遺伝資源保有国とその保有する遺伝資源を利用して利益を得る国との間の利害調整を図るため、「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分(Access to genetic resources and Benefit-Sharing, ABS)」という考え方を導入したものの。

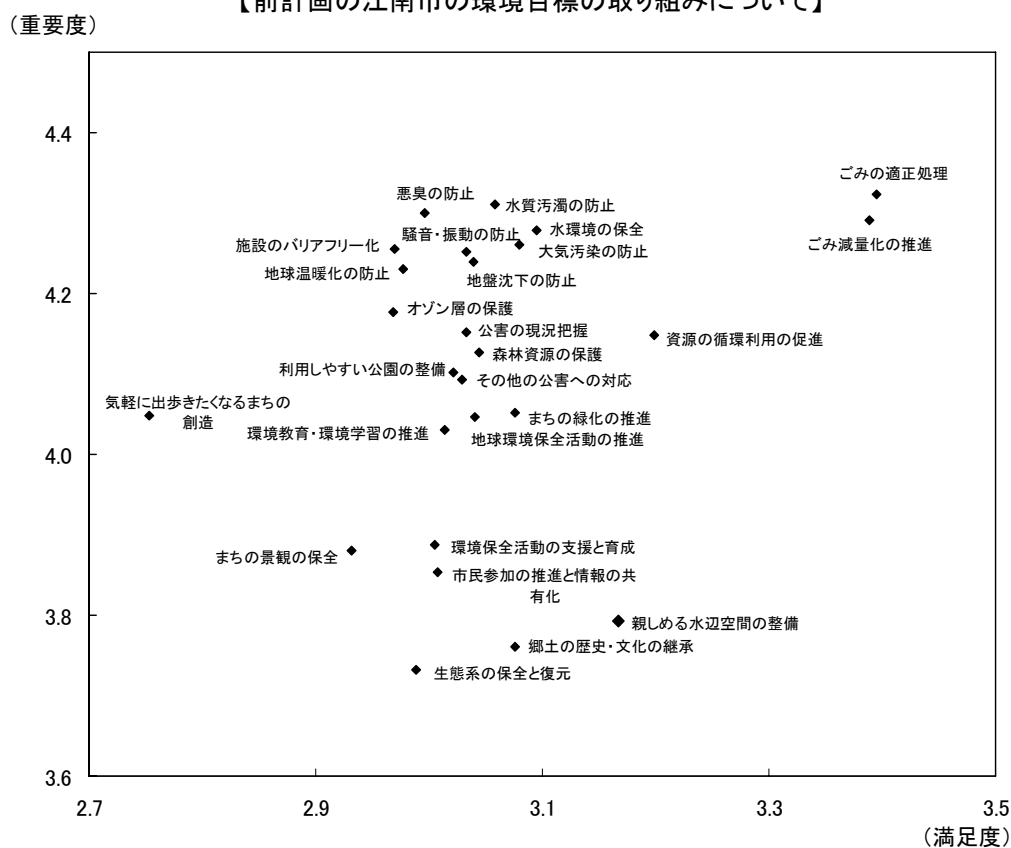
1.2 江南市における環境問題への評価

「江南市環境基本計画」(以下、「前計画」という。)は、快適で住みやすい都市環境の形成と環境への負荷の低減を目指して、実現すべき環境の姿を市民、事業者、市のすべての人が協力して行う取り組みを示すために、平成14年3月に策定されました。

計画策定後、江南市環境審議会との協力のもとに、毎年の指標の評価・公表を行ってきましたが、目標年度を直前にしてもなお、達成が困難な指標も残っています。また、平成23年度実施した市民意識調査において、市民の環境目標に対する重要度と満足度を見ると、重要度は「重要」あるいは「やや重要」としているにもかかわらず、満足度は「どちらともいえない」という傾向にあり、前計画の達成状況には十分満足していない様子が伺えます。

▼市民意識調査結果 環境の満足度・重要度

【前計画の江南市の環境目標の取り組みについて】



注) 満足度・重要度 = { (「満足・重要」の回答数) × 5 + (「やや満足・やや重要」の回答数) × 4 + (「どちらともいえない」の回答数) × 3 + (「やや不満・さほど重要ではない」の回答数) × 2 + (「不満・重要ではない」の回答数) × 1 } ÷ (回収数 - 不明数)

1.3 江南市における環境基本計画改訂の必要性

前計画の策定時には最終処分場の逼迫などから、ごみ処理やリサイクルに注目が集まっていたが、現在では循環型社会形成推進基本法^{※1}に基づく容器包装リサイクル法や家電リサイクル法などの各種リサイクル法の整備や、ごみ減量「57運動」^{※2}による生ごみの堆肥化や買い物袋の持参運動などの取り組みが進み、一定の効果を挙げています。また、地球温暖化対策の世界的な枠組みである京都議定書^{※3}の第一約束期間(2008～2012年)に入り、事業者の対策強化を求めた地球温暖化対策推進法^{※4}の改正、省エネ法^{※5}の改正などの法整備が進みました。しかし、温室効果ガス排出量の目標達成が厳しい状況にあることは変わりません。大気質や水質では、環境基準に適合していない地点、項目が残されているように、達成できていない目標もあるほか、アスベストなどの新たな物質による健康被害や地下水の汚染の発生などが懸念されています。また、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質汚染に対する対応も急がれます。さらに近年は景気の変動も激しく、社会情勢は策定当時から大きく変わっていることから、多様化する市民のニーズへの対応が求められます。

このような中、江南市(以下、「本市」という。)では平成23年度に実施した市民意識調査でも示されるように、ごみのポイ捨てや公害などの身近な生活環境問題への関心が高いことがわかります。また、対応が急がれる地球温暖化対策や、効果が上がりつつも引き続き対策が必要なごみ問題では、市民一人ひとりの行動の見直しが必要です。

以上のことから本市では、より良い環境づくりには市民一人ひとりの行動が大きな要因であることから、より一層の見直しが重要といえます。

前計画は平成23年度に目標年度を迎えることから、環境の現況及び前計画の進捗状況を把握するとともに、市民一人ひとりの力の大きさに注目し、社会情勢の変化や新たな環境問題に対応した計画の見直しが必要となりました。

※1循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

※2焼却場で処理するごみの量が急激に増加した平成9年度から始まった運動で、平成8年度の市民1人1日当たりの焼却場で処理するごみの量の10%(概ね57g)の減量を目的に、江南市という名前にちなんでいる。

※3平成9年(1997年)12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約会議(COP3)において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量についての法的拘束力のある数値目標が決定され、我が国は、2008～2012年の目標期間中に、温室効果ガスの排出量を1990年比で6%削減することを目標としている。

※4国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。

※5「エネルギーの使用の合理化に関する法律」という。内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保と工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずることなどを目的に制定された。

2. 計画の役割

この計画は、江南市市民自治によるまちづくり基本条例の基本的な理念とルールに基づき、江南市戦略計画の本市が目指すべき都市のすがたを環境面から支援するとともに、設定した将来の望ましい環境像を実現するために、市民、事業者、市が協力して取り組む内容を示すものです。

計画の役割を以下に示します。

(1) 目指す方向や、目標の明確化を図る役割

本市が目指すべき環境像、環境目標、基本的取り組みが明らかにされるとともに、向かうべき方向についての市民、事業者、市の共通認識が得られます。

(2) 市民、事業者、市の各主体の取り組みを示す役割

市民、事業者、市の各主体の役割を明らかにし、それぞれの特性を生かした取り組みや、三者が協力して効率よく進めることのできる取り組みを示します。

(3) 関連施策の総合化・体系化を進めるとともに関連主体との合意形成を推進する役割

本計画の策定によって、市は江南市戦略計画に基づいた施策の推進にあたって、統一した方針で環境への配慮を補うことができます。さらに、環境面における諸施策の調整の場を確保することにより、環境に関わる諸施策の総合化、体系化が図られます。また計画推進のため、市民、事業者、市の三者の連携を定めており、各主体を構成するさまざまな立場の人の参加・協力により、取り組みの立案・調整に向けて合意形成を進めます。

3. 計画の目標年度

本計画の

開始年度は平成 24 年度とし、目標年度は 10 年後の平成 33 年度とします

ただし、社会情勢の変化や新たな環境問題などに対応し、計画の進捗状況を踏まえて、5年後(平成 28 年度)に計画の見直しを行います。

4. 計画の位置づけ

本計画は、江南市環境基本条例に基づき、環境行政を総合的かつ計画的に推進するうえで必要な計画であり、市の施策や市民、事業者に求められる行動を環境面から横断的にとらえた総合的な計画として、本市の環境保全に関する取り組みの基本的な方向を示します。

さらに本計画は、より良い環境づくりのために、市民、事業者、市が公平かつ適正な役割分担のもとに連携・協力するうえでの指針を示すものです。

5. 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。ただし、私たちの生活が地球の恩恵を受けて成り立っていることから、流域あるいは広域的に対応することが望ましい事項については、周辺地域や地球全体も視野に入れた計画とします。

6. 計画の対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、前計画や社会情勢、本市の現状を踏まえ、「地域環境」「資源循環」「地球環境」とします。それぞれの環境は独立したものではなく、お互いに関連しあうものです。また、環境の領域のなかで自然環境の領域は、市内にはまとまった山林が少ないことから、「地域環境」の領域に含めて取り扱うこととします。

なお、環境保全に取り組む人づくりに関することは、「環境づくり」として扱います。

1 快適性、安全性、暮らしやすさ、うるおいなどの地域環境

生活マナーの向上、公害の防止、環境リスクの低減、水辺の保全、緑化など、都市生活における快適で安全な暮らしに関することを扱います。

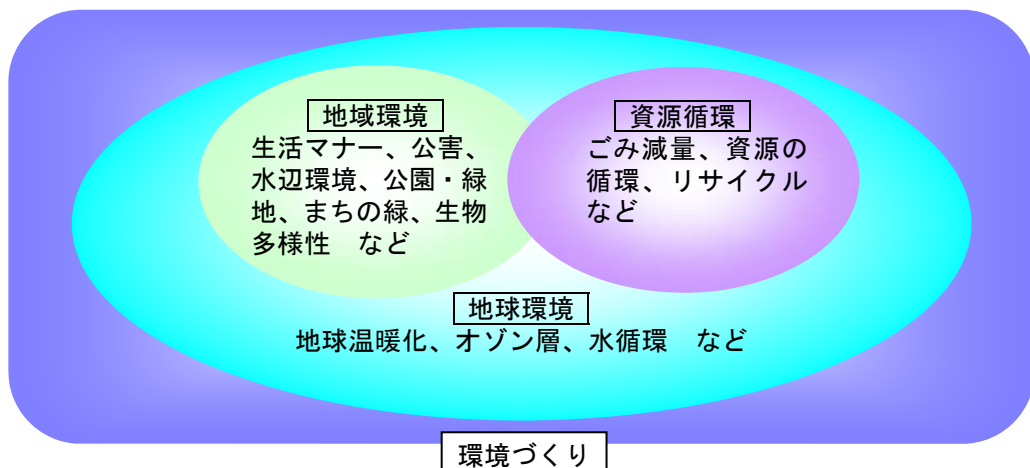
2 市民の暮らしに関わる資源循環

持続可能な社会の発展に向けて、ごみ減量、循環型社会の形成などに関することを扱います。

3 地球規模で影響の現れる地球環境

市域における活動が地球規模で影響の現れる地球温暖化、オゾン層破壊などの問題やこれらの防止に関する市域を越えた国際的な取り組みを扱います。

▼ 第二次江南市環境基本計画の対象とする環境



7. 推進主体及びその役割

私たちの日常の行動すべてが、環境に影響を及ぼしていることを十分に認識し、環境への負荷の少ない、持続的に発展できる社会の形成に向けて、不断の努力を重ねていくことが大切です。そこで本計画の推進主体は、前計画に引き続き、江南市環境基本条例の基本理念に規定する市民、事業者、市と定め、各主体がそれぞれの役割を認識し、一体となって、良好な環境の保全と創造に努めるものとします。

8. 計画の構成

第1部 基本的事項

本計画の基本的な事項を示します。

- ・計画見直しの背景
- ・計画の役割
- ・計画の目標年度
- ・計画の位置づけ
- ・計画の対象地域
- ・計画の対象とする環境の範囲
- ・推進主体及びその役割
- ・計画の構成

第2部 計画の目指すもの

【望ましい環境像】

本計画の最終的な目標で、平成33年度において実現している本市の環境の状況を示します。本計画に示すすべての取り組みや環境への配慮事項は、望ましい環境像の実現に向けて進めるものです。



【環境目標】

最終的な目標である「望ましい環境像」を以下の4つの範囲ごとにかみ砕いたものです。取り組みや環境への配慮事項は、この環境目標ごとに整理しています。

- ・環境づくり
- ・地域環境
- ・資源循環
- ・地球環境

第3部 環境像の実現に向けて

環境像の実現に向けて必要な取り組みを示します。

- ・主体別取り組み
- ・環境目標の達成に向けた取り組み

第4部 計画の推進に向けて

本計画の推進に必要な事項を示します。

- ・みんなの体制づくり及び推進体制の強化
- ・進行管理の手法

第2部 計画の目指すもの

第1章 望ましい環境像

みんなでつくる持続可能で快適な生活環境都市

前計画では「ひと・まち・自然にやさしさと責任をもち 先駆ける生活環境創造都市」を環境像とし、私たち一人ひとりが、ひと・まち・自然にやさしさと責任を持つことを自覚し、うるおいやゆとりのある快適なまちづくりや環境負荷の少ない生活様式・事業活動を実践することで、他に先駆けた生活環境創造都市の実現を目指しました。

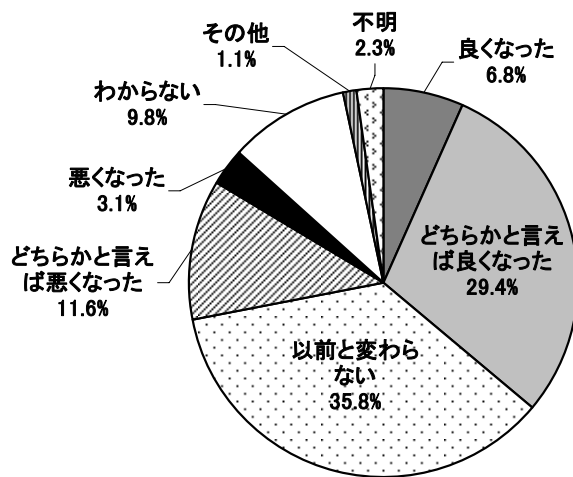
しかし、市民意識調査では、現在の市の環境を10年前に比べると、「以前と変わらない」が最も多くなっていました(35.8%)。「良くなった」、「どちらかと言えば良くなった」の合計は36.2%で、「以前と変わらない」とほぼ同じ割合です。一方、「悪くなった」、「どちらかと言えば悪くなった」とする回答を合計すると14.7%であることから、江南市の環境は悪くなっていると感じる市民の割合は少ないものの、前計画の成果が現れにくかったことが伺えます。現在の環境については、満足度が低く重要度の高いものとして、歩道や公園の整備などインフラ整備に関するものや、ごみのポイ捨てなどのマナーに関するものが多くあげられています。インフラ整備はすぐに全て着手できるものではありませんが、マナーに関しては一人ひとりの心がけですぐに効果が現れるものであるにも関わらず、満足できる状況にありません。

ベッドタウンとして発展してきた本市は、身近な生活空間を安心して快適に過ごすことができ、資源循環が構築され、ごみ問題のない生活環境都市にすることが大切です。市民による現状の評価は満足のいく結果ではありませんでしたが、本市では大きな環境問題は発生していないことから、市民、事業者がマナーに気をつければ、快適な生活環境都市へ一歩ずつ近づいていくことができます。また、その快適な環境を持続するには、地球温暖化のような大きな問題に対しても、一人ひとりが小さな努力を積み重ねていくことが必要です。特に、平成23年の東日本大震災とそれに続く福島第一原子力発電所の事故により、これまでのエネルギー消費に支えられた便利な暮らしの見直しが求められています。それは、今日の世代が快適さを求めるあまり、将来の世代の環境を損なってしまうことがないよう、持続可能なしくみでなければなりません。

さらに、本計画の上位計画である江南市戦略計画(平成19年度策定)では、本市が目指すべき地域社会のしくみを、「だれもが主役、みんなで築く、みんなの郷土」と掲げ、地域みんなが力を合わせて、地域の満足度を高めていくまちづくりが進められています。

本計画の生活環境都市を実現するには、私たち一人ひとりの力が重要です。そこで、望ましい環境像を「みんなでつくる持続可能で快適な生活環境都市」とし、一人ひとりが地域の主役となって、快適な生活環境都市をつくり上げることを目指します。

▼市民意識調査結果 本市の環境について(10年前との比較)



現在の市の環境を10年前に比べると、「以前と変わらない」という回答が最も多くなっています。

次いで「どちらかと言えば良かった」で、「良くなった」と合わせると、「以前と変わらない」とほぼ同じ割合です。

「(どちらかと言えば)悪くなった」は「(どちらかと言えば)良くなった」と比べると、小さい割合となっています。

第2章 環境目標

望ましい環境像である「みんなでつくる持続可能で快適な生活環境都市」を実現するために、以下の4つの環境目標を設定しました。

- I 地域の環境づくりにみんなで取り組むまち
- II さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち
- III ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち
- IV 青い地球を次の世代につなぐまち

1. 地域の環境づくりにみんなで取り組むまち

地域の環境づくりには、市民、事業者、市の日常的な取り組みの積み重ねが重要です。市民意識調査によると、環境に対する行動では、「買い物袋の持参」は常に実行しているとの回答が、9割を占めますが、「米のとぎ汁の再利用」や「生ごみの堆肥化」は今後も実行しないとの回答が、2割あり、取り組みには、ばらつきが見られます。しかし、環境保全は、市民一人ひとりが出来るところから取り組むべきとの意見が最も多くなっており、市民の環境保全に関わる意識が高まっていることが分かります。何かの取り組みに協力・参加するのではなく、各自の意識を高め、自主的に実行する必要があります。

そこで、計画で最も重要なこととして、人を対象とした基本目標を定め、地域の環境づくりをみんなが自主的に取り組んでいくまちを目指します。

この環境目標の達成に必要なこととして次の基本的な取り組みを挙げます。

- 1.市民参加の推進と情報の共有化
- 2.環境教育と環境啓発の推進
- 3.環境保全活動の支援と育成

2. さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち

今日私たちの日常生活や事業活動は、少なからず環境へ負荷を与えており、それがごみ問題や身近な公害となっています。市役所へ寄せられる苦情を見ると、今や公害問題は、事業者対市民の問題ではなく、市民対市民の問題になりつつあります。日常のささいな行動が思いがけず生活環境の悪化を招くおそれがあることを自覚し、行動を見直す必要があります。一方で、水辺や緑などの都市環境の整備も快適な生活環境を守るための一つの要素となります。そこで、基本目標の2つ目に、私たちの暮らすまちを快適に保つことを定め、汚れないさわやかな空気、水、そしてあちらこちらに緑がある快適なまちを目指します。

この環境目標の達成に必要なこととして次の基本的な取り組みを挙げます。

- 1.生活環境に対するマナーの強化
- 2.公害防止対策の推進
- 3.水辺と緑の整備
- 4.生物多様性^{※1}の保全

3. ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち

各種リサイクル法が制定され、回収・リサイクルの体制が構築されたことや、ごみ減量「57運動」により、本市におけるごみの排出量は近年減少していますが、ごみ減量が大切な課題であることに変わりありません。

ごみは毎日私たちの暮らしの中から発生していますが、現在の江南丹羽環境管理組合（環境美化センター）の焼却施設は老朽化しているため、新ごみ処理施設の建設が必要な状況にあります。また最終処分場の確保は全国的に困難な状況にあることから、現在の最終処分場をできる限り長い期間使うことが求められます。そのため、ごみの排出を抑制することに加え、徹底的に資源を分別・回収・利用し、ごみとして処理される量を減らさなくてはなりません。一方で企業には、資源の有効利用を考慮した製品・サービスを開発・提供することが求められています。最近では、環境対策に積極的な企業を評価する動きが出てきており、この動きを支援することも必要です。

そこで、基本目標の3つ目に循環型社会の構築に関することを定め、市民、事業者、市が一体となって、ごみの減量化、資源の循環利用に取り組むまちを目指します。

この環境目標の達成に必要なこととして次の基本的な取り組みを挙げます。

- 1.ごみ減量化の推進
- 2.資源の循環利用の促進
- 3.ごみの適正な処理

4. 青い地球を次の世代につなぐまち

平成24年(2012年)は、温室効果ガス排出量の削減目標を国際的に定めた京都議定書^{※2}の目標年次の最終年です。わが国では平成2年(1990年)以降排出量が増加していましたが、温暖化対策が進んだことや景気の低迷などにより、近年は排出量が減っています。温室効果ガス排出量の削減目標は、京都議定書に加えて平成32年(2020年)までに25%削減するという、政府の中期目標も定められました。本市でも、引き続き温室効果ガスの排出削減に向けて一人ひとりの行動を見直し、青い地球を守るため低炭素社会^{※3}の構築を目指す必要があります。

^{※1}すべての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルがある。

^{※2}平成9年(1997年)12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量についての法的拘束力のある数値目標が決定され、我が国は、2008～2012年の目標期間中に、温室効果ガスの排出量を1990年比で6%削減することを目標としている。

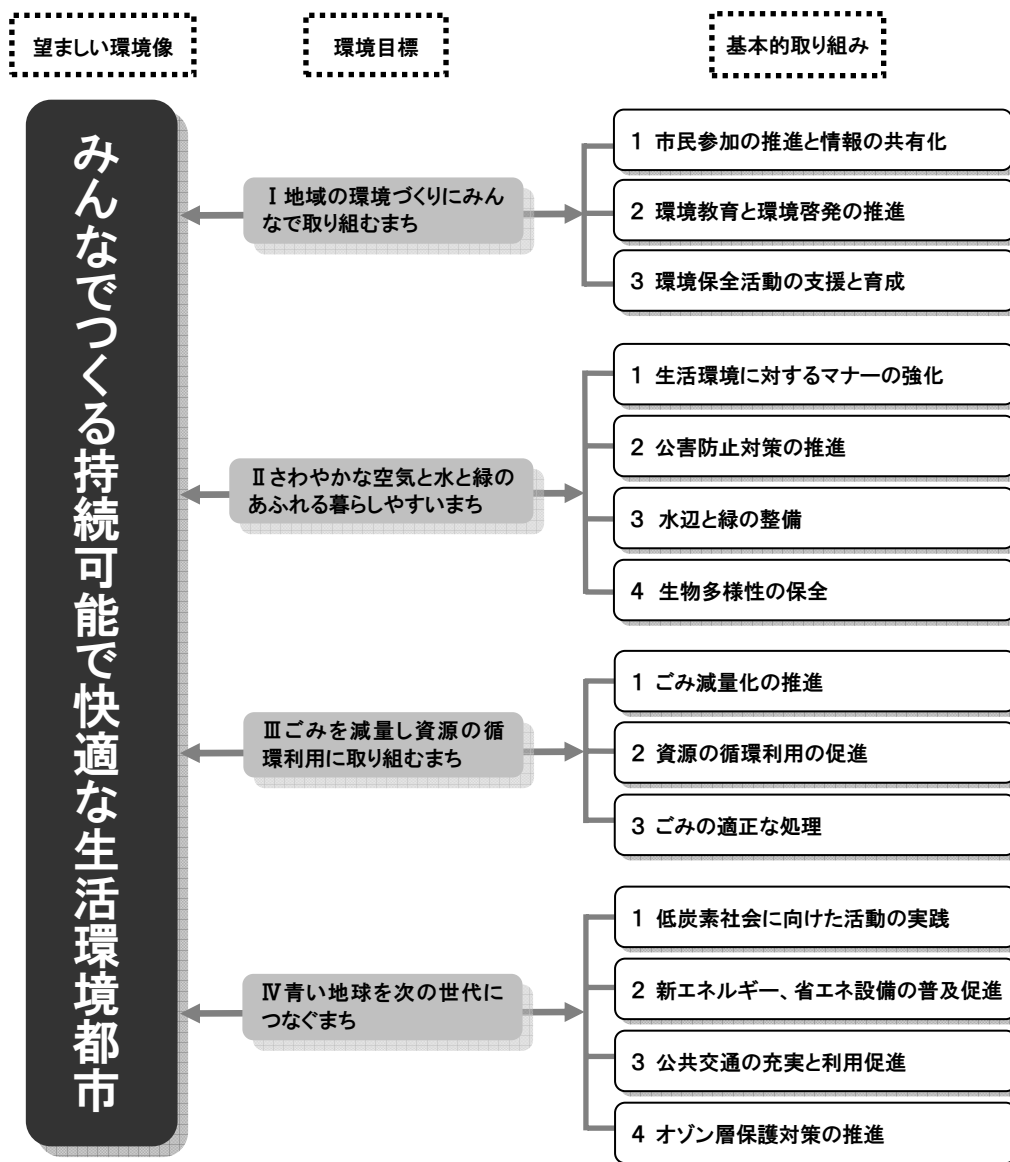
^{※3}地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のこと。

そこで、基本目標の4つ目に、地球温暖化を始めとする地球環境問題への対策に関することを定め、一人ひとりが日常の行動を見直し、またその思いをつないで、青い地球を守るまちを目指します。

この環境目標の達成に必要なこととして次の基本的な取り組みを挙げます。

1. 低炭素社会に向けた活動の実践
2. 新エネルギー、省エネ設備の普及促進
3. 公共交通の充実と利用促進
4. オゾン層保護対策の推進

第二次江南市環境基本計画の体系





△環境カウンセラーの方々が講師となり、市内の保育園で環境学習が行われています。



△愛知県の地球温暖化防止活動推進員の方々が講師となり、市内の小学校で「ストップ温暖化教室」が行われています。

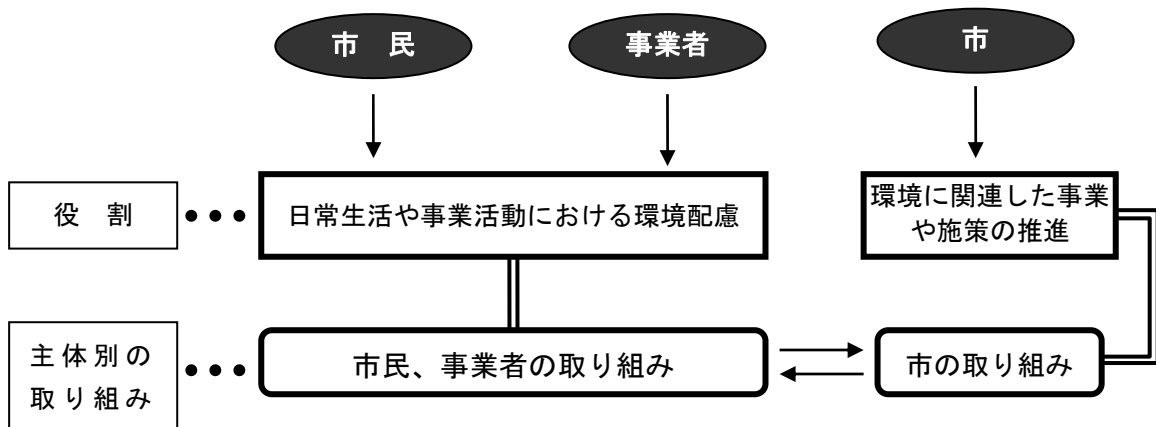


△NPO法人の方を講師として迎えた、市主催の「環境学習会」の様子です。生き物の観察や採取をしながら、自然の大切さを学んでいます。

第3部 環境像の実現に向けて

第1章 主体別取り組み

環境目標の達成に向けて基本的取り組みごとに、取り組みの方針を示すとともに主体別の取り組みを示します。



第2章 環境目標の達成に向けた取り組み

次ページ以降に、主体別の取り組みに加えて、現状と課題、進捗状況を把握しやすくするための指標、現状値(H22)及び5年後(H28)、10年後(H33)の目標値を示します。

第1節 「地域の環境づくりにみんなで取り組むまち」を目指して

1. 市民参加の推進と情報の共有化

1.1 現状と課題

これまでの環境保全対策は、地域全体で取り組むというよりも、市が主体となって規制などによって実施することが多くみられました。しかし現在は、自動車の排出ガスによる大気汚染、化石燃料の使用による地球温暖化、生活排水による水質汚濁などのように誰もが環境問題の要因に関わる可能性があることから、多くの市民や事業者の積極的な参加がなければ環境問題の解決は難しい時代となってきています。不法投棄や大量消費から生じるごみ問題や自然保護など、環境問題は多岐にわたりますが、どのような問題でも、解決するためには草の根的な活動を継続することが大切であり、市民や事業者が環境保全活動に参加することは、環境を通じた対話、交流を行うための第一歩といえます。

現在、市内では、区・町内会などで清掃活動が行われているほか、ごみ減量活動を行っている団体もあり、今後もこのような活動がより一層活発に行われることが期待されます。

そこで、環境保全活動が市域全体に根付き自主的に進むよう、市民・市民団体や事業者と協力して環境保全活動を進めるとともに、自主的な活動を行う団体への支援などに努めます。

1.2 目標と指標

目 標	市民一人ひとりが環境保全に取り組みます
------------	----------------------------

指標名	現状 (H22)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
アダプト ^{*1} 団体及び会員数 （「市道、公園等」と「県道」 の重複者を含む）	市道、公園等 23 団体、329 人	市道、公園等 260 団体、3,640 人	市道、公園等 340 団体、4,760 人
	県道 12 団体、189 人	県道 130 団体、2,080 人	県道 170 団体、2,720 人
環境保全関係のNPO、ボラン ティア団体数	16 団体	18 団体	20 団体
環境フェスタの来場者数	12,000 人 10/29、30 開催	13,000 人	14,000 人
川と海のクリーン大作戦の 参加者数	11/1 開催 1,592 人参加 (H21)	2,000 人以上	2,000 人以上

1.3 取り組み

市民の取り組み

- 広報、市ホームページなどを通じて事業・計画の情報の収集に努めます
- 各種事業・計画策定に関わる会議などに参加します
- 自然観察会、自然保護運動などの環境に関するイベントへ参加します

^{*1}アダプトとは、公園や道路などの公共施設を「里子」と見立て、それらを利用する市民が「里親」となり「里子」（公園や道路）などの世話（清掃や植生管理）を行うこと。

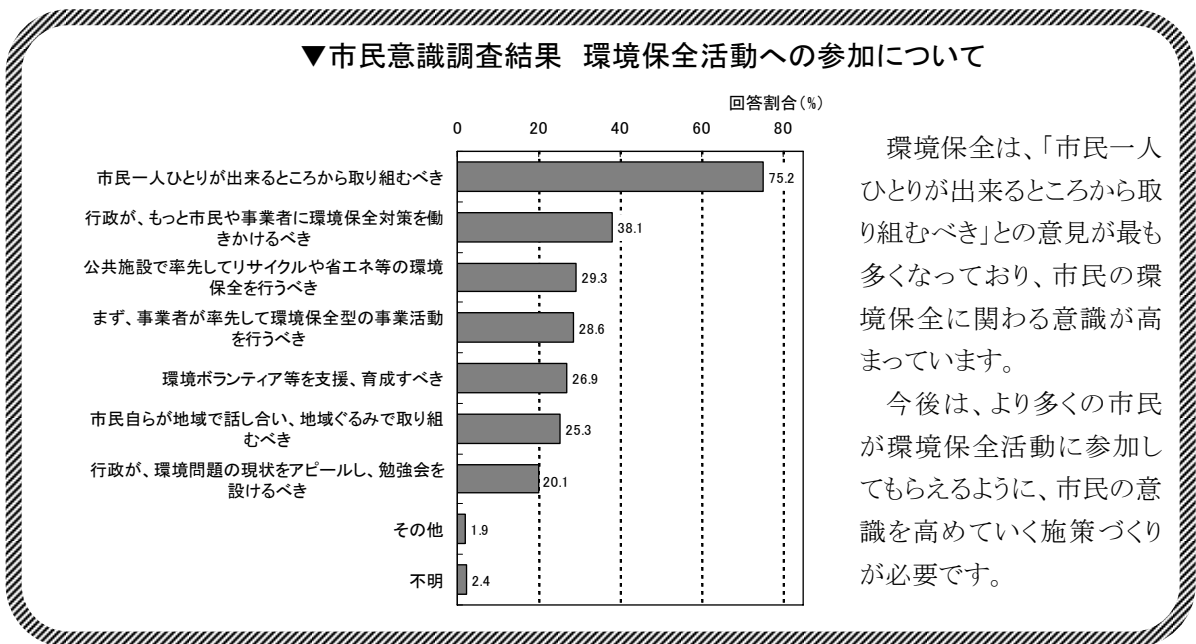
- 地球環境に関するシンポジウムやイベントに積極的に参加します
- 「市長への手紙」を利用して、意見・要望などを伝えます
- 広報や環境に関する資料(公害に関する資料)などを活用して、環境の現状把握に努めます
- アスベスト、ダイオキシン類などの有害物質に関する正しい知識の収集に努めます
- 地球環境の保全に関する情報の収集に努めます
- 河川の清掃活動などを行います

事業者の取り組み

- 広報、市ホームページなどを通じて事業・計画の情報の収集に努めます
- 各種事業・計画策定に関わる会議などに参加します
- 自主的に環境測定・調査を行い、結果の公表に努めます
- 広報や環境に関する資料(公害に関する資料)などを活用して、環境の現状把握に努めます
- 河川の清掃活動などを行います

市の取り組み

- 各種事業・計画に関する情報を早期に公開します
- 各種事業・計画策定における市民参加のシステムを形成します
- 区・町内会との連携及び協力体制を推進します
- 環境に関わる市民、事業者との連携体制を確立します
- 「市長への手紙」などを充実させます
- 環境に関する情報を公開します
- 環境問題に関する情報の収集、提供及び啓発に努めます
- 市内環境情報の把握に努めます



2. 環境教育と環境啓発の推進

2.1 現状と課題

環境問題に市全体で取り組んでいくためには、市民一人ひとりが環境についての興味や知識を持つことが大切です。

現在、広報や市のホームページなどで情報提供、啓発を行っていますが、本計画の推進にあたっては、より積極的に環境教育・環境学習を進める必要があります。また、市内で環境問題に関して活躍している方々を講師として迎え、学校や講座などを通じて環境教育に協力していただいています。特に、将来を担う子供たちへの環境学習は、保育園から中学校まで幅広い年齢層にわたっており、充実したものとなっています。しかし、環境教育・情報に関しては、市民の満足度はやや低く、一般的な情報のほかにも、市の取り組みの現状などを誰にでも分かりやすく提供する必要があります。

そこで、環境に関する情報提供のより一層の充実、市民が気軽に学ぶことのできる機会や場所の提供などを行うことにより、環境意識の高揚に努めます。また情報提供する際には、環境保全活動を行う団体との協力を努めます。

2.2 目標と指標

目 標 市民がお互いに学び合う体制をつくります

指標名	現状 (H22)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
環境学習会の開催	2 回 40 人	3 回 75 人	5 回 125 人
こどもエコクラブ ^{※1} 登録数及び会員数	3 団体 58 人	10 団体 200 人	15 団体 300 人
ごみ処理施設等への見学会の開催回数及び参加者数	25 回 1,674 人	30 回 1,800 人	35 回 2,000 人
環境カウンセラー ^{※2} による環境学習教室の開催回数 (小学校はストップ温暖化教室)	保育園 8 回 小学校 4 回	保育園 10 回 小学校 6 回	保育園 12 回 小学校 8 回
江南駅前の花壇への植栽参加児童数	古知野南小学校 4 年生全クラス (4 クラス 153 人)	古知野南小学校 4 年生全クラス	古知野南小学校 4 年生全クラス
環境ポスター、リサイクル作品、ごみに関する作文の応募件数	2,032 件	2,200 件	2,400 件

^{※1}こどもエコクラブとは、幼児(3歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動クラブ。活動内容は、身近な場所で、自分たちでできる環境活動(自然観察・水質調査・リサイクル工作・わが町探検・ごみのリサイクル活動・学校ビオトープなど)に自由に取り組むもの。

^{※2}環境カウンセラーとは、市民活動や事業活動の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき、市民や NGO、事業者などの行う環境保全活動に対する助言など(=環境カウンセリング)を行う人材として、登録されている方々のこと。

2.3 取り組み

市民の取り組み

- 環境に関する講座やイベントに積極的に参加します
- 環境問題について情報を収集し、関心を高めます
- 地域や学校における環境美化活動に参加・協力します
- 各種講座の講師として協力します
- 人材登録制度を活用し、自主学习を進めます
- 広報、インターネットなどを通じて環境に関する情報の収集に努めます

事業者の取り組み

- 環境保全に関する部署や担当者を選任し、社内の環境対策を進めます
- 環境に関する講座やイベントに従業員を積極的に参加させます
- 学習内容に対する意見・要望などを提出します
- 環境関連施設の見学会を実施します

市の取り組み

- 生涯学習基本計画に基づいた生涯学習機会を拡充します
- 保育園や小学校で学外講師を活用します
- 環境をテーマとした絵画などの作品展やコンクールを開催します
- こどもエコクラブへの参加の促進に努めます
- 地域住民に対して、学校における環境教育の情報提供に努めます
- 学校、家庭、地域の連携による環境保全活動を推進します
- 小中学生を対象とした環境学習会を開催します
- 職員の環境に対する自己啓発を含めた研修、講座を受講します



△市内の小中学生が作成した「環境ポスター」「リサイクル作品」です。すいとびあ江南で開催される「環境フェスタ江南」では、工夫を凝らしたさまざまな作品が展示され、来場者の目を引いています。

3. 環境保全活動の支援と育成

3.1 現状と課題

環境保全活動には、一人ひとりの日常的な行動も大切ですが、団体などで行うことで一層の効果が得られる場合があります。本市でも清掃活動やごみ減量に関するNPOやボランティア団体を中心に、さまざまな団体が地域環境を良くするために活動しています。市民、事業者と協力して開催している環境フェスタ江南でその活動を紹介していますが、日常的な行動には意識が高いものの、団体などの活動にはなかなか参加できていない現状があります。また事業者には、企業の社会的責任(CSR)の一つとして、地域社会に貢献することが求められています。そのような中、平成 20 年度から各種団体の情報交流の場として「市民・協働ステーション」が整備され、これからの活用が大いに期待されます。

そこで、引き続き本市では現状の団体の活動を支援するとともに新たな団体の育成を推進し、市民、事業者の情報交換と活動の支援に努めます。

3.2 目標と指標

目 標	市民、事業者の環境活動を活発にします
------------	--------------------

指標名	現状 (H22)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
ボランティア分別指導員養成講座の実施	2 回 14 人参加	2 回 50 人参加	2 回 50 人参加
江南おもちゃ病院「スマイル」 ^{※1} で修理したおもちゃの数	153 個	180 個	200 個
江南市環境審議会の開催回数	1 回 11/8 開催	3 回	3 回

3.3 取り組み

市民の取り組み

- 講習会などに積極的に参加し、身につけた知識や活動手法を環境保全活動に活用します
- 学校の環境教育活動に協力します
- NPOやボランティア団体などの各種環境団体間の交流を深めます
- 環境保全活動の機会を積極的に利用します
- 環境保全活動の情報を収集し、広く公開します

事業者の取り組み

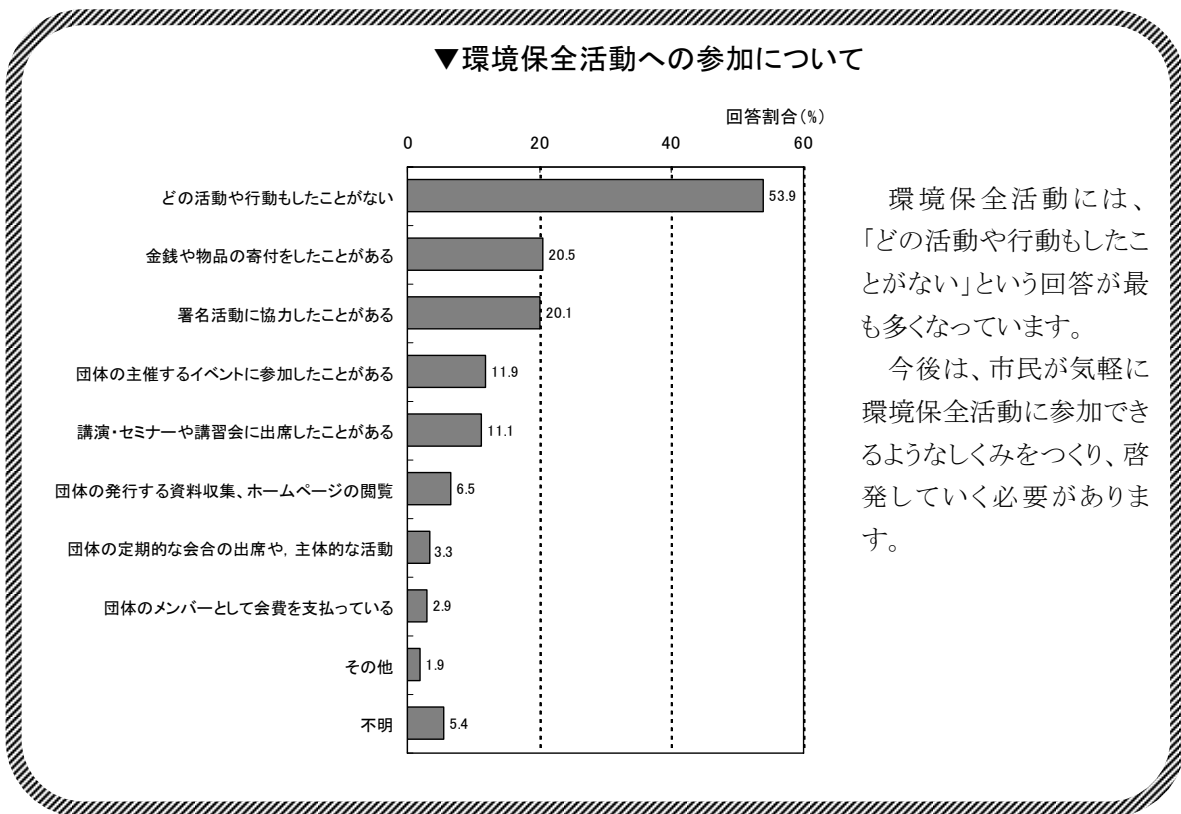
- 講習会などに積極的に参加し、身につけた知識や活動手法を環境保全活動に活用します
- 地域内の事業者との交流や協力を深めます

^{※1}壊れたおもちゃを修理して使ってもらうことにより、子供たちに「ものを大切にすること」「思いやりのある心」を教えるとともに、環境にやさしいリユース活動に貢献することを目的に平成 15 年に設立した団体。

- 異業種間の交流や協力を活用し、環境保全活動を進めます
- 国内外の環境保護団体の活動に協力します
- 地球環境に配慮した事業活動を行います
- 事業所自身が必要としている環境保全上の情報を、積極的に公表し、情報を収集しやすくします
- 従業員の環境社会検定試験(eco 検定^{※2})受験を進めます

市の取り組み

- 地域の環境保全活動に取り組んでいる人を学外講師へ積極的に登用します
- 環境問題に取り組む人材を育成します
- 保育園・学校の環境保全活動への協力の要請及び活動の場を提供します
- 環境保全に取り組む事業所や市民団体の活動を、広報やホームページなどで紹介します
- 自動車エコ事業所認定制度^{※3}を周知します
- 開発などにあたって配慮すべき環境情報の提供及び環境への配慮事項を指導します
- 各種団体の情報交流・活動発表の場を提供します
- 環境保全活動に関する情報提供及び環境保全活動の普及・啓発を推進します



^{※2}2006年から始まった東京商工会議所が主催する検定試験で、正式名称を「環境社会検定試験」という。幅広い知識をもって社会で率先して環境問題に取り組む“人づくり”と、環境と経済を両立させた「持続可能な社会」の促進を目指している。

^{※3}エコカーの導入や電気自動車用の充電設備の一般への開放など、自動車環境の改善に大きく貢献する取り組みを積極的に実践している事業所を「自動車エコ事業所」として認定し、認定した事業所には、認定証や表示板を交付するほか、愛知県のウェブページに掲載し、環境に配慮した事業所として紹介する制度。

第2節 「さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち」を目指して

1. 生活環境に対するマナーの強化

1.1 現状と課題

本市では、大きな公害問題はありませんが、屋外燃焼行為（いわゆる野焼き）による煙や悪臭の他、雑草除去などの空き地の管理や、ペットのふん、ごみの不法投棄、生活排水による水質汚濁や悪臭、放置自転車や違法駐車など、都市・生活型公害に関する苦情が数多く寄せられています。また、地域や市民団体による清掃活動が続けられているにもかかわらず、ごみのポイ捨てに対する不満は高くなっています。

これらの問題は、生活に密接し発生源が分散していることから、根本的な対策が難しいものです。煙草の吸殻のポイ捨て対策として路上喫煙を禁止する条例を導入する自治体もありますが、私たち一人ひとりのマナーの向上により解決できる問題でもあります。

そこで、都市・生活型公害に関する一人ひとりの意識啓発、法規制に関する指導などにより、公害のない暮らしやすいまちづくりを進めます。

1.2 目標と指標

目 標 生活環境に関する苦情の件数を減らします

指標名	現状 (H22)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
公害苦情件数	491 件 うち野焼き 212 件 雑草除去 132 件	220 件 うち野焼き 110 件 雑草除去 60 件	200 件 うち野焼き 100 件 雑草除去 60 件
広報による啓発回数	5 回	7 回	9 回
区・町内会への回覧の依頼件数	延べ 30 地区、36 回 うち野焼き 31 件 ペットのふん害 33 件	延べ 35 地区、40 回 うち野焼き 35 件 ペットのふん害 35 件	延べ 40 地区、45 回 うち野焼き 40 件 ペットのふん害 35 件
市ホームページによる都市・生活型公害対策の啓発件数	0 件	5 件	10 件

1.3 取り組み

市民の取り組み

- 「クリーン運動」に参加するなど地域の清掃活動に積極的に協力します
- 他人がごみをポイ捨てできないよう、環境美化に努めます
- 不法投棄はしません
- 不法投棄を見かけたら、速やかに市へ連絡します
- ごみのポイ捨てやペットのふんの放置をしません
- 近隣の方の迷惑になる屋外燃焼行為はしません
- ピアノ、音響機器の音、ペットの鳴き声など近隣に迷惑な騒音を出しません
- 河川や身近な水路、側溝などの清掃活動を行います

- 農地や遊休地の除草に努めます
- 遊休地などは不法投棄の場とならないよう維持管理します
- 駐輪場・駐車場を利用し、自転車の放置や違法駐車はしません
- 自動車を適正に維持管理し、騒音を発生させないように努めます

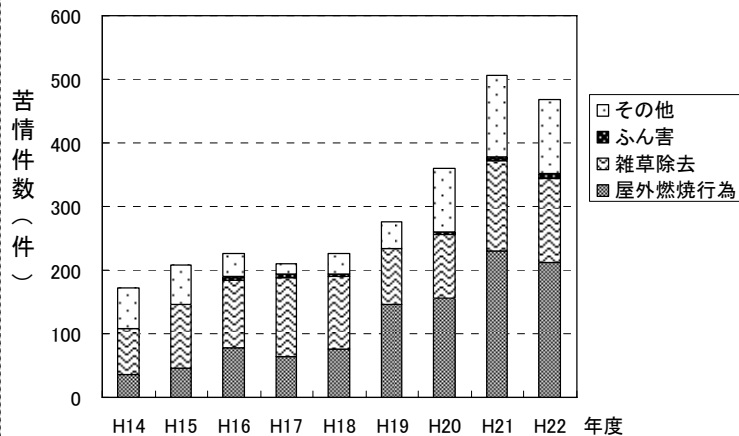
事業者の取り組み

- 「クリーン運動」に参加するなど地域の清掃活動に積極的に協力します
- 不法投棄はしません
- 法律の構造基準に沿った焼却炉以外での廃棄物の焼却はしません
- 河川や身近な水路、側溝などの清掃活動を行います
- 駐輪場・駐車場を利用し、自転車の放置や違法駐車はしません
- 自動車を適正に維持管理し、騒音を発生させないように努めます
- 電波障害の防止のため、建築物の建設の際には指導要綱などを遵守します

市の取り組み

- 近隣の方の迷惑になる屋外燃焼行為の防止を強化します
- 空き地の雑草除去など適切な管理を啓発するとともに、火災予防に努めます
- ふん害の防止を強化します
- 生活騒音防止を強化します
- 生活雑排水改善対策を強化します
- 不法投棄の防止を強化します
- 自転車・自動車利用に関するマナー向上を啓発します
- 中高層建築物による電波障害が生じないように建築主へ指導します
- 広報、市ホームページを通じ、生活環境対策を啓発します
- 「クリーン運動」を推進します
- 河川愛護運動を推進します

▼生活環境に関する苦情件数の推移



資料:「こうなんの統計」

生活環境に関する苦情は年々増加しており、近年は屋外燃焼行為による苦情が目立ちます。

屋外燃焼行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」及び「江南市屋外燃焼行為の防止に関する条例」で一部の例外を除いて禁止されていますが、依然として苦情が多く寄せられています。

▼屋外燃焼行為に関する規制

○県民の生活環境の保全等に関する条例(平成 15 年3月 25 日条例第7号)(抜粋)

第7節 屋外燃焼行為に関する規制

第66条 何人も、燃焼に伴ってばい煙、悪臭又はダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。)が発生するおそれがある物で規則で定めるものを屋外において規則で定める焼却炉を用いないで燃焼させてはならない。ただし、法令若しくはこれに基づく処分により物を燃焼させる場合又は公益上若しくは社会の慣習上やむを得ず物を燃焼させる場合若しくは周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合として規則で定める場合は、この限りでない。

○県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成 15 年8月 22 日規則第 87 号)(抜粋)

(条例第 66 条ただし書の規則で定める場合)

第76条 条例第 66 条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要なものとして物の燃焼がなされる場合
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要なものとして物の燃焼がなされる場合
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要なものとして物の燃焼がなされる場合
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして物の燃焼がなされる場合
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる軽微なものとして物の燃焼がなされる場合
- 六 学校教育又は社会教育活動に必要なものとして物の燃焼がなされる場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が特にやむを得ないものと認める場合



△すいとぴあ江南で開催される「環境フェスタ江南」で、環境コーナーを設置し、生活排水に関するマナーの強化に取り組んでいます。



△市では、犬のふん害防止を啓発するため、看板を貸し出しています。

2. 公害防止対策の推進

2.1 現状と課題

本市では、住宅と工場などが近接していることから、施設の稼働による大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの問題には注意が必要です。事業所では、水質汚濁物質の排出削減の取り組みが進んでいますが、大気汚染では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は改善されているものの、光化学オキシダント^{※1}は依然として環境基準を達成しておらず、河川水質はBOD^{※2}が環境基準(行政目標を含む。)を達成していない地点があるなど、公害問題は解決していません。近年ではダイオキシン類やアスベスト、土壌汚染、さらには放射性物質など、これまで知られていなかった新たな問題も次々と発生しています。特に、福島第一原子力発電所の事故後に顕在化した放射性物質の問題には、市としても国の動向を注視しつつ、放射能に関する情報を収集し、市民の安心、安全を確保しなくてはなりません。

そこで、引き続き環境の監視及び事業者に対する公害防止対策の指導を行うとともに、有害化学物質に対する情報の提供など、新たに発生する問題へ柔軟に対応します。

2.2 目標と指標

目 標 環境基準を達成し、公害を防止します

指標名	現状 (H22)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
大気汚染に係る環境基準の達成を目指す	光化学オキシダントが環境基準に適合していない	光化学オキシダントが環境基準に適合していない	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントのすべてが環境基準に適合している
水質に係る環境基準 ^{※3} の達成を目指す	水質調査の測定地点14地点中5地点でBODが環境基準に適合している	水質調査の測定地点14地点中7地点でBODが環境基準に適合している	水質調査の測定地点14地点中9地点でBODが環境基準に適合している
浄化槽全体に占める合併処理浄化槽の割合及び基数	32.2% 全浄化槽基数 17,368 基 合併処理浄化槽 5,590 基	39.4% 全浄化槽基数 18,800 基 合併処理浄化槽 7,400 基	45.5% 全浄化槽基数 20,100 基 合併処理浄化槽 9,150 基
下水道普及率	21.6%	25.6%	34.2%

2.3 取り組み

市民の取り組み

○周辺環境の監視に努めます

^{※1}光化学オキシダントとは、窒素酸化物や炭化水素類(揮発性有機化合物)を主体とする一次汚染物質が、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことによって発生するオキシダント(酸化性物質)のこと。

^{※2}BODとは Biochemical Oxygen Demand の略称で、河川水や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要なとされる酸素量のこと、単位は一般的に mg/L で表わす。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。

^{※3}水質調査地点の内、環境基準が設定されているのは3地点で、その他の地点は行政目標として設定している。

- 公共下水道の整備後は速やかに接続します
- 流し台に水切りネットやストレーナーを設置します
- 廃食用油は流さずに市の収集指定日に出します
- 洗剤やシャンプーなどは適正に使用します
- 側溝の清掃に努めます
- 浄化槽設置整備事業補助金制度^{*1}を活用し、合併処理浄化槽への移行及び適正な維持管理に努めます
- 農薬をなるべく使わないようにします

事業者の取り組み

- 事業所において公害発生のないよう、排水や排出ガスなどを適正に管理します
- 公害防除施設整備資金利子補給補助金交付制度^{*2}を積極的に活用し、公害防止用機器の導入に努めます
- 深夜営業による騒音を防止します
- 環境に配慮した車両・重機や、低騒音型・低振動型機器を導入し、公害を防止します
- 工場などの周りに樹木を植え、周囲への騒音の軽減を図ります
- 地下水の汚染を防止します
- 農薬をなるべく使わないようにします
- 建材や施工材料などから発散する化学物質による環境汚染を防止します
- 有害化学物質についてはPRTR法^{*3}による管理を徹底し汚染を防止します
- 自らの事業所が発生させる負荷について、自主的な環境測定を行います
- 公共下水道の整備後は速やかに接続します
- 合併処理浄化槽への移行及び適正な維持管理に努めます
- 浄化枘(グリストラップ)の定期的な清掃に努めます
- 事業所周辺の側溝の清掃に努めます
- 有害化学物質の使用に際しては、最適な技術を用いた設備の導入、使用の合理化、回収、再利用、代替物質への転換などの対策を進めます

市の取り組み

- 事業所との環境保全に関する協定締結による公害の抑制に努めます
- 事業者へ公害防止対策を指導します
- PRTR法の周知と指導を徹底します
- 環境の調査・監視を行います
- 有害化学物質などによる土壌汚染区域の情報を提供します
- 有害化学物質に対する正しい理解と利用に関する情報の収集及び提供に努めます

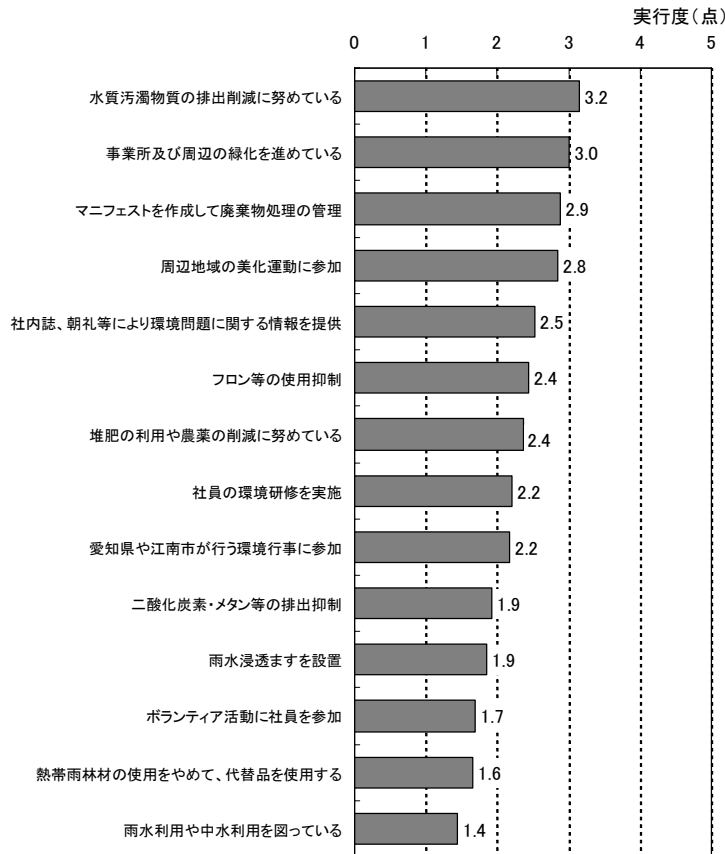
^{*1}市では処理対象人員 10 人以下の合併処理浄化槽を設置する人に、浄化槽の規模と要件に応じて補助金を交付している(下水道法に基づく公共下水道認可区域を除く地域及び市長が指定した区域を除く地域に限る)。

^{*2}市では、事業所の公害防除施設の設置または改善に必要な資金として本市の設置する商工業振興資金の融資を受けて公害防除施設の整備を行うものに、金融機関に支払う利子を当該年度の予算の範囲内で補助している。

^{*3}正式名称を「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」といい、工場、事業所が化学物質の環境への排出量や廃棄物としての移動量を自ら把握し、その結果を行政に報告し、行政が何らかの形で公表することを定めたもの。

- 法令の改正などに伴う新たな基準・測定項目へ速やかに対応します
- 公共下水道の整備の推進及び速やかな接続の促進に努めます
- 合併処理浄化槽設置の促進と支援及び浄化槽の適切な維持管理の指導を強化します
- 周辺自治体で構成する協議会を通じた連携を強化します

▼事業者意識調査結果 環境保全で現在行っていることについて

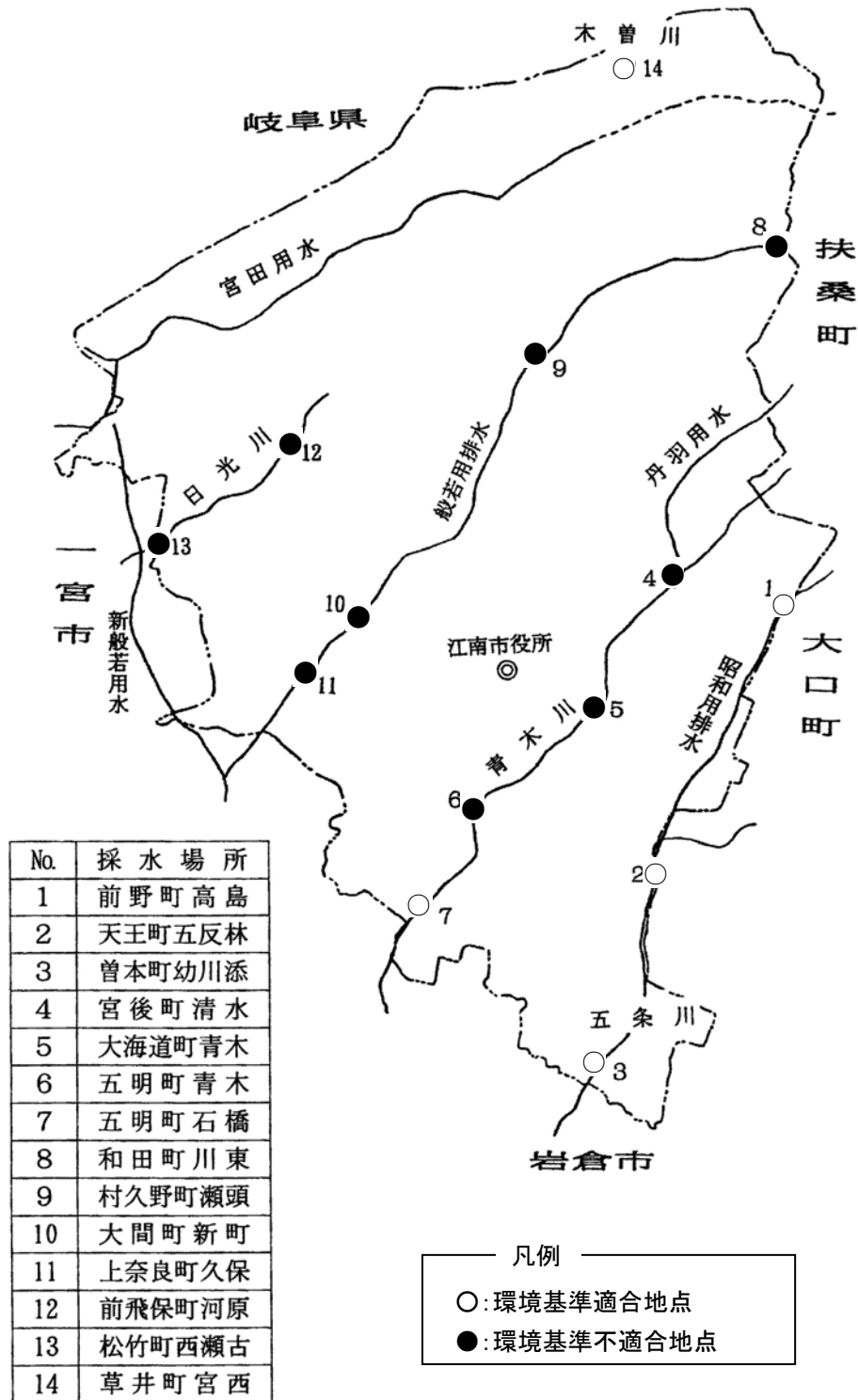


事業者が行っているのは、水質汚濁物質の排出削減、事務所周辺の緑化・美化、廃棄物の管理などが中心で、ボランティア活動などへの参加は実行度が低くなっています。

▼BODの環境基準適合状況

平成22年度において、主要河川の水質でBODが環境基準を達成しているのは5地点です。

市内主要河川水質調査地点



資料: 環境課

3. 水辺と緑の整備

3.1 現状と課題

都市における公園や緑地は、市民の憩いの場としてだけでなく、災害発生時の避難地や復旧・復興活動の拠点として注目されています。また、夏季の気温上昇を緩和して地球温暖化防止に役立つことも期待されています。本市では花いっぱい運動や緑化コンクール^{*1}への参加も活発であり、引き続きこの運動を進めていく必要があります。

古くから開発が進んでいた本市は、森林は河川沿いに河畔林が残る程度で、市民1人当たりの都市公園面積も愛知県・国の平均に対して、いずれも大きく下回っており、その分布も北部に偏っていますが、新しい公園の整備は困難な状況にあります。そのため、公園については市民の満足度も低く、憩いの場の整備やアクセスの向上が求められています。また、都市環境において、農地は貴重な緑地であるため、保全する必要があります。

そこで、市民と協力して緑化運動を進めながら、水辺や緑の整備を進めます。

3.2 目標と指標

目 標 公園に対する満足度を高めます

指標名	現状 (H22)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
1人当たりの都市公園面積	3.65 m ²	6.50 m ²	7.00 m ²
都市計画区域面積に対する緑地の割合	22.5% 緑地面積 680ha	27.0% 815ha	27.0% 815ha
江南花卉園芸公園（フラワーパーク江南）の供用開始面積	11.3ha	21.7ha	38.9ha
尾北自然歩道の改修延長	0.0km	2.2km	2.2km
宮田導水路の上部利用による散策道の整備延長	0.0km	1.0km	4.0km

3.3 取り組み

市民の取り組み

- 花いっぱい運動などの緑化運動に積極的に参加します
- 緑化に関する学習会などへ参加します
- 街路樹や花壇などの維持管理に協力します
- 生産緑地地区を適正に維持管理します
- 区・町内会などを通じて公園の維持管理に協力します
- ベランダ、屋上、壁面の緑化や、生垣や花壇などの設置に努めます

^{*1}市では、見る人の心に潤いや安らぎ、明るさを与えてくれる色とりどりの花を市内に広めるため、「春の花いっぱいコンクール」を平成14年度より実施している。また、平成18年度からは「藤の花コンクール」、「秋の花いっぱいコンクール」を行っている。

- 生垣設置奨励補助金交付制度を活用するなどして、生垣を設置します
- 農地は適切な維持管理に努め遊休農地化を防ぎます
- 緑化に関する制度を積極的に活用します
- コンクール、イベントへ積極的に参加し、緑化運動を進めます

事業者の取り組み

- 街路樹の維持管理に協力します
- 区・町内会などによる公園の維持管理に協力します
- 敷地内に生垣や花壇などを設置します
- 開発事業などの際には、緑化を推進します
- コンクール、イベントへ積極的に参加し、緑化運動を進めます

市の取り組み

- 花いっぱい運動を展開します
- 緑化に関する学習会などを開催します
- 街路樹の整備を推進します
- 公園施設の整備・充実に努めます
- 公共交通機関を充実させ、公園へのアクセスの向上に努めます
- 公園の清掃など、市民との協働による維持管理を推進します
- 屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化、生垣設置の促進に努めます
- 緑化協定^{※2}を継続します
- 水と緑に関するイベントを開催します

^{※2}快適な工場など環境を創出し、地域の生活環境の保全向上に努めるために締結した協定で、和田工業団地の敷地面積に対する緑地面積を20%以上に定めたもの。

▼緑地の現況量

市内の緑地は下記のとおりで、平成 22 年4月1日現在の市民一人当たりの都市公園の面積は、3.47 m²で、全国平均 9.66 m²、県平均 7.29 m²(国、県とも平成 21 年度末)を下回っています。

単位:ha

区 分		市街化区域 (1)	市街化調整区域 (2)	都市計画区域 (3)=(1)+(2)	
施設緑地	都市公園	4.50	30.80	35.30	
	公共施設緑地	15.28	19.32	34.60	
	民間施設緑地	14.05	15.04	29.09	
施設緑地 計		33.83	65.16	98.99	
地域制緑地	法によるもの	生産緑地地区	15.40	-	15.40
		農用地区域	-	559.00	559.00
		河川区域	1.35	184.34	185.69
	条例によるもの	保全地区	2.10	11.76	13.86
	地域制緑地の重複		-	▲1.14	▲1.14
地域制緑地 計		18.85	753.96	772.81	
施設緑地・地域制緑地の重複		▲1.89	▲17.50	▲19.39	
緑地現況量 総計		50.79	801.62	852.41	

資料:まちづくり課・産業振興課・教育課(江南市緑の基本計画 平成 23 年3月)



△市内の小学生が、「花いっぱい運動」に取り組んでいます。



△国営木曾三川公園 フラワーパーク江南(江南花卉園芸公園)は、「生活場面提案型公園」「川と森の環境保全型公園」として、平成19年にオープンしました。



△屋上緑化には、断熱・保温効果があるため冷暖房の使用量を削減でき、また二酸化炭素を吸収する効果もあります。市では、地球温暖化防止のため、市役所西庁舎の屋上を緑化しています。

4. 生物多様性の保全

4.1 現状と課題

本市は古くから発展してきたため、まとまった山林はなく、社寺林や河畔林を含めた水辺や農地は市内に残る貴重な自然環境となっています。生き物に配慮した水辺環境の整備は進んでおり、水辺の鳥類調査や水生生物の調査は実施していますが、その他の生物については実態が把握できていません。本市の都市環境で成立している生態系は、身近な生物の多様性を知る上で重要であることから、実態を把握するとともに保全する必要があります。COP10 で採択された新戦略計画・愛知目標では、「2020年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性^{*1}の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」ことをうたっており、本市においても目標の達成に貢献する必要があります。

また、舗装面の多い都市環境において、農地を含めた緑地は雨水が浸透する場としても重要な役割があります。雨水の浸透・蒸散という健全な循環を守ることで、多様な生物の生息環境を維持することが期待できます。

そこで、既存の自然保護団体の協力を得て実態把握に努めるとともに、自然に配慮した護岸などの整備を進めます。

4.2 目標と指標

目 標	生物の生育・生息の実態を把握し保全します
------------	----------------------

指標名	現状 (H22)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
すいとぴあ江南で開催するバードウォッチング教室で確認された野鳥の種類	40 種類	40 種類	40 種類
水生生物調査によって確認された水生生物の種類	14 種類 (現状値は H23)	14 種類	14 種類
市民菜園の区画数	981 区画	1,100 区画	1,200 区画
雨水貯留浸透施設の設置数及び容量	設置数：11 個所 容量：24,750 m ³	設置数：14 個所 容量：33,750 m ³	設置数：19 個所 容量：48,750 m ³

4.3 取り組み

市民の取り組み

- 地域の生態系の保全などの活動に取り組みます
- 市のイベントを利用するなどして、水辺の自然とふれあう機会をつくります
- ビオトープ^{**2}など生物多様性に配慮した事業への関心と理解を深めます
- 保全地区・保存樹木制度などの制度を活用します

^{*1}すべての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルがある。

^{**2}ビオトープとは、その土地に昔からいたさまざまな野生生物が生息し、自然の生態系が機能する空間のこと。最近では、人工的につくられた、植物や魚、昆虫が共存する空間を指す。

- 地元産の農作物を食材として利用します
- 遊休農地の活用法について提案します
- 市民菜園を利用します
- 補助制度を活用して、雨水貯留施設や雨水浸透施設を設置します
- 敷地の舗装を最小限にし、透水面を確保します

事業者の取り組み

- 地域の生態系の保全などの活動に取り組みます
- 水辺に関する市民活動へ積極的に参加するなどして、水辺の自然とふれあう機会をつくれます
- 地元産の農作物を利用・販売します
- 雨水貯留施設や雨水浸透施設を設置します
- 透水性舗装の導入や、敷地の舗装を最小限にするなどして、透水面を確保します
- 雨水を有効に利用します
- 作業工程内で水の循環利用を図ります
- 中水^{※3}の導入を図ります

市の取り組み

- 市民参加による自然環境の実態を把握する体制を整備します
- 木曾川の水辺の自然とふれあえる場の整備及び機会を創出します
- 河川のあるべき姿の検討及び護岸整備への反映に努めます
- 緑地・農地などを保全します
- 地産地消を啓発します
- 公共施設へビオトープを導入します
- 水循環の保全に対して意識啓発を行います
- 雨水貯留浸透施設の導入を推進します
- 公共下水道の整備により不要となった浄化槽を雨水貯留施設へ転用するよう啓発します



△ビオトープには四季折々、さまざまな生き物がやってきます。

^{※3}水洗トイレ、冷却、冷房、散水などの用途向けに雑排水や工業用水の処理水などを利用するもので、水質が水道水より低い水のこと。

第3節 「ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち」を目指して

1. ごみ減量化の推進

1.1 現状と課題

本市ではごみ減量「^{こうなん}57運動^{※1}」を実施しており、その結果、市民一人一日当たりのごみ排出量及び市全体のごみ処理量は近年減少しています。買い物袋の持参については実行する市民は多いものの、生ごみの堆肥化や製品の購入に対する配慮についての実行度は、買い物袋の持参に比べて高くありません。一方、事業者ではごみ減量とリサイクルの推進に対して協力する意向が高いことから、市民、事業者と協力して全体の実行度を上げる必要があります。

また、江南丹羽環境管理組合(環境美化センター)の焼却施設が老朽化しているため、広域による新ごみ処理施設建設までの間、現在の環境美化センターが使用できるよう、ごみの減量に努めなければなりません。

そこで、引き続き、市民、事業者に対するごみ減量に関する情報提供や啓発などにより、ごみの発生・排出抑制に努めます。

1.2 目標と指標

目 標	4R ^{※2} を合言葉に市民一人一日当たりのごみ排出量を削減します
-----	---

指標名	現状(H22)	目標値(H28)	目標値(H33)
ごみ排出量	家庭系可燃ごみ 402g/人・日	家庭系可燃ごみ 394g/人・日	家庭系可燃ごみ 394g/人・日
	事業系可燃ごみ 8.5t/年・事業所	事業系可燃ごみ 7.4t/年・事業所	事業系可燃ごみ 7.4t/年・事業所
家庭用生ごみ処理機器 設置費補助基数の累計	2,898基	3,100基	3,300基
地区、団体等とのごみ減 量懇談会の実施	8回 274人	12回 360人	12回 360人

1.3 取り組み

市民の取り組み

- ごみ減量「^{こうなん}57運動」を実践します
- 過剰な包装を辞退します
- 買い物袋を必ず持参します
- 故障した製品は修理して使います
- リサイクルしやすい商品を購入します
- 繰り返し使用可能な容器や詰め替え式商品を購入します

※1 焼却場で処理するごみの量が急激に増加した平成9年度からスタートした運動で、平成8年度の市民1人1日当たりの焼却場で処理するごみの量の10%(概ね57g)の減量を目的に、江南市という名前にちなんでいる。

※2 「要らないものは買わない」「ごみの量を減らす」「繰り返し使う」「再び資源に戻す」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リフューズ(Refuse=ごみの回避)」「リデュース(Reduce=ごみの減量)」「リユース(Reuse=再使用)」「リサイクル(Recycle=再生利用)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

- 寿命の長い製品を選択して購入します
- 使わずにごみとなるような商品を衝動買いしません
- ごみ減量化に関するアイデアや情報を発信します
- ごみの減量化について家庭で話題にします
- ものを大切に作る心をはぐくみます

事業者の取り組み

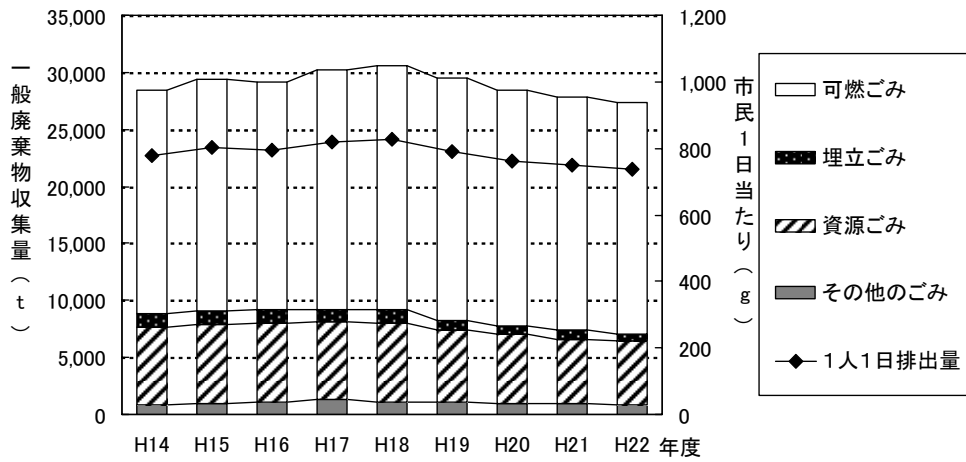
- 包装の簡素化に対し消費者の理解を求めます
- 買い物袋の持参を推奨します
- ごみ減量運動など、従業員への教育を徹底します
- 事業所内で使用する製品については、繰り返し使用可能な容器や詰め替え式商品へ転換します
- 寿命の長い製品、ごみになりにくい製品を製造・販売します
- 製品の修理体制を整備します
- 有害廃棄物などの発生を抑制するため、製品の設計、製造段階で配慮します
- 事業工程から発生するごみを削減します
- ごみ減量化計画を作成し、ごみを減量します

市の取り組み

- ごみ減量「^{こうなん}57運動」を継続します
- 買い物袋持参運動を推進します
- 包装用紙・レジ袋などの削減運動に対する小売店への指導を強化します
- ごみ処理施設などへの見学会を拡充します
- 家庭用生ごみ処理機器設置費補助金交付制度の周知に努めます
- 「廃棄物減量等推進協議会」による市民、事業者、市の連携を強化します
- ごみ減量化に関する情報を公開・啓発します
- 新ごみ処理施設建設に向け、関係団体と協議を進めます
- 使用済みはがきの回収をします

▼一般廃棄物収集量の推移

一人一日当たりのごみ発生量は、減少傾向が続いています。



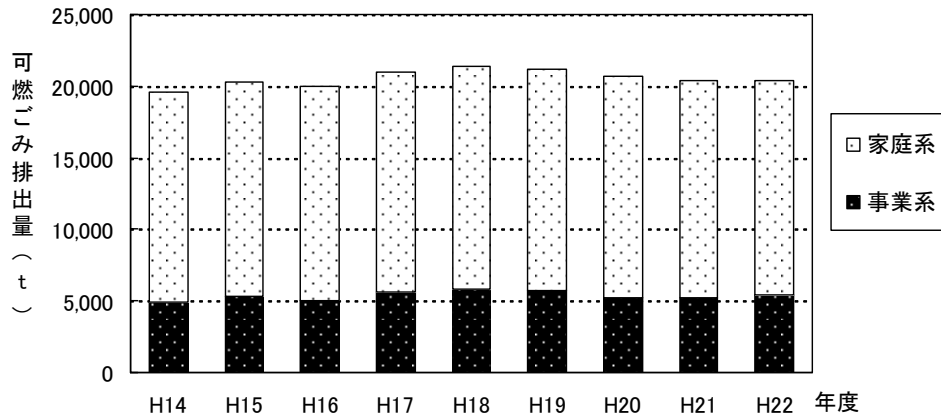
注1:その他のごみは、粗大可燃ごみ、中型可燃ごみ、粗大不燃ごみ、中型不燃ごみを含む。

注2:平成18年度からプラスチック類及び特別ごみは資源ごみに集計した。

資料:「平成23年度 清掃事業概要(平成22年度実績)」

▼可燃ごみ排出量の内訳

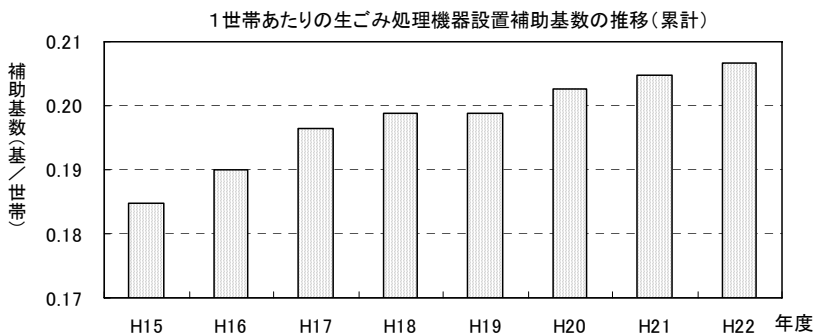
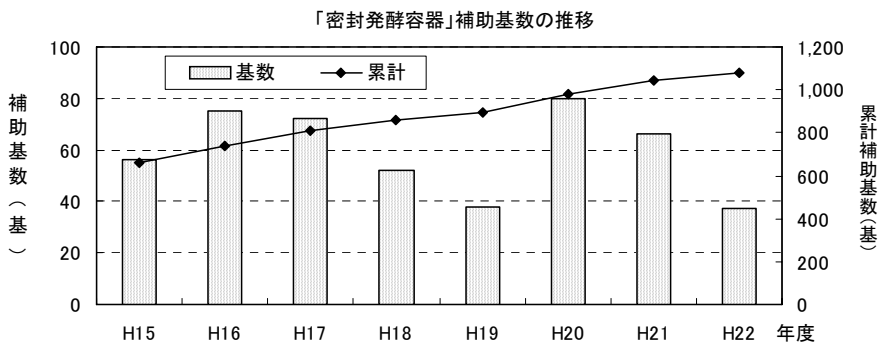
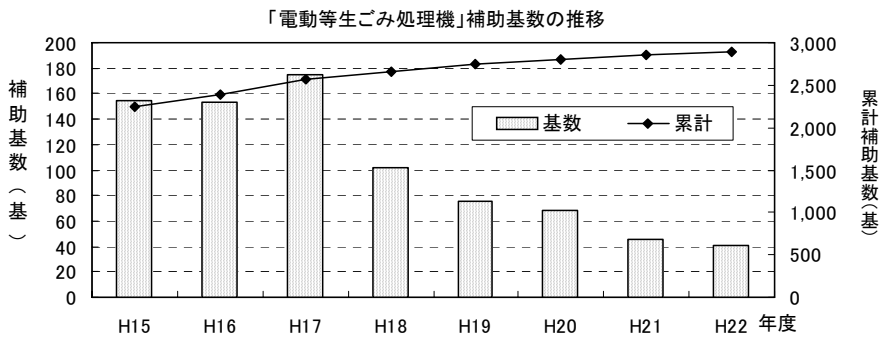
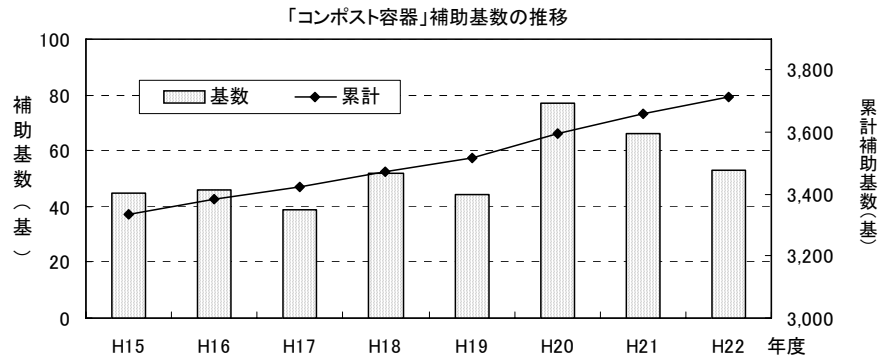
可燃ごみ排出量のおよそ3/4が家庭系、1/4が事業系となっています。



資料:「平成23年度 清掃事業概要(平成22年度実績)」

▼生ごみ処理機器設置補助件数

生ごみ処理機器の年度当たりの設置補助件数は減少する傾向がありますが、累計補助基数で見ると、5世帯に1世帯が所有するまでに普及していることになります。



資料:「平成 23 年度 清掃事業概要(平成 22 年度実績)」

2. 資源の循環利用の促進

2.1 現状と課題

本市では、ごみを29種類に細分化して分別収集を行っており、ごみ収集量の約20%が資源ごみです。リサイクル率は、県下でもいち早くごみ減量対策に取り組んできたこともあり、全国的に見ても高い水準を維持しています。

今後も、収集する前の段階から、より一層、ごみを減らす努力が必要です。そのためには、まだ使える資源を再利用し、循環利用に取り組まなければなりません。市では保育園、小学校、街路樹、公園などの植栽の剪定枝や落ち葉を堆肥化し、活用する取り組みも進めています。また既存の法律では回収の対象外となっながら、レアメタル^{※1}や金、銀、銅などの有用金属を含む小型家電製品は新たな回収制度の検討が進められており、本市でも携帯電話、PHSの回収は行っているものの、本格的な対応が必要となります。

そこで、市民団体や自治会などと協力しながら、資源の循環利用に関する情報提供や啓発などを行い、法改正などにも柔軟に対応しながら資源の循環利用を促進します。

2.2 目標と指標

目 標	資源のリサイクルに努めます
------------	----------------------

指標名	現状(H22)	目標値(H28)	目標値(H33)
ごみの資源化率 ※(資源化量÷収集ごみ量)×100	25.7%	30.0%以上	30.0%以上
リサイクル率 ※(資源化量+集団回収量)÷(収集ごみ量+直接搬入ごみ量+集団回収量)×100	31.0%	36.0%以上	36.0%以上
リサイクルバンクの年間成立件数	103件	160件	160件

2.3 取り組み

市民の取り組み

- ごみの分別を徹底します
- 子供会などによる廃品回収の実施に協力するなどして、資源回収活動を進めます
- 環境フェスタ、フリーマーケット、リサイクルバンクなどの情報を活用します
- 再生品の使用を心がけ、エコマーク、グリーンマークなどを目安にして製品を購入します
- 再生紙でできた製品の利用に努めます

^{※1}ニッケルやプラチナ、タングステンなど31種類あり、日本ではほとんど採掘されない。レアメタルには「超伝導性」「強磁性」などさまざまな特性があるため、携帯電話やゲーム機、デジタルカメラなどの小型家電からハイブリッドカー、電気自動車まで幅広く使われ、日本の産業には欠かせないものとなっている。

- 家庭用生ごみ処理機器設置費補助金交付制度を利用して生ごみ処理機を導入するなど、生ごみの堆肥化を進めます
- 建て替えなどで排出される柱、梁などの古材を再利用します
- 家電リサイクル法を守ります
- リサイクルの定着した生活習慣を身につけます

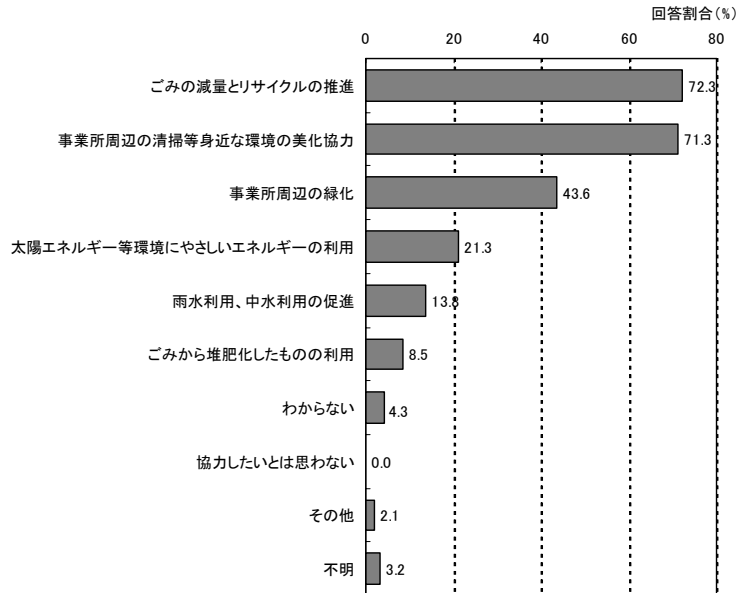
事業者の取り組み

- 梱包材などのリユースを進めます
- 販売ルートを利用して取扱商品の容器などの拠点回収を行うなど、リサイクル市場を積極的に整備し、回収ルートの拡大を図ります
- 再生品を積極的に製造、販売し、消費者への浸透、需要拡大を図ります
- 再生品の使用を心がけ、エコマーク、グリーンマークなどを目安にして物品を購入します
- 再生紙を利用した製品の製造・販売に努めます
- 再生紙でできた製品の利用に努めます
- ダイレクトメールやチラシなどの紙媒体を使う広告方法を避けるよう努めます
- 建て替えなどで排出される柱、梁などの古材を再利用します
- 製造業においては、リサイクルを製造の段階から組み入れた生産体制を整備します
- リサイクルマニュアルを作成します
- 廃棄物問題担当者を選任し、研修、教育を徹底します
- 異業種間の交流を図り、副産物の再使用、リサイクル技術の開発、普及を進めます
- リサイクルしやすい材質や、分解しやすい形状など、リサイクルしやすい製品を製造・販売します

市の取り組み

- 家庭用品リサイクルバンク情報を充実させます
- 再生品の品目、取扱店などの再生品情報を提供します
- 落ち葉などの堆肥化を推進します
- 家庭用生ごみ処理機器設置費補助金交付制度の周知に努めます
- 建て替えなどで排出される柱、梁などの古材の再利用の促進に努めます
- グリーン購入制度を推進します
- ボランティア分別指導員と協働で、分別指導を強化します
- 資源回収団体の育成及び助成制度を充実させます
- 市民、事業者への意識の啓発に努めます
- 携帯電話、PHSを回収し、リサイクルします

▼事業所意識調査結果 環境保全のために協力できること



ごみ減量とリサイクルの推進、事業所周辺の美化活動などは事業者の協力の意向が強くなっています。



△市内の保育園では、ごみ減量も兼ねて、園庭の落ち葉をたい肥化し、「緑のカーテン」の土壌に利用しています。



△資源ごみ集積場では、ボランティア分別指導員の方々が分別指導にあたっています。



△市の塵芥収集車は、廃食用油をリサイクルしてつくられるBDF(バイオ・ディーゼル・フューエル)を燃料として使用しています。

3. ごみの適正な処理

3.1 現状と課題

ごみ減量、資源の循環利用を進めても、ごみが必ず発生します。可能な限りのごみの減量化と徹底した分別による資源化を行った後の廃棄物は、環境汚染を生じることのないよう適正に処理しなければなりません。

しかし、いまだに家庭や事業所での違法な焼却や不法投棄に関する苦情、不適切な排出による事故も発生しており、早急な対策が求められています。

そこで、ごみ処理に関する問題点と課題に関する情報を提供し、適正なごみの出し方を周知することにより、ごみの適正処理に努めます。

3.2 目標と指標

目 標	不法投棄を防止します
------------	------------

指標名	現状 (H22)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
ごみの不法投棄の件数	145 件	135 件	125 件
ごみの不法投棄防止看板の貸与枚数	85 枚	80 枚	75 枚
不法投棄防止パトロールの実施地区数	4 地区	4 地区	4 地区
資源ごみ集積場所への監視カメラ設置基数及び箇所数	5 基 15 か所	5 基 20 か所	5 基 25 か所

3.3 取り組み

市民の取り組み

- 不法投棄はしません・させません
- ごみをポイ捨てできないよう、環境美化に努めます
- 空き地などは不法投棄できないよう適切に管理します
- 不法投棄を見かけたら、速やかに市へ連絡します
- ごみ処理施設の見学などにより、ごみ処理システムへの理解を深めます
- 近隣の方の迷惑になる屋外燃焼行為はしません・させません
- 「ごみカレンダー」、「ごみの正しい分け方・出し方小事典」及び市のホームページを参考に、適切にごみを処理します

事業者の取り組み

- 不法投棄はしません・させません
- 適正な処理をしやすい製品を製造・販売します
- 自らの責任において、排出したごみを適正に処理します

- 一般廃棄物を委託処理するときは適切な処理を行う業者を選定し、最終段階まで責任を持って行います
- マニフェストシステム^{※1}による産業廃棄物の適正処理を行います
- 法令の構造基準に沿った焼却炉以外での廃棄物の焼却^{※2}はしません

市の取り組み

- 不法投棄の防止を啓発します
- 不法投棄をさせないような土地(雑木林、遊休地、空き地など)の管理を指導・啓発します
- 不法投棄を防止するため、不法投棄防止の看板を貸し出します
- 不法投棄を防止するため、資源ごみ集積場所へ監視カメラを設置します
- ごみの適正処理に関する市民、事業者の役割など意識を啓発します
- 必要に応じてごみの分別品目や資源の回収体制を見直します
- ごみ収集・管理事業を適切に実施します
- 近隣の方の迷惑になる屋外燃焼行為の防止に努めます



△不法投棄を防止するため、一部の資源ごみ集積所へ不法投棄監視カメラを設置しています。

^{※1}マニフェストとは産業廃棄物による環境汚染や不法投棄の防止などのため、産業廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取り扱い上の注意などを記載した産業廃棄物管理票のこと。産業廃棄物処理工程が記載されることにより、不適正処理や不法投棄を防止することを目的としている。

^{※2}愛知県の県民の生活環境の保全等に関する条例第66条において、一定の基準を満たす焼却炉を用いなくて、屋外でゴム、皮革、合成樹脂、ピッチ、油脂、草及び木(木材を含む)、紙又は繊維を燃焼させる行為は原則禁止されている。

第4節 「青い地球を次の世代につなぐまち」を目指して

1. 低炭素社会に向けた活動の実践

1.1 現状と課題

近年、エネルギーや資源の消費などに伴って排出される二酸化炭素などの温室効果ガスが増加することで、地球温暖化が進み深刻な問題となっています。日本では、家庭や業務部門の二酸化炭素の排出量が増加を続けていることから、日常の生活や事業活動における対策が必要となっています。本市においても、電灯需要量の増加に見られるように、エネルギーの使用量が増加しています。

地球温暖化を解決するために、私たちはこれまでのライフスタイルを見直し、より一層環境に配慮した無駄のない生活を送る必要があります。本市では、庁内の事務事業を対象に、江南市地球温暖化対策実行計画を平成19年度に策定し、率先的に地球温暖化対策に取り組んできました。

そこで今後も、率先的に地球温暖化対策に取り組むとともに、市民、事業者に対し、省エネルギー行動の普及促進、環境への配慮の啓発などを行い、地域全体で省エネルギー・省資源を進め、低炭素社会^{※1}の構築を目指します。

1.2 目標と指標

目 標	エネルギー使用量を減らします
-----	----------------

指標名	現状 (H22)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
市民1人当たりの二酸化炭素排出量 (炭素換算)	1.51t. c/人. 年	1.32t. c/人. 年	1.32t. c/人. 年
電灯需要量	3.88kw/口 51,551口 200,215kw	3.88kw/口	3.88kw/口
「緑のカーテン」チャレンジの実施件数	市民: 159件 公共施設: 27件 事業所等: 4件	市民: 180件 公共施設: 33件 事業所等: 10件	市民: 200件 公共施設: 40件 事業所等: 15件

1.3 取り組み

市民の取り組み

- 照明・冷暖房を適正に使用し、入浴は続けて行い、追い焚きは少なくするなど、エネルギー消費を抑制します
- 過剰包装を辞退します
- 雨水をためておき、庭の草木や花壇の散水に使用するなど、有効に利用します
- 節水型機器の導入や、風呂水を洗濯に使うなど水を有効に利用し節水に努めます
- 緑のカーテンを実施します

^{※1}地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のこと。

- 自転車や公共交通機関などを積極的に利用し、できるだけ自動車の使用を控えます
- 「ノーカーデー」に積極的に取り組みます
- 夏至ライトダウン(ブラックイルミネーション)やセタライトダウン(クールアース・デー)などの節電ライトダウンに参加します
- 自動車の運転時には急発進、急加速をやめるなどエコドライブ^{※2}を実践します
- 自動車の定期点検を実施します
- カーシェアリング^{※3}を利用します
- 各家庭で環境家計簿をつけます

事業者の取り組み

- 照明・冷暖房の適正な使用など、無駄なエネルギーを消費しません
- 過剰包装を抑制し、簡易包装に努めます
- 再生紙を利用した製品の製造・販売に努めます
- 効率の良い製造ラインを検討します
- 節水型機器の導入や、トイレの擬音装置などを利用し節水に努めます
- 緑のカーテンを実施します
- 自転車や公共交通機関などを積極的に利用し、できるだけ自動車の使用を控えます
- マンションやアパートの建設の際には、カーシェアリングの導入を検討します
- 効率の良い運行ルートや車両運行計画を立て、車両の走行量を削減します
- 共同輸配送システムを導入するなど、物流の合理化を図り、車両の走行量を削減します
- 「ノーカーデー」に積極的に取り組みます
- 夏至ライトダウン(ブラックイルミネーション)やセタライトダウン(クールアース・デー)などの節電ライトダウンに参加します
- 自動車の運転時には急発進、急加速をやめるなどエコドライブを実践します
- 自動車の定期点検を実施します
- 事務作業のOA化や文書ファイリングシステムを導入し、ペーパーレス化に努めます
- 環境自主行動計画の策定をします
- ISO14001^{※4}の認証取得に努めます
- エコアクション21^{※5}の認証取得に努めます

^{※2}エコドライブとは、「環境に配慮した自動車の使用」のこと。具体的には、やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止める、暖気運転を適切にするなど燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素の排出量を減らす運転のこと。

^{※3}自動車を複数の人が共同で利用する仕組みのこと。複数の人で車を所有(シェア)することにより、家庭で所有する車の台数が減り、結果的に二酸化炭素の排出削減や渋滞の緩和、駐車場不足の解決、公共交通利用の促進などにつながると期待されている。

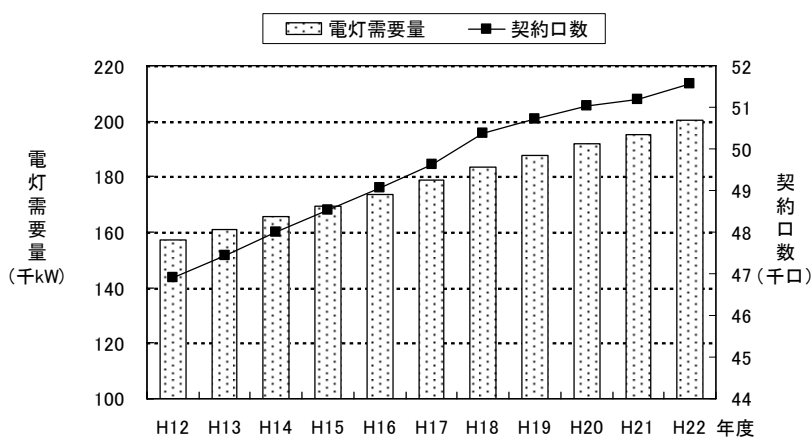
^{※4}国際標準化機構(International Organization for Standardization)が定めた環境を管理する仕組み(環境マネジメントシステム)の国際標準規格。PDCA サイクルに基づく、継続的改善を基礎とした環境マネジメントシステムを築くための要求事項が定められている。第三者機関による審査を受けて認証登録される。

^{※5}エコアクション21は、全ての事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取り組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインのこと。

市の取り組み

- 省エネ行動を推進します
- 節水対策を推進します
- 緑のカーテンの普及に努めます
- 自転車利用を促進します
- 夏至ライトダウン(ブラックイルミネーション)やセタライトダウン(クールアース・デー)などの節電ライトダウンを呼びかけます
- 公共交通機関を拡充し、市民の自動車利用を削減します
- 自動車の定期点検を実施します
- 公用車のエコドライブに努め、普及を図ります
- カーシェアリング^{※1}の普及促進を図ります
- 環境家計簿の利用を促進します
- 事務のOA化や文書ファイリングシステム導入によるペーパーレス化を推進します
- 地球温暖化対策実行計画を実践します
- 市役所におけるクールビズ、ウォームビズを実施します

▼電灯需要量の推移



市内の電灯需要は需要量、契約口数ともに増加傾向が続いており、エネルギー使用量が年々増加しています。

資料:「こうなんの統計」

^{※1} 自動車を複数の人が共同で利用する仕組みのこと。複数の人で車を所有(シェア)することにより、家庭で所有する車の台数が減り、結果的に二酸化炭素の排出削減や渋滞の緩和、駐車場不足の解決、公共交通利用の促進などにつながると期待されている。



△市役所ではゴーヤ、アサガオ、キュウリ、カボチャなどで緑のカーテンを作り、夏の暑さを和らげました。



△雨水タンクは、貯めた雨水を花壇にまいたり、洗車に利用できるため、節水になります。また、トイレの流し水などにも利用できるため、災害などの緊急時にも役立ちます。

2. 新エネルギー、省エネ設備の普及促進

2.1 現状と課題

平成 23 年3月の福島第一原子力発電所の事故により、それまでの原子力利用を軸にしたエネルギー政策について見直しが進められています。原子力発電が縮小された場合、発電は化石燃料に依存する割合が高くなることが考えられ、温室効果ガス排出量の削減目標達成が厳しくなることが予想されます。しかし、国際社会においては、日本は京都議定書^{※1}の第一約束期間の排出削減目標を守ることが求められます。

現段階では、行動の見直しだけでは低炭素社会^{※2}の構築という目標達成は非常に厳しいことから、地球温暖化対策として再生可能エネルギー^{※3}の導入や、省エネ設備への更新・導入も同時に行う必要があります。

そこで、省エネルギーや代替エネルギー設備の普及促進、環境への配慮の啓発などを行い、省エネルギー・省資源を進めます。

2.2 目標と指標

目 標 新エネルギー、省エネ設備の導入を進めます

指標名	現状 (H22)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
住宅用太陽光発電システム 設置費補助 (年間)	4,413,000 円 61 件	12,000,000 円 150 件	15,000,000 円 187 件
公用車の低公害車の導入率	25.9% 低公害車：30 台 公用車：116 台	44.8% 低公害車：52 台 公用車：116 台	44.8% 低公害車：52 台 公用車：116 台

2.3 取り組み

市民の取り組み

- LED照明や省エネ基準達成製品^{※4}などの省エネルギー型商品の利用に努めます
- 住宅の新築、改築時には断熱効果などを考慮した省エネルギー型の住宅にするよう努めます
- エコキュートやエコジョーズ^{※5}などの高効率給湯器の導入に努めます

^{※1}平成9年(1997年)12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約会議(COP3)において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量についての法的拘束力のある数値目標が決定され、我が国は、2008～2012年の目標期間中に、温室効果ガスの排出量を1990年比で6%削減することを目標としている。

^{※2}地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のこと。

^{※3}自然環境で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な、枯渇しないエネルギー資源のこと。水力、バイオマス、太陽光、太陽熱、風力、地熱、波力などがあり、このうち十分普及していないものを新エネルギーという。

^{※4}「エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下、省エネ法)」に基づき、省エネ型の製品を製造するために機械器具がクリアするよう課された基準値を達成した製品。

^{※5}「エコキュート」はヒートポンプの原理を利用してお湯をつくり出す電気給湯器。「エコジョーズ」は潜熱を回収して再利用することで、従来型に比べエネルギーロス5%までに抑えたガス瞬間給湯器。

- 太陽光発電システムや太陽熱利用機器などの自然エネルギーの有効利用に努めます
- 環境に配慮した低公害車の購入に努めます

事業者の取り組み

- LED照明や省エネ基準達成製品などの省エネルギー型商品の利用に努めます
- 製造現場への省エネルギー型機器の導入に努めます
- 省エネルギー型建物の建設や利用に努めます
- 省エネルギー型製品や技術の開発に努めます
- 廃熱の有効利用を図ります
- エコキュートやエコジョーズなどの高効率給湯器の導入に努めます
- 太陽光発電システムや太陽熱利用機器などの自然エネルギーの有効利用に努めます
- 環境に配慮した低公害車の購入に努めます

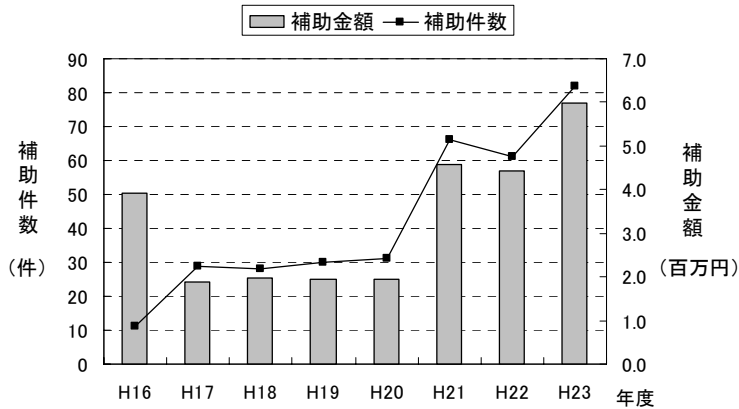
市の取り組み

- 住宅用太陽光発電システム設置に対する補助金を拡充します
- LED照明や省エネ基準達成製品などの省エネルギー型商品の利用に努めます
- 省エネ設備・機器の普及促進に努めます
- 新エネルギー設備の普及促進に努めます
- 低公害車への転換及び普及促進に努めます
- 環境に配慮した低公害の公用車を導入します
- 公共施設へ太陽光発電システムを設置します



△地球温暖化防止の一環として、市役所の屋上を始め、北部中学校や古知野中学校の体育館の屋根に、太陽光発電システムを設置しています。

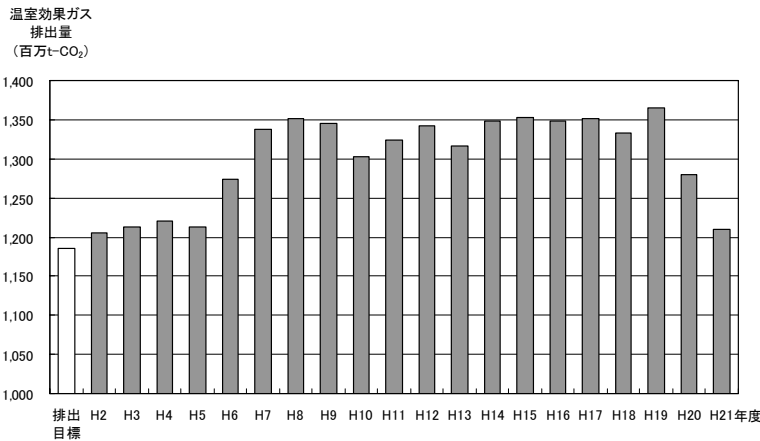
▼住宅用太陽光発電システム設置費補助件数及び補助金額



資料:環境課

太陽光発電システムの設置費の補助件数、補助金額は、平成21年度以降、大幅に増加しています。平成23年度までの累計補助件数は、338件のぼっています。

▼日本における温室効果ガス排出量の推移



資料:全国地球温暖化防止活動推進センター

日本の温室効果ガス排出量は、平成6年度以降、大きく増加し、高い状態で推移していました。平成20年度以降は、景気の低迷により急激に減少しています。

今後、化石燃料の使用状況によっては、この減少量が相殺されるおそれがあります。

▼COP17－気候変動枠組条約第17回締約国会議－

平成23年(2011年)11月28日から12月11日まで南アフリカ共和国ダーバンにおいて、気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)、京都議定書第7回締約国会合(CMP7)などが行われました。

前年メキシコで行われたCOP16では、京都議定書の延長を求める新興国の主張と、現行の議定書には参加していないアメリカや中国など全ての国に削減義務を求める考え方が対立し、この議論は先延ばしになった形になっていました。

COP17では、将来の枠組みへの道筋、京都議定書第二約束期間に向けた合意、緑の気候基金、及びカンクン合意(メキシコ)の実施のための一連の決定、という4つの大きな成果がありました。

将来の枠組みに関しては、すべての国が参加する新枠組みの構築に向けて「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を立ち上げ、可能な限り早く、遅くとも2015年中に作業を終えて、議定書、法的文書または法的効力を有する合意成果を2020年から発効させることに合意しました。

京都議定書については、第二約束期間の設定に向けた合意が採択されました。日本、カナダ、ロシアなどは、将来の包括的な枠組みの構築に資さないため、第二約束期間には参加しないことを明らかにしました。欧州連合(EU)やノルウェーなど第二約束期間に参加する先進国の削減目標の設定をCOP18で行うこととなりました。

また、将来の枠組みに加え、発展途上国の対策を支援する「緑の気候基金」を設置することに合意しました。気候変動への緩和と適応のためや森林伐採の削減のための市場メカニズム、技術移転のための環境対策基金となります。

日本は、東日本大震災後においても地球温暖化対策に積極的に取り組んでいること、現在新しいエネルギーベストミックス戦略・計画に向けた検討と、今後の地球温暖化対策の検討を表裏一体で進めていることを説明しました。また、地球温暖化対策への効果的な取り組みとして「世界低炭素成長ビジョンー日本の提言」を公表したことや、日本が約束した官民合わせて150億ドルの短期資金を今後も着実に実施していくことを表明しました。

なお、次回のCOP18はカタールがホストし、2012年にドーハで開催されることとなりました。

3. 公共交通の充実と利用促進

3.1 現状と課題

温室効果ガス排出量のうち運輸部門では、自家用車による影響が大きいと言われています。市内の自動車保有台数は増加傾向にありましたが、平成 17 年以降は横ばい傾向となっており、おおむね 1.6 人で1台を所有していることとなります。現在市内ではバス、電車の利用者の減少が続いていますが、公共交通の充実は、交通弱者への配慮とともに、地球温暖化対策としても重要です。

そこで、公共交通機関の存続のための意識改革に努めながら、路線バスの新設・増発やコースの変更を要望していきます。また、いこまいCAR^{*1}(定期便・予約便)の利用促進を図りながら、市内全体の公共交通に関する検討をするとともに、歩行者や自転車利用者の安全確保に努め、自動車による環境負荷の低減に努めます。

3.2 目標と指標

目 標	公共交通機関の利用を促進します
------------	-----------------

指標名	現状 (H22)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
都市計画道路の歩道整備率	70.4%	72.5%	74.0%
既存バス路線の利用促進	7 路線	7 路線	7 路線

3.3 取り組み

市民の取り組み

- 駐輪場・駐車場を利用し、自転車の放置や違法駐車はしません
- 自宅周辺の歩道の美化に心がけます
- 自転車や公共交通機関などを積極的に利用し、できるだけ自動車の使用を控えます

事業者の取り組み

- 駐輪場・駐車場を利用し、自転車の放置や違法駐車はしません
- 立て看板、自動販売機など、歩行の障害となるものを歩道に立てません・はみ出させません
- 事業所周辺の歩道の美化に心がけます
- 自転車や公共交通機関などを積極的に利用し、できるだけ自動車の使用を控えます

市の取り組み

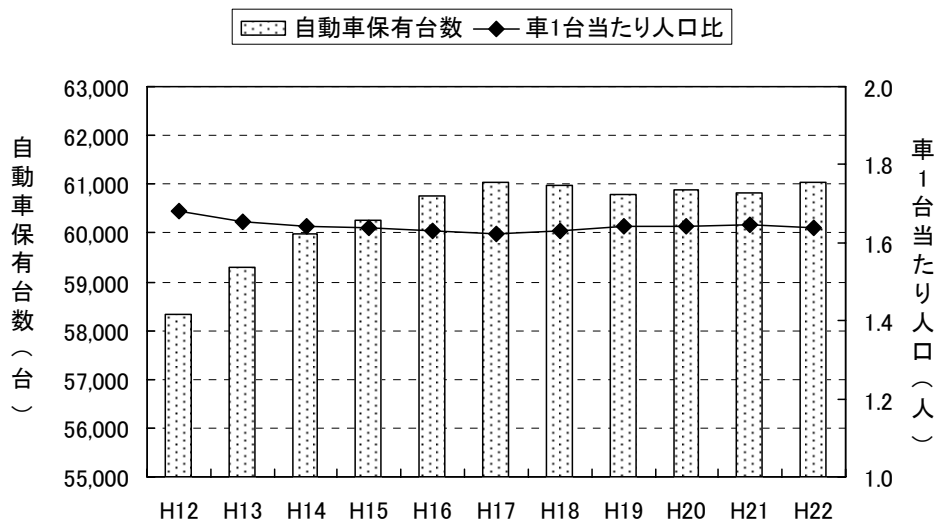
- いこまいCARの利用を促進します
- 歩行者・自転車の安全の確保に努めます

^{*1}いこまいCARとは、市民の交通手段を確保するためにタクシーを利用した市独自の制度で、定時定路線を1人100円で利用できる定期便と、利用日前日までに予約すると市内をメーター料金の半額で利用できる予約便の2種類がある。

- 交差点改良、側溝の有蓋化(ふたかけ)を推進します
- 駐輪場を適正に配置します
- 道路の整備、維持管理に努めます
- 公共交通機関を充実させるよう働きかけます
- 電線類の地中化を検討します
- 市内全体の公共交通に関する検討を行います

▼自動車保有台数の推移

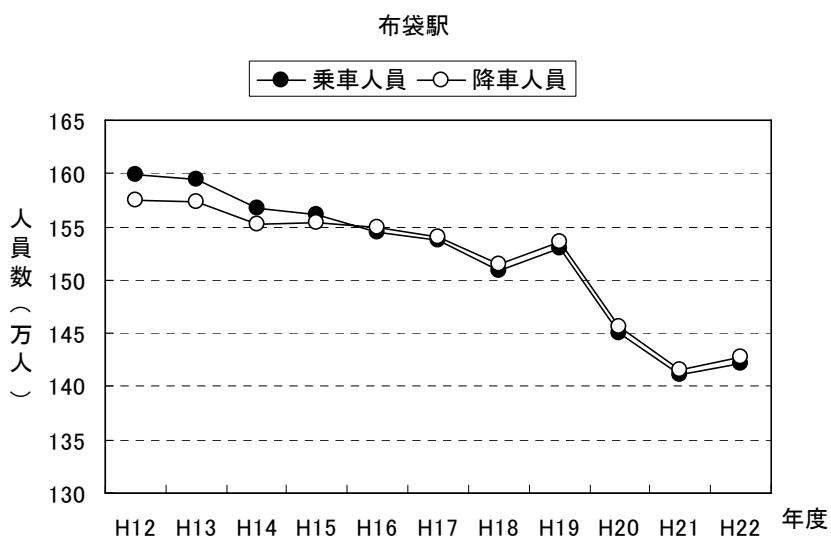
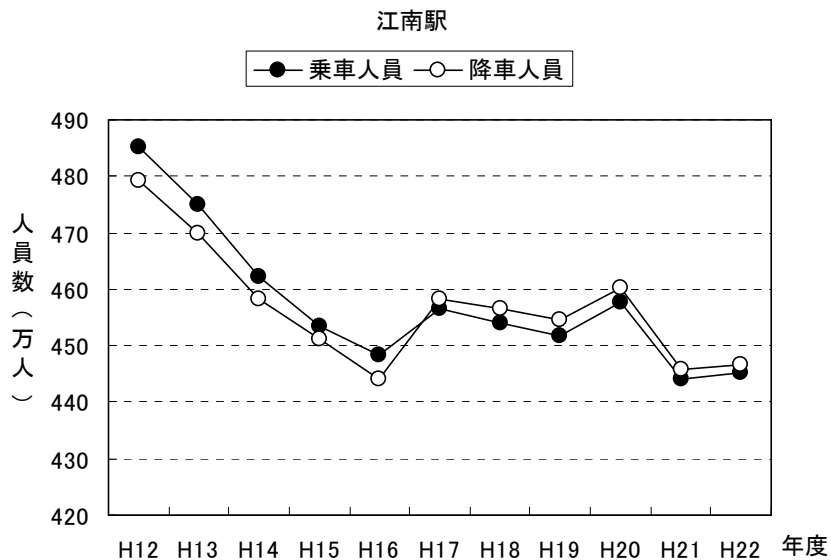
市内の自動車保有台数は増加傾向にありましたが、平成 17 年以降、横ばい傾向となっており、おおむね 1.6 人で1台を所有していることになります。



資料:「こうなんの統計」(各年3月31日現在(軽自動車は各年4月1日現在))

▼名鉄電車乗降客数の推移

名鉄江南駅の乗降客数は、多少の変動が見られるものの、減少傾向が続いています。



資料:「こうなんの統計」



△市民の皆さんが自転車を利用しやすいよう、名鉄江南駅周辺に6か所、布袋駅周辺に2か所の無料自転車等駐車を設置しています。

4. オゾン層保護対策の推進

4.1 現状と課題

地球温暖化対策以外にも、オゾン層の保護、水循環の保全、森林資源の保全など、環境を保全するために実践すべき取り組みは多岐にわたります。特にオゾン層は、生物にとって有害な紫外線を吸収し、生態系を保護する重要な役割を果たしていることから、私たちの生活にも深く関わっています。

これらの取り組みは、地球温暖化対策と同様、私たち自身が環境破壊の担い手になりうることを自覚し、日常活動の中で、実践することが求められます。オゾン層は、冷蔵庫やエアコンの冷媒として使用されていたフロンなどの化学物質が原因で破壊されます。現在、これらを含む製品は製造禁止ですが、既存の製品には未だ含まれているものがあります。このため、私たち一人ひとりが冷蔵庫やエアコンなどを適切に処理し、オゾン層破壊物質の排出抑制に取り組まなければなりません。

そこで、オゾン層の保護を始めとするこれらの取り組みに関する情報の提供や啓発などを行い、地球規模の環境問題に取り組めます。

4.2 目標と指標

目 標	地球規模の環境保全に努めます
------------	----------------

指標名	現状 (H22)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
冷蔵庫、エアコンの不法投棄件数	4 件 うち冷蔵庫 4 件 エアコン 0 件	3 件 うち冷蔵庫 3 件 エアコン 0 件	2 件 うち冷蔵庫 2 件 エアコン 0 件

4.3 取り組み

市民の取り組み

- フロンを使用している冷蔵庫・エアコンの廃棄時には、家電リサイクル法に従って適切に処理します
- ノンフロン製品を利用します

事業者の取り組み

- 業務用の冷蔵庫、エアコンなどの廃棄時には、フロン回収指定店などでフロンを適切に処理します
- オゾン層破壊物質の使用合理化と排出抑制に努めます
- ノンフロン製品を利用します

市の取り組み

- 家電リサイクル法による冷蔵庫・エアコン回収の徹底及び実績を把握します
- 冷蔵庫・エアコンの不法投棄の防止を強化します



△古い冷蔵庫やエアコンを不法投棄すると、景観を損ねるばかりでなく、環境破壊を引き起こす原因となります。

第4部 計画の推進に向けて

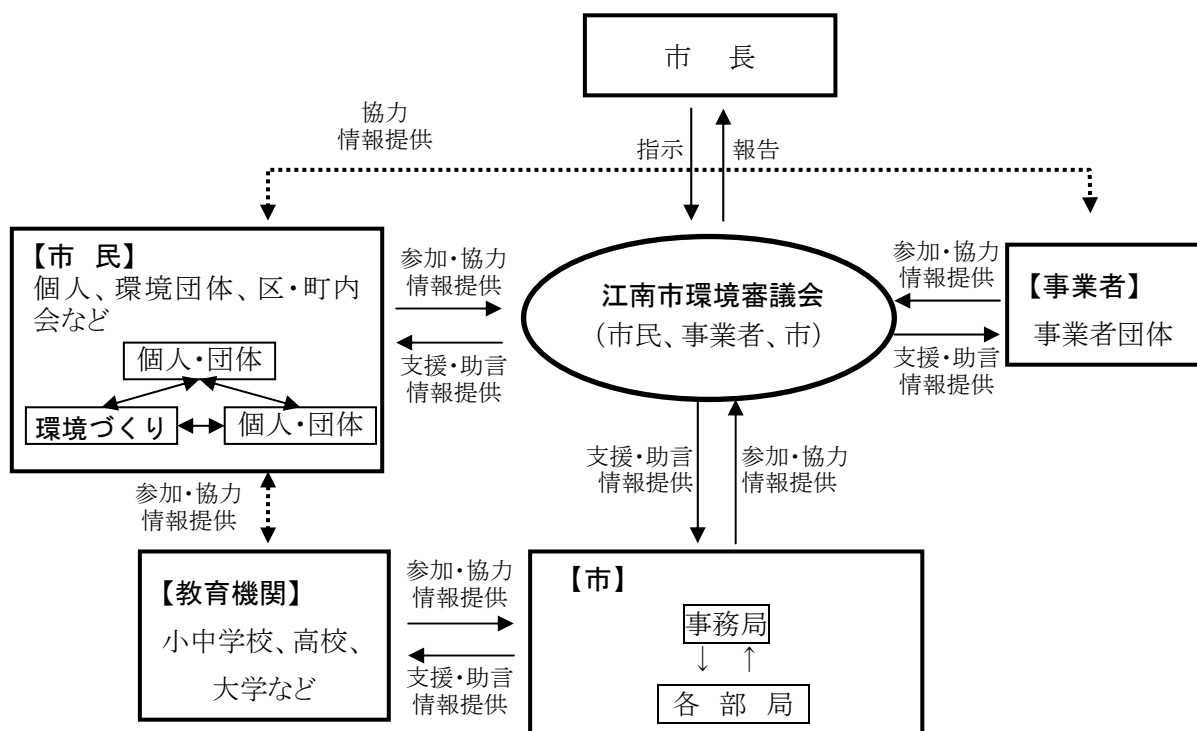
第1章 みんなの体制づくり及び推進体制の強化

第1節 推進体制

平成23年度に制定された江南市市民自治によるまちづくり基本条例において、市民、事業者は交流しながら相互に助け合うとともに、地域課題の解決などに向けて協力し、行動するよう努めることが求められています。

本計画は、市民、事業者、市が協働で環境に関する取り組みを推進します。また市は、庁内各部署が連携して取り組みを進めます。

市民、事業者、市で構成する江南市環境審議会に、計画に関する情報が集約されます。審議会では、指標をもとに進捗状況を把握し、必要に応じて助言を加え、個人や団体のつながりを深めながら環境課題の解決に向けて行動します。



第2節 江南市環境審議会

江南市環境基本条例に基づき設置された江南市環境審議会では、必要に応じて本計画の変更、環境に関する基本的事項や施策などについて、公正かつ専門的な立場から審議します。

第3節 重点的取り組みの推進

望ましい環境像の実現に向けて掲げた4つの環境目標のそれぞれについて、先導的役割を果たす取り組みを重点的取り組みとして定め、市民、事業者、市の連携のもと、その推進を優先的に図ります。

重点的取り組みの推進にあたっては、庁内各部局間の意見調整、周辺自治体との協調、市民、事業者との連携により効果的に施策を進めます。

環境目標	重点的取り組み
I 地域の環境づくりにみんなで取り組むまち	エコ人材の発掘・育成
II さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち	生活マナーの向上
III ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち	ごみ減量「57運動」 ^{こうなん} *1の推進
IV 青い地球を次の世代につなぐまち	地球温暖化対策の推進

1. エコ人材の発掘・育成

市民、事業者の自主的な取り組みを支援するにあたり、現段階で活躍している人・団体の先導的な活動を支援し、その風潮を全市に広げることも有効です。市民にとって身近な人が活動していることは、参加のハードルを下げる効果があります。

そのためには、各自が動きやすい仕組みを作る必要があります。そこで、市内における環境保全活動をしやすくするため、個々の分野について専門家を発掘するとともに、相互に高め合う仕組みを構築します。

●活動団体・個人のリスト作成

プロジェクト推進の基盤となる既存の活動団体や、地球温暖化防止活動推進員、環境カウンセラーなどの専門家のリストを作成し、随時更新します。

環境団体、個人のリストを基に、庁内各部局の取り組みの中で必要に応じて協力を要請するとともに、活動内容は積極的に広報などにより紹介します。

環境目標	団体例	活動分野
II さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち	〇〇会	自然環境保全
	〇〇会	清掃活動
III ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち	〇〇会	ごみ減量
	〇〇会	再資源化
IV 青い地球を次の世代につなぐまち	〇〇会	地球温暖化対策

*1 焼却場で処理するごみの量が急激に増加した平成9年度からスタートした運動で、平成8年度の市民1人1日当たりの焼却場で処理するごみの量の10%（概ね57g）の減量を目的に、江南市という名前になんでいる。

2. 生活マナーの向上

市に寄せられる苦情の大半を占める屋外燃焼行為（いわゆる野焼き）、雑草除去、ごみの不法投棄などの都市・生活型公害をなくすため、生活マナーの向上が求められています。現在、広報、市ホームページ、区・町内会への回覧などによって呼び掛けを行っていますが、今後も苦情に対応するだけでなく、苦情の発生を未然に防ぐ啓発活動を強化します。

●区・町内会や関係市民団体などと協力して地域全体で啓発

都市・生活型公害対策としては、実態把握とともに必要な啓発や指導などを行ってきましたが、今後も市民一人ひとりの環境に対する意識の高揚を図り、環境に配慮した行動を促すなどして、都市・生活型公害の発生の防止に取り組んでいく必要があります。

また、市が主体となって違反行為を取り締まるのではなく、地域全体が一体となって、地域ぐるみで快適な環境づくりへの取り組みを進めることが大切です。

今後は、快適な生活環境づくりに向けて市民意識の高揚を図るとともに、みんなで快適な生活環境をつくるため、市民の主体的な活動を促進していきます。

3. ごみ減量^{こうなん}57運動の推進

ごみ減量を目的にしたごみ減量^{こうなん}「57運動」^{※1}は、平成9年度に始まり、10年以上継続しています。近年は、その成果がはっきりとごみの排出量に現れてきました。ごみ排出量の削減と、徹底的な資源の分別は、今ではどの自治体でも常識になっていますが、将来的なごみ処理への不安を軽減するため、本市では今後も継続していきます。

●現状の詳細な情報の伝達

運動開始から10年以上経過した今、市民のごみ減量に向けたモチベーションを維持するため、広報によるごみの分け方とその目的については、結果も含めてこれからも詳しく紹介していきます。また、ごみ排出量や処理費用の報告を続けるほか、環境フェスタを通じてごみ減量、資源の再利用などのアイデアを広めます。また、環境フェスタに参加している市民団体とは、個別の啓発イベント開催時に協力できるよう、引き続き連携を強めます。

なお、必要に応じて分別品目や資源の回収体制を見直し、効率のよい資源回収に努めます。

^{※1}焼却場で処理するごみの量が急激に増加した平成9年度からスタートした運動で、平成8年度の市民1人1日当たりの焼却場で処理するごみの量の10%（概ね57g）の減量を目的に、江南市という名前にちなんでいる。

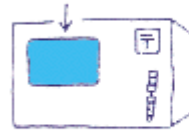
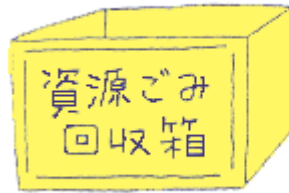
▼ごみ減量に関する情報の例

雑がみの分別で「ごみ」から「資源」に！

可燃ごみ収集袋の中身の約3割は、紙類です。紙類はリサイクルできる貴重な資源です。リサイクルできる紙は、可燃ごみに出さず、雑がみとして資源ごみに出してください。

ご家庭にリサイクル箱を用意

ビニールは取り除いて



小さい紙片はまとめて



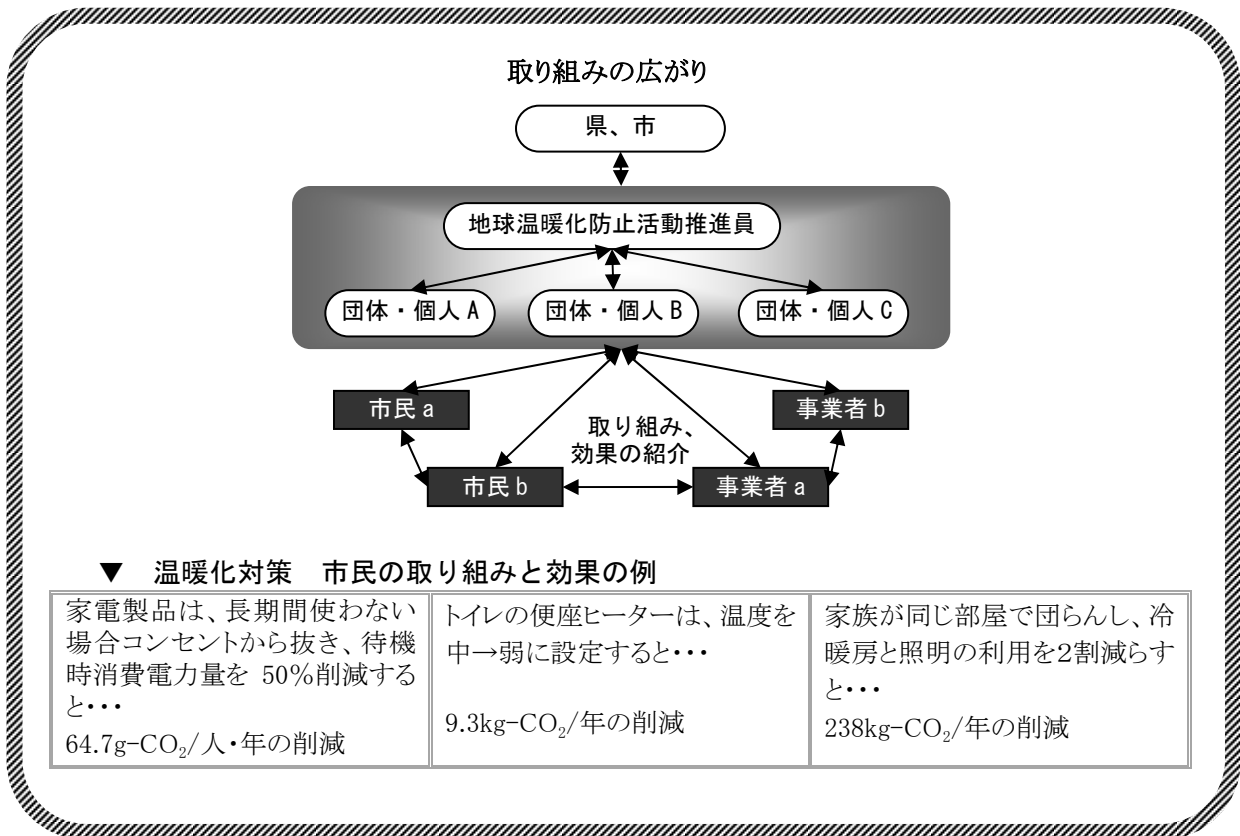
△ごみ減量「57 運動」を推進するため、市民団体の方々が、生ごみのたい肥化に利用するボカシを作成しています。

4. 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策は、地球環境を保全する役割とともに、国内のエネルギー利用量削減に貢献する役割があり、いずれにしても、一人ひとりの日常生活の見直しが必要であるとともに、緊急に対応する必要があります。

●地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策は、地球温暖化防止活動推進員^{※1}や、「1.エコ人材の発掘・育成」で発掘した人材や市民団体と協力して啓発活動を積極的に行うとともに、広報などでは、一人ひとりの努力の効果がわかるように示します。また、市民、事業者の一人ひとりは、日常のムダをなくすとともに、その効果について身近な人に紹介するなどして、個別の取り組みが多く市民、事業者にも普及するよう努めます。

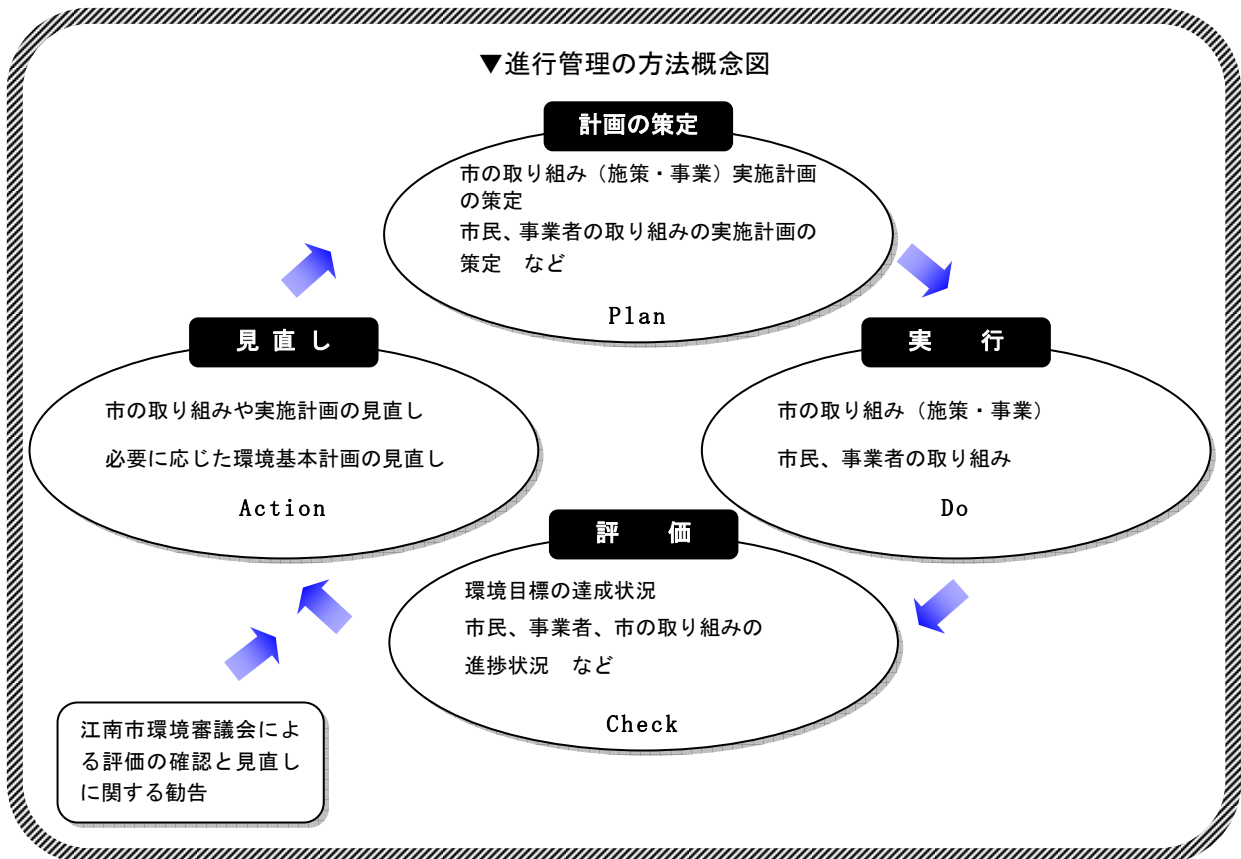


^{※1}地球温暖化対策推進法に基づき知事の委嘱により、地球温暖化問題の住民への啓発などの活動をするボランティアのこと。ストップ温暖化教室の講師など県が行う地球温暖化対策への協力や地球温暖化問題の住民への啓発などを行う。

第2章 進行管理の手法

第1節 PDCAサイクル

本計画は、環境マネジメントシステムの考え方(PDCAサイクル)を基本とした計画の進行管理を行います。



上記の進行管理においては、江南市環境審議会が重要な働きをします。

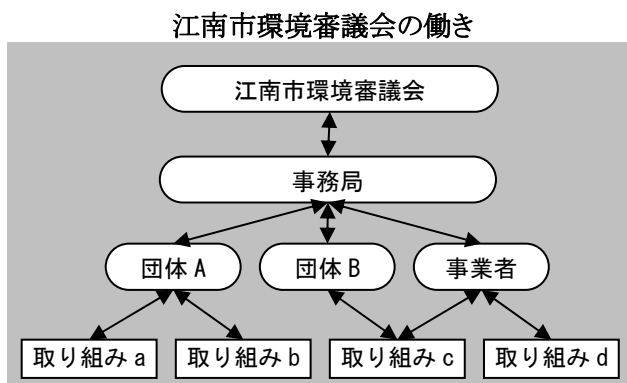
審議会は、市民、事業者、市が協力する場として計画推進に重要な役割を持っています。本計画の個々の取り組みを進めるにあたり、それぞれの立場を代表し、計画全体の進捗状況の現状から、事務局に適宜助言する役割があります。

現在、審議会では計画の進捗状況について報告をしていますが、今後は審議会の開催数を増やし、具体的な事業についても審議を行うよう審議会の拡充を図ります。

例えば、市の事業を行うにあたって市民団体などとの協力は不可欠であり、その意見や情報を調整する必要があります。個々の取り組みは、市だけ、団体などだけで個別に行うものではなく、それぞれが協力して得意な部分を生かしながら実施する必要があります。

そこで、本計画の推進にあたって、審議会委員による、活動内容と協力団体(者)の選定、今後の活動の方向などについて事務局へ助言します。

今後は、審議会からの助言を具体的な取り組みに反映することにより、本計画の一層の推進を図ります。



△江南市環境審議会では、江南市の環境問題についてさまざまな議論がされています。

第2節 評価方法

市民、事業者、市が行う具体的な取り組みについては、指標及び目標値を公表し、その達成状況を審議会により評価します。

評価の結果または社会情勢の変化などにより、必要に応じて個々の取り組みを見直し、5年後には、計画の中間見直しを行います。

▼評価の例（平成24年度の環境の現状に対して）

指標名	現状 (H24)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
ごみ排出量	家庭系可燃ごみ 398g/人・日	家庭系可燃ごみ 394g/人・日	家庭系可燃ごみ 394g/人・日
	事業系可燃ごみ 8.0t/年・事業所	事業系可燃ごみ 7.4 t/年・事業所	事業系可燃ごみ 7.4 t/年・事業所

【評価】

ごみ排出量は家庭系可燃ごみ、事業系可燃ごみのいずれも目標値を達成できていないため、引き続き施策を着実に推進し、目標達成を図ること。

資料編

資料編 目次

江南市環境基本計画 諮問・答申	66
江南市環境基本条例	70
市の環境	74
環境に関する意識調査結果の概要	86
用語集	95

江南市環境基本計画 諮問・答申

<諮問>

23江環第379号
平成23年10月18日

江南市環境審議会
会長 楓 健 年 様

江南市長
堀 元

江南市改訂環境基本計画(案)について(諮問)

江南市改訂環境基本計画(案)について、江南市環境基本条例第21条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

＜答 申＞

平成23年12月6日

江南市長 堀 元 様

江南市環境審議会
会長 楓 健 年

江南市改訂環境基本計画(案)について(答申)

平成23年10月18日付け23江環第379号で諮問のありました「江南市改訂環境基本計画(案)」について、本審議会では慎重に審議した結果、別添のとおり、とりまとめましたので答申します。

本計画は、望ましい環境像を「みんなでつくる持続可能で快適な生活環境都市」と掲げ、4つの環境目標と14の基本的取り組みを設定し、江南市の快適な環境を市民、事業者、市のそれぞれが、みんなでつくりあげる計画として妥当であるとの結論に達しました。

また、望ましい環境像を実現するため、下記のことには配慮し、適切な措置を講じられることを求めます。

記

- 1 望ましい環境像の実現に向けて、市民、事業者、市が協働して、それぞれが地域の主役となって快適な生活環境都市をつくり上げることができるよう、市は、環境情報の共有に努め、その体制の充実を図ること。
- 2 市は、計画を確実に推進するため、進行管理を適切に行い、市を取り巻く環境状況や市民ニーズの変化、計画の進捗状況に応じて、目標・指標・取り組み内容等の見直しを行うこと。
- 3 市は、市民、事業者には計画の概要版等を配布するなどして、改訂環境基本計画の普及・啓発・推進に努めること。

別添 「江南市改訂環境基本計画(案)」

<委員名簿>

江南市環境審議会委員名簿

平成23年10月18日現在

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験	◎楓 健年	江南市廃棄物減量等推進協議会 特別委員会委員長
	木内 清美	愛知江南短期大学 生活総合学科教授
	太田 立男	環境省環境カウンセラー
	○川口 邦彦	NPO法人トンボと水辺環境研究所 理事長
各種団体の 代表	福田 直樹	江南青年会議所 理事長
	戸田 清徳	江南市小中学校長会 江南市立西部中学校長
	伊藤 鶴吉	江南市私立幼稚園協会 会長
	後藤 昭辞	江南市花卉園芸組合 組合長
	藤田 泰雄	NPO法人江南フラワーズ 理事長
	岩井喜美子	江南生活環境を良くする会 会長
一般公募	望月 晴夫	一般公募
	黒岩 義光	一般公募
行政機関	平松 正三	愛知県尾張県民事務所 環境保全課長

◎は会長 ○は副会長

※任期:平成22年11月18日から平成24年11月17日まで

＜会議の経過＞

環境審議会の開催日と議題

開催日	回	主な議題
平成23年10月18日	第1回	「江南市改訂環境基本計画」(案)の諮問について 「江南市環境基本計画」の改訂について 「江南市改訂環境基本計画」(案)について
平成23年11月7日	第2回	「江南市改訂環境基本計画」(案)について
平成23年11月24日	第3回	「江南市改訂環境基本計画」(案)について 「江南市改訂環境基本計画」(案)の答申について
平成23年12月6日	-----	答申(会長、副会長)



△平成23年12月6日に行われた楓会長、川口副会長から堀市長への答申の様子です。

江南市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 基本的施策(第7条—第10条)

第3章 総合的推進のための施策(第11条—第14条)

第4章 効果的推進のための施策(第15条—第19条)

第5章 江南市環境審議会(第20条—第25条)

附則

江南市は、木曾川の恩恵と肥沃な土壌に恵まれて、水と緑が豊富な地として、豊かな自然環境のもと、先人の絶え間ない努力により発展を遂げてきた。

しかしながら、今日の都市の繁栄は大量の資源やエネルギーの消費をもたらすこととなり、環境への負荷が増大し、身近な自然も減少させながら社会経済活動や日常生活を営んできた。

今日の環境問題が、地域のみにとどまらず地球規模の広がりをもたらし、ますます複雑、多様化する中で、これまで以上に環境への配慮を基本とした都市づくりを、総合的に推進していくことが、私たちに強く求められている。

すべての市民は、安全かつ健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない環境の恵みを享受する権利を有するとともに、このかけがえのない地球の環境の恵みを将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

私たちはこのような認識の下に、地球の環境を守るため、環境の尊さに目覚め、環境に対し調和と節度の心をもって、行動しなければならない。このために、より一層英知を傾け、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に努め、環境にやさしく快適でうるおいに満ちた江南市を実現していくため、この条例を制定するものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全等は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全等に関する行動が、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に行われるようになることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全等に関する施策を策定及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を策定及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(快適な環境の確保)

第7条 市は、水辺の整備、都市の緑化、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、動植物の生育環境等に配慮することにより、森林、農地、河川等における自然環境を適正に保全及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公園、緑地、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めるものとする。

(公害の防止及び廃棄物の減量等)

第8条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の減量、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第9条 市は、地球環境の保全のため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関して必要な施策を推進するものとする。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第10条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての関心と理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全等に関する活動の促進に資するため、環境教育を充実し、及び環境学習が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 総合的推進のための施策

(環境基本計画の策定)

第11条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、江南市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する目標

(2) 環境の保全等に関する施策の基本的方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映する措置をとるとともに江南市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画の実施に当たっての措置)

第12条 市は、前条の環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等と環境基本計画との整合)

第13条 市は、自らの施策を策定又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。

(年次報告書の作成、公表等)

第14条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第4章 効果的推進のための施策

(開発事業等に係る環境への配慮の推進)

第15条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりその事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第16条 市は、環境の状況その他の環境の保全等に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全等に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究)

第17条 市は、環境の状況の把握並びに環境の保全等に関する施策の推進に必要な調査及び研究に努めるものとする。

(市民等の自主的活動の促進)

第18条 市は、市民及び事業者が自主的に行う再生資源の回収活動、環境美化活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第19条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第5章 江南市環境審議会

(設置)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、江南市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 21 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的かつ重要な事項

(組織)

第 22 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

- 2 委員は、環境問題について学識経験のある者、各種団体を代表する者等のうちから市長が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。
- 5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 23 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長を務める。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、調査審議を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 24 条 審議会の庶務は、生活産業部環境課において処理する。

(委任)

第 25 条 第 20 条から前条までに定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日において、現に江南市環境審議会委員の身分を有する者は、この条例の規定に基づき任命された委員とみなす。

(江南市環境審議会条例の廃止)

- 3 江南市環境審議会条例(平成 12 年条例第 35 号)は、廃止する。

附 則(平成 19 年 12 月 25 日条例第 25 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

市の環境

1. 社会環境

1.1 市の位置及び沿革

本市は濃尾平野の北部、清流木曾川の南岸に位置し、東西 6.1km、南北 8.8km、面積 30.17km²のまとまりやすい市域です。また、名古屋市から 20km 圏にあり名鉄犬山線により約 20 分で結ばれているなど利便性が高いことから、ベッドタウンとして都市化が進み、愛知県尾張北部の主要都市となっています。

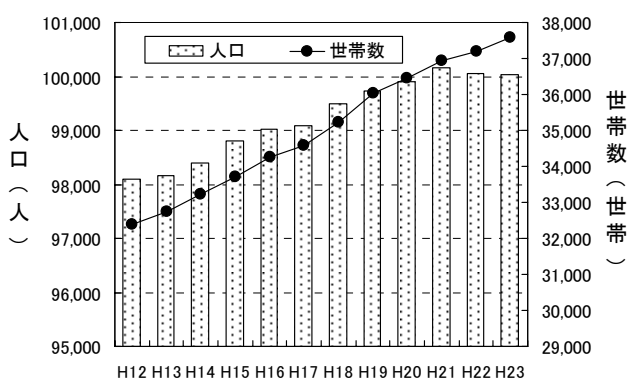
昭和 29 年 6 月 1 日に丹羽郡古知野町・布袋町、葉栗郡宮田町・草井村の 4 か町村の合併により江南市が発足しました。

1.2 人口

本市の人口は着実に増加を続けておりましたが、平成 21 年をピークに減少し始めました。平成 23 年 4 月 1 日現在で 100,029 人です。

一方世帯数の増加傾向は続いていることから、1 世帯当たりの人口が減少しています。1 世帯当たりの人口は最も多い草井地区で 2.9 人、最も少ない藤ヶ丘地区で 2.1 人と、地区により差がみられます。

本市の平成 17 年の昼夜率(昼間人口÷夜間人口×100)は約 84%で、夜間の人口より昼間の人口が少ないベッドタウンといえます。

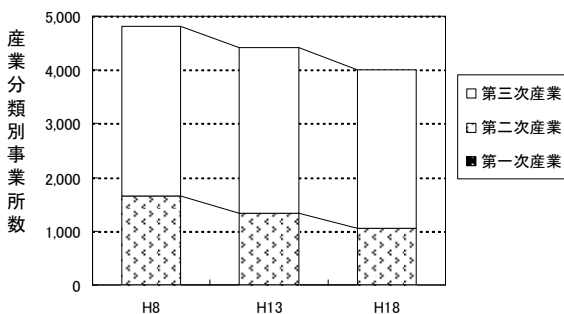


資料：「こうなんの統計」(各年 4 月 1 日現在)

● 人口・世帯数の推移

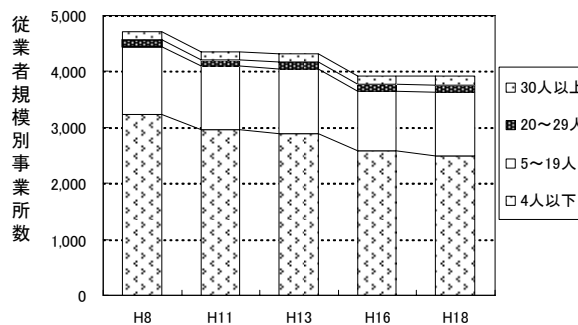
1.3 産業

本市の事業所数は、減少傾向にあります。事業所の 70%以上が第三次産業で、製造業を中心とする第二次産業が約 25%となっています。農業などの第一次産業の事業所はわずかです。第三次産業の事業所は主に卸売・小売店、飲食店、サービス業です。また、従業員数 4 人以下の小規模の事業所が全体の事業所のおよそ 6 割となっています。



資料：「こうなんの統計」(各年 10 月 1 日現在)

● 産業分類別事業所数の推移

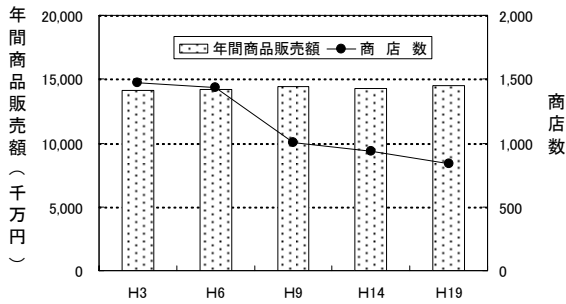


資料：「愛知県統計年鑑」(各年 10 月 1 日現在)

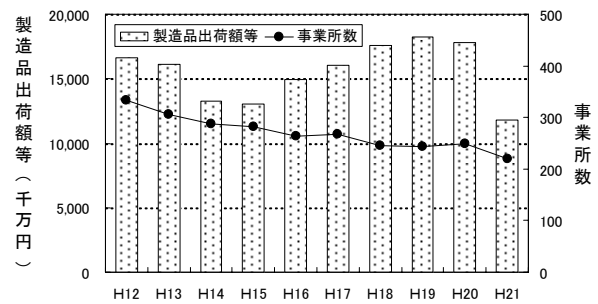
● 従業者規模別事業所数の推移 (民間)

商業では、年間商品販売額は、横ばい傾向ですが、商店数は減少しています。

工業では、製造品出荷額等は平成15年から増加傾向でしたが、平成21年に大きく減少しました。事業所数は平成12年から減少傾向が続いています。



資料:「こうなんの統計」(各年6月1日現在
(平成3年、平成6年は7月1日現在))



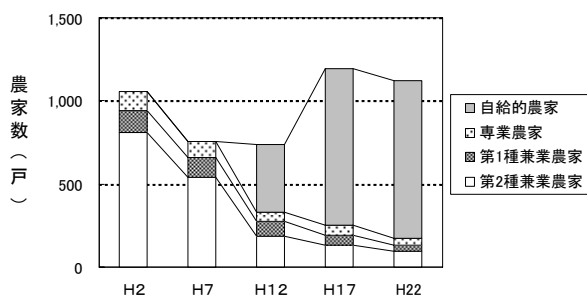
資料:「こうなんの統計」(各年12月31日現在)

● 商業の年間商品販売額・商店数の推移

● 工業の製造品出荷額等・事業所数の推移

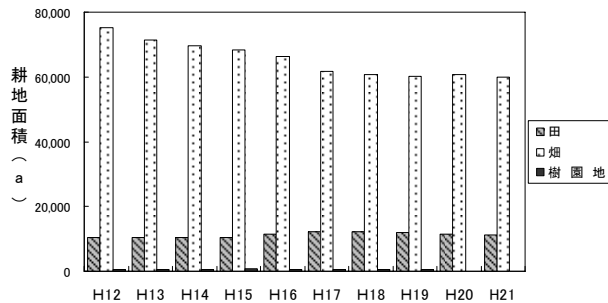
農業所得のある専業農家、第1種兼業農家、第2種兼業農家は、減少傾向にあり、特に第2種兼業農家は大きく減少しています。その一方で、平成12年から平成17年にかけて、自給的農家（経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家）が増加しています。

耕地面積のおよそ8割を占めている畑の面積は、減少傾向にありましたが、近年は横ばい傾向となっています。



資料:「こうなんの統計」(各年2月1日現在)

● 農家数の推移



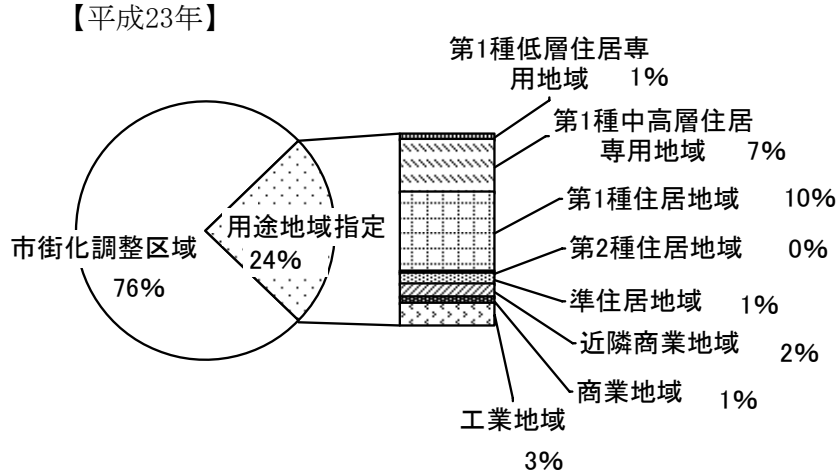
資料:「こうなんの統計」(各年8月1日現在)

● 耕地面積の推移

1.4 土地利用

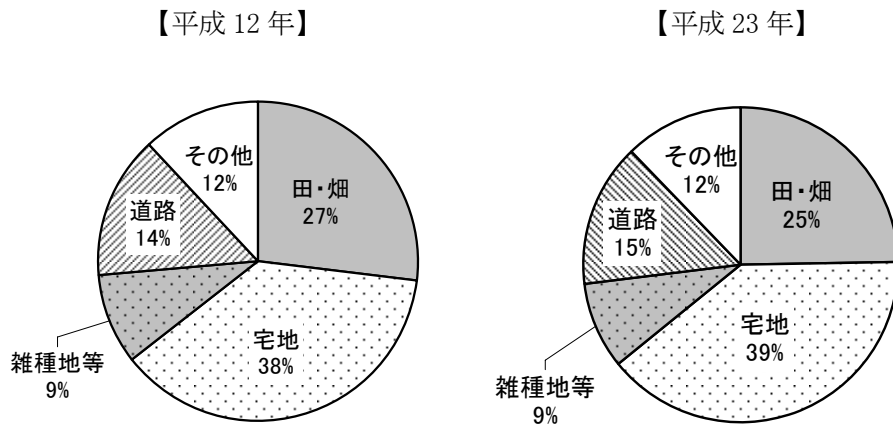
本市は全域が都市計画区域に指定されており、そのうち約 24%にあたる 734ha が市街化区域であり、用途地域が指定されています。用途地域は主に市中心部に分布しており、第1種住居地域と第1種中高層住居専用地域が市域の約 17%を占めています。

平成 23 年は、平成 12 年より、田・畑が2%減少し、宅地が1%増加しています。



資料:「こうなんの統計」(4月1日現在)

● 用途地域別面積の割合



資料:「こうなんの統計」(各年1月1日現在)

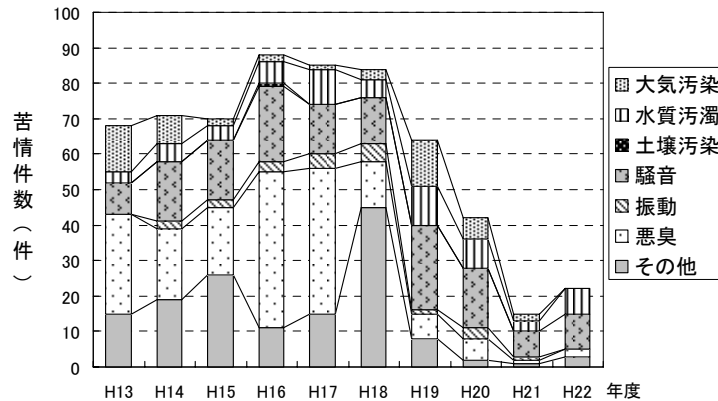
● 土地の利用状況の比較

2. 生活環境

2.1 公害

(1) 苦情件数

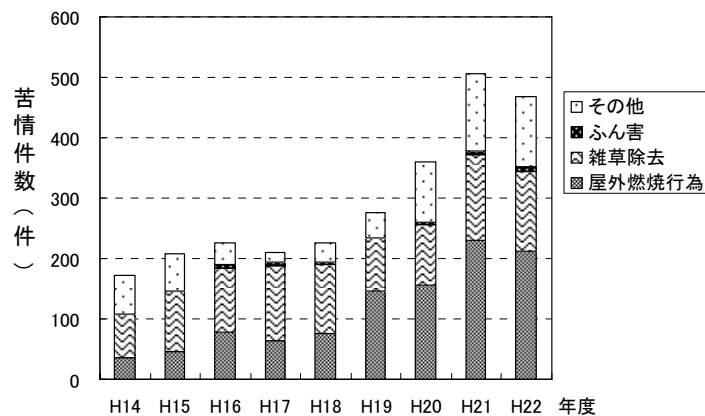
主に悪臭、騒音の苦情が多くありました。平成 13 年度以降、公害に関する苦情はおよそ 70～90 件程度で推移していましたが、平成 19 年度以降、減少傾向が強まり、平成 22 年度は 22 件でした。



資料:「こうなんの統計」

● 公害苦情件数の推移

最近では、屋外燃焼行為、雑草除去、ふん害などの典型7公害(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、土壌汚染)以外の苦情が多くなっています。近年は、屋外燃焼行為に関する苦情が、約半数を占めています。



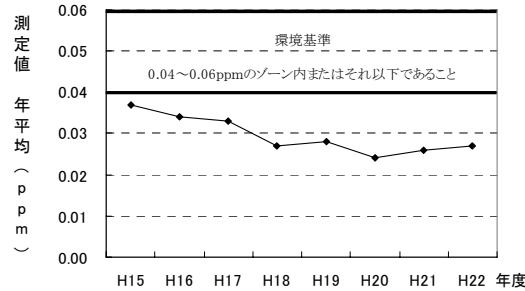
資料:「こうなんの統計」

● 生活環境苦情件数の推移

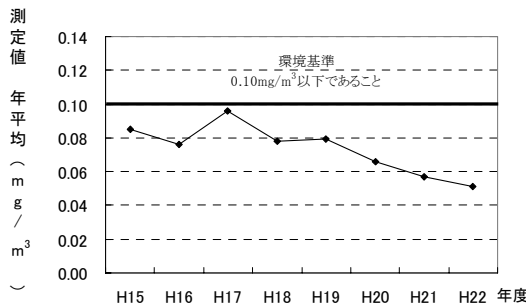
(2) 大気

古知野町花霞の調査結果では、光化学オキシダントが、平成 15 年度から平成 22 年度まで、1 時間値の最大値が環境基準を超えていました。二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準を充たしていません。

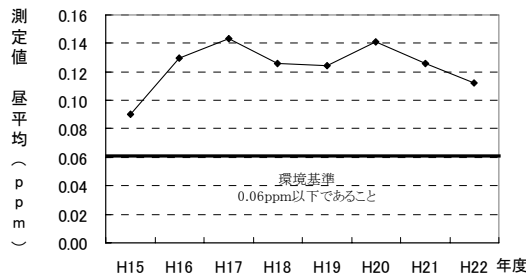
▼ 二酸化窒素



▼ 浮遊粒子状物質



▼ 光化学オキシダント



資料:「愛知県大気汚染調査結果」

● 大気汚染物質の推移

(3) 水質

平成 22 年度の測定では、主要河川のうち青木川と般若川(般若用排水路)、日光川で BOD が環境基準を超えることがありました。

水質汚濁の要因として考えられるのが、家庭からの生活排水です。環境省の一般廃棄物処理実態調査結果によれば、平成 21 年度の水洗化率(総人口に占める下水道及び浄化槽等の人口)は、全国が 91.5%、愛知県が 96.9%であるのに対し、江南市は 88.2%と高くありません。浄化槽人口のうち半数が単独処理浄化槽であることから、人口の約半数の生活排水が未処理となっていることになります。

その対策として市では公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及を図るとともに市民一人ひとりの生活排水に対する理解と協力が不可欠であることから、環境フェスタ江南において、啓発コーナーを設けてリーフレットや水切り袋など啓発資材の配布を行い、市民への協力を呼びかけています。

(4) 騒音

平成 22 年度に市内 15 地点で実施した昼間の環境騒音の測定結果は、すべての地点で環境基準を充たしていました。

(5) 悪臭

最近の傾向として、家庭生活における浄化槽からの悪臭の苦情が多くなってきています。これらは、浄化槽の清掃や定期的な点検を怠ったため、機器が故障などを起こし、側溝に汚物が流出したものとされます。

平成 14 年 12 月より、法の構造基準に適合しない家庭用小型焼却炉等による廃棄物の焼却が法律で禁止となり、市も平成 15 年 10 月に江南市屋外燃焼行為の防止に関する条例を施行して、屋外での焼却行為を制限していますが、剪定枝や畑で栽培した作物のごみ及び雑草の焼却による悪臭の苦情が増加しています。

(6) 地盤沈下

平成 22 年の尾張・名古屋市地域の観測結果によると、本市では地盤沈下が観測されませんでした。その他の地域の 19 地点で沈下が見られました。

地盤沈下は、地下水位に最も影響されやすいため、これ以上進行させることなく、かつ、安定的な地下水利用が図られるよう地下水の揚水規制、代替量の確保・供給などを積極的に継続実施します。また、引き続き監視・観測を実施し、適切な情報を提供します。

(7) ダイオキシン類

愛知県では、ダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するために、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気環境、水環境及び土壌環境のダイオキシン類濃度を調査しています。平成 22 年度に名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、及びその他県内 15 市町で実施された環境調査の結果によると、大気・土壌環境では、すべての調査地点で環境基準を達成しましたが、公共用水域の水質 5 地点で環境基準を超過しました。

2.2 廃棄物の状況

(1) ごみ処理の概要

全市域を処理区域として、家庭から出るごみを中心に、処理を行っています。

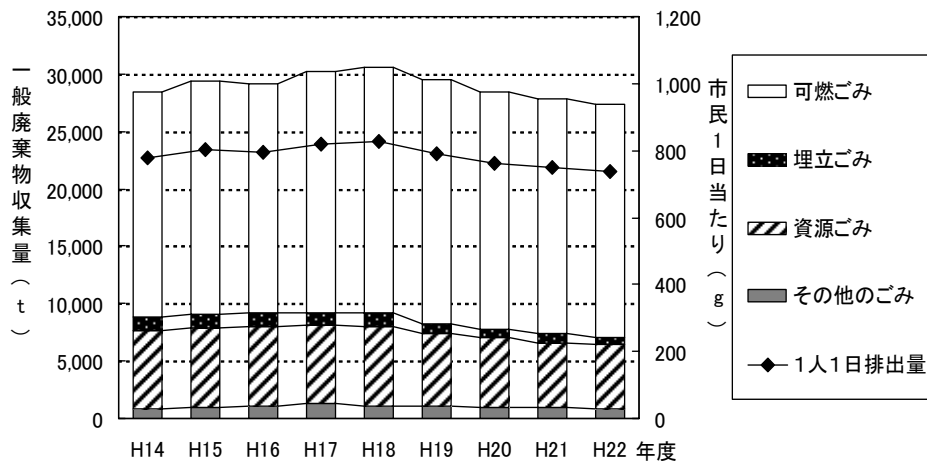
可燃ごみは、一部事務組合の焼却処理施設（環境美化センター）で焼却・減量化し、さらに焼却後の残りかすの中から鉄類を回収し、残りを組合の最終処分場などで埋立処分しています。可燃性の中型ごみ及び粗大ごみについては、主に環境美化センターで破碎して鉄類と可燃物に分類し、鉄類は回収し資源化、可燃物については一部を焼却処理しています。

埋立ごみは、市収集ごみの一部を手作業により選別後、市破碎処理施設で破碎すると同時

に鉄類と可燃物を抜き出して資源化や焼却を行うことで、減量化を図っています。資源ごみは、空き缶類、空きびん類、紙類、布類、鉄類、ペットボトル、トレイ、発泡スチロール、プラスチック製容器包装類、プラスチック類、特別ごみ、廃食用油を回収してリサイクルを行っています。

(2) ごみ排出量

ごみ収集量は、平成 19 年度から減少傾向にあります。市民1日当たりの排出量も減ってきています。ごみの内訳では約 70%以上が可燃ごみで、約 20%が資源ごみとなっています。



注 1：その他のごみは、粗大可燃ごみ、中型可燃ごみ、粗大不燃ごみ、中型不燃ごみを含む。

注 2：平成 18 年度からプラスチック類及び特別ごみは資源ごみに集計した。

資料：「平成 23 年度 清掃事業概要（平成 22 年度実績）」

● 一般廃棄物収集量の推移

(3) ごみ減量化への取り組み

平成 24 年3月現在、市内 251 か所のごみ収集ステーションに回収用コンテナなどを配置し、24 種類に細分化して分別収集を実施しています。

毎年ごみ減量「57 運動」(1日1人当たり 57gの減量)を展開し、ごみの減量に取り組んでいます。環境フェスタ江南の開催では、ごみ減量及び環境問題を全市的な取り組みとしてさらに強力で推進しています。

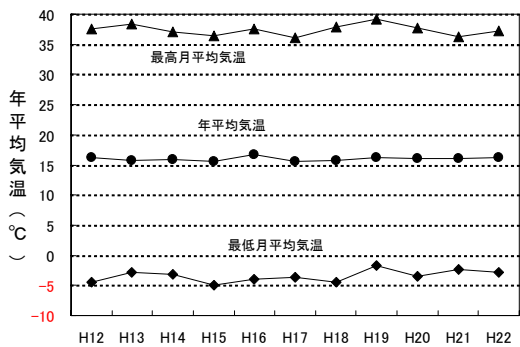
プラスチック製容器包装類の分別収集の開始、廃食用油の回収、市内の 26 店舗レジ袋の有料化、剪定枝などのチップ化、化粧品の瓶(乳白色の瓶を除く)の回収など、年々ごみ減量化への取り組みが進んでいます。

3. 自然環境

3.1 気象

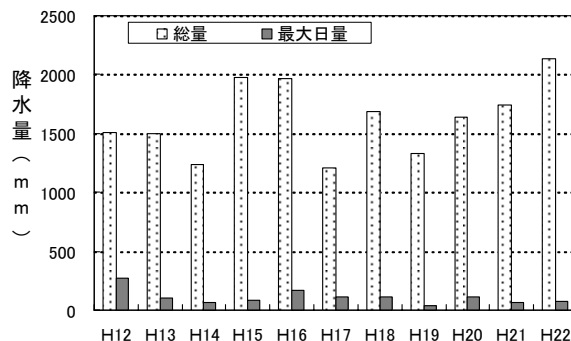
平成 22 年の年平均気温は 16.3℃でした。気温の推移を見ると、最高月平均気温、最低月平均気温は、多少の変動があるものの、ほぼ横ばい傾向です。

平成 22 年の総降水量は 2,137mm でした。毎年変動していますが、おおむね 1,500mm 前後の降水量になっています。



資料:「こうなんの統計」

● 平均気温の推移



資料:「こうなんの統計」

● 降水量の推移

3.2 生物多様性

平成4年(1992年)、ブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議(地球サミット)に合わせ「気候変動に関する国際連合枠組条約」(気候変動枠組条約)と「生物の多様性に関する条約」(生物多様性条約)が採択されました。わが国は、平成5年(1993年)5月に18番目の締約国として「生物多様性条約」を締結し、条約は同年12月に発効しました。平成23年4月現在の締約国数は193か国となっています。この条約は、熱帯雨林の急激な減少、種の絶滅の進行への危機感、さらには人類存続に欠かせない生物資源の消失の危機感などが動機となり、生物全般の保全に関する包括的な国際枠組みを設けるために作成されたものです。同条約の目的には「生物多様性の保全」及び「その持続可能な利用」に加えて、開発途上国の強い主張を背景に「遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分」が掲げられました。

生物多様性とは、生物たちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生物は40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生物が生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるととしています。

平成22年(2010年)10月には愛知県名古屋市でCOP10が開催され、インドのハイデラバードで開催されるCOP11(2012年)までわが国がCOP議長国を務めることが決定しました。、地球規模で生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するため、わが国は国際的なリーダーシップをとっています。COP10を契機として、生物多様性の保全と持続可能な利用を、さまざまな社会経済活動に組み込み、多様な主体が行動する社会の実現に向けた以下のような国内施策を充実・強化していきます。

- ・生物多様性の社会における「主流化」の促進
- ・地域レベルの取り組みの促進・支援
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の保全施策の充実
- ・海洋の保全・再生の強化
- ・自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取り組みの推進

3.3 緑地・緑化

江南市緑の基本計画(平成 23 年3月)によると、本市の都市公園の面積は 35.30ha となっております。平成 22 年4月1日現在、市民1人当たりの都市公園面積は、 3.47m^2 であり、これは全国平均 9.66m^2 、県平均 7.29m^2 (国、県とも平成 21 年度末)を大きく下回っています。

公共施設緑地の面積は、都市計画区域で 34.60ha となっており、そのうち市街化区域内が 15.28ha、市街化調整区域内が 19.32ha となっています。民間施設緑地の面積は、都市計画区域で 29.09ha となっており、そのうち市街化区域内が 14.05ha、市街化調整区域内が 15.04ha となっています。

まちの緑化に向けて、建築物の屋上や敷地内の空き地などを緑化するための整備(緑化施設整備)や花いっぱい運動などを推進しています。

3.4 交通

(1) 公共交通機関の利用

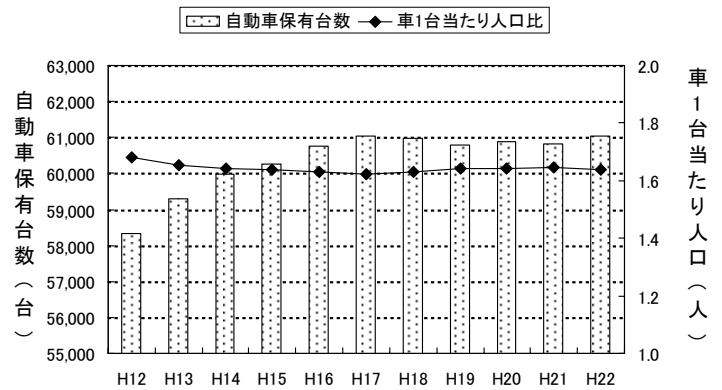
公共交通機関としては、名鉄の電車・バスが営業しています。電車については、名鉄犬山線の特急が停車する江南駅と急行が停車する布袋駅があり、名古屋方面などへの広域的な足となっていますが、利用客は減少傾向にあります。バスについては、平成 24 年3月現在、名鉄バス7路線と大口町コミュニティバス2路線が運行されています。平成 16 年度からは、市内の公共交通機関の不足を補うため、タクシーを利用した「いこまいCAR」の本格運行を開始しています。

(2) 自動車利用

自動車保有台数は平成 12 年から平成 17 年までは、増加傾向にありましたが、平成 17 年以降、横ばい傾向となっており、おおむね 1.6 人で1台を所有していることになります。

都市計画道路は、23 路線、総延長 51,780mが計画決定されており、整備率は約 65%となっています。道路の未整備区間は、都市計画道路では市街化区域内に多く、主要市道では市街化調整区域で多くなっています。自動車交通量は、本市草井町と岐阜県各務原市を結ぶ愛岐大橋線(主要地方道江南関線)で、平日の 24 時間交通量が 28,820 台(平成 17 年度道路交通センサス)と最も多く、混雑度も 1.61 と高い値を示しています。

- ・主要市道とは、市内交通の円滑化を図るため、昭和 47 年に定めた 17 路線をいう。
- ・混雑度とは、道路の混雑の程度を表す指標で、交通の容量に対する実際の交通量の比で示される。混雑度が 1.0 を超えると、当該道路が混んでいることを示している。



資料:「こうなんの統計」

(各年3月31日現在(軽自動車は各年4月1日現在))

● 自動車保有台数の推移

4. 地球・広域環境

4.1 資源・エネルギーの利用

資源ごみの分別区分は右記のとおり24種類です。

市内251か所(平成24年3月現在)のごみ収集ステーションに回収用コンテナなどを配置し、細分化して分別収集を実施しています。廃食用油は、上記のごみ収集ステーションとは別の場所で回収しています。

近年では、プラスチック類、剪定枝・草などの排出量が増え、紙類、空き缶・鉄類の排出量が減っています。

本市では、区・町内会に対して分別協力金を、子供会、PTA、老人クラブなどの各種団体に対して助成金を交付して支援し、ごみの減量化を進めています。

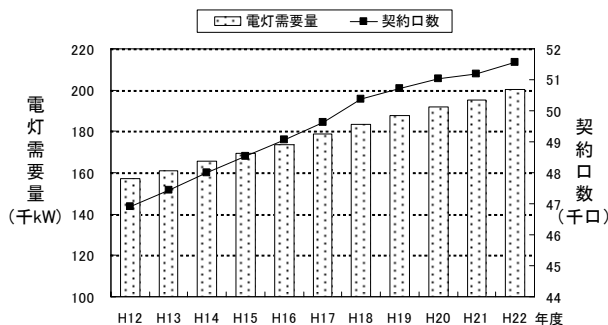
● 資源ごみの分別区分

紙類	段ボール
	新聞紙
	雑誌・雑がみ
	牛乳パック
	使用済はがき
布類	
鉄類	
空き缶類	
空きびん類	一升びん
	ビールびん
	無(白)色
	茶色
	青・緑色
黒色	
ペットボトル	
発泡スチロール製食品トレイ	
発泡スチロール	
プラスチック製容器包装類	
プラスチック類	商品そのもの(プラスチック製容器包装類、ペットボトル、トレイ、発泡スチロール以外のプラスチック類)
	テープ類(カセット、ビデオ、プリンターリボン)
特別ごみ	乾電池
	蛍光管
中型ごみ	
廃食用油	

資料：江南市環境課資料

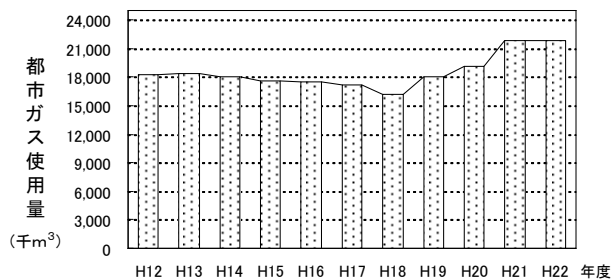
4.2 電気・ガス・上水道

電気(電灯)の需要量は、年々増加しています。都市ガスの使用量は、平成18年度以降、著しく増加しています。



資料：「こうなんの統計」

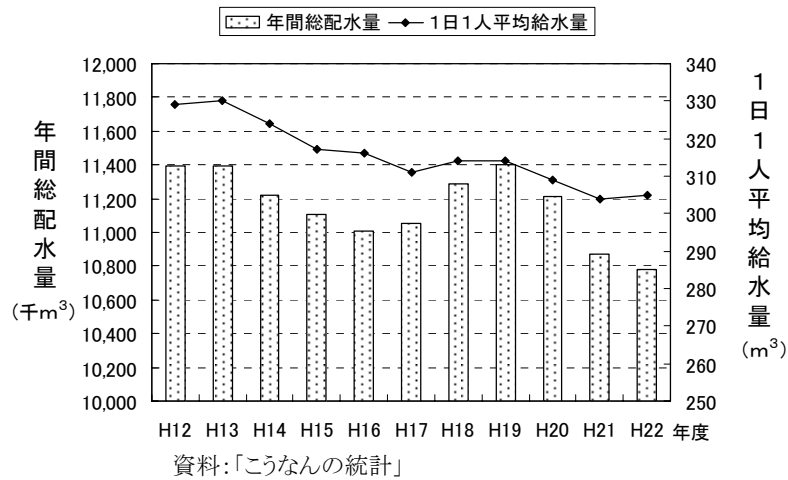
● 電灯需要量の推移



資料：「こうなんの統計」

● 都市ガス使用量の推移

上水道は、近年では年間総配水量、1日1人平均配水量ともに減少傾向にあります。



● 年間総配水量の推移

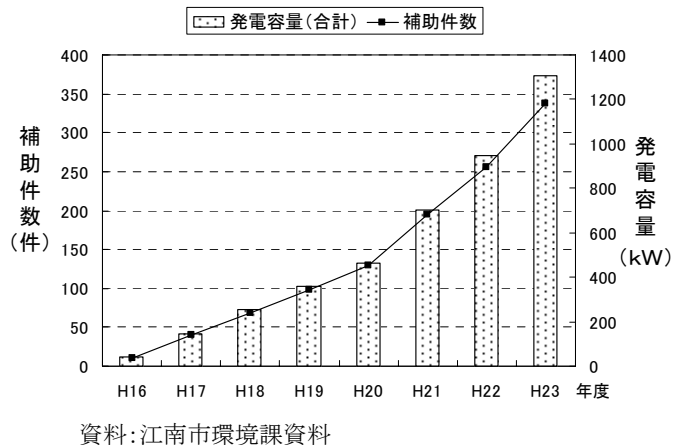
4.3 雨水の地下浸透状況

都市化が進んだ本市では、舗装面が多いことから、多量の雨水が河川や水路に一気に流れ込むことで発生する浸水被害に対応するため、小学校や公園など市内11か所の公共施設に雨水貯留浸透施設を導入しています。さらに、市民、事業者に対しては、「雨水貯留浸透施設設置費補助制度」により雨水貯留施設や雨水浸透施設などの設置を進めており、雨水浸透柵については平成22年度末までに、4,022基が設置されています。

4.4 住宅用太陽光発電システム設置費補助の状況

太陽光発電システム設置費補助件数、及び発電容量の推移を示します(累計)。

件数、発電容量ともに、年々増加しています。平成23年度までに合計338件、1,308kWとなっています。



● 太陽光発電システム設置費補助件数、発電容量の推移

4.5 地球温暖化の現状と二酸化炭素排出量

気候変動枠組条約締約国会議(COP3)の京都議定書の中で、わが国を含む先進国を中心とする附属書I国には、第一約束期間(2008～2012年の5年間)における温室効果ガスの平均排出量の目標が定められ、わが国には、基準年(平成2年(1990年))の排出量から6%削減するという目標が割り当てられました。さらに、わが国は地球温暖化対策について、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提に、中期的には温室効果ガス排出量を平成32年(2020年)までに平成2年(1990年)比25%削減する目標を掲げています。目標達成に向け、地球温暖化対策基本法の成立や、国内排出量取引、環境税、自然エネルギー買い取り制度の導入など、国内対策の検討が進められています。

平成22年(2010年)、メキシコのカンクンで開催された2013年以降の地球温暖化対策を議論する気候変動枠組条約締約国会議(COP16)は、新たな対策の骨格を「カンクン合意」として採択し、京都議定書を離脱した米国や、温室効果ガスの削減義務を負っていない中国、インドなどの新興国にも、一定の削減を初めて求め、主要排出国が参加する新しい国際体制が動き出しました。平成23年(2011年)、南アフリカ共和国のダーバンで開催されたCOP17では、京都議定書については、第二約束期間の設定に向けた合意が採択されましたが、日本、ロシア、カナダは、第二約束期間には参加しないことを表明しました。一方で、将来の枠組みについては、議定書、法的文書または法的効力を有する合意成果を平成32年(2020年)から発効させ、実施に移すとの道筋に合意しました。

日本の平成22年(2010年)度の温室効果ガスの総排出量(速報値)は、12億5,600万トン(二酸化炭素換算)であり、京都議定書の規定による基準年(1990年)度の総排出量(12億6,100万トン)を0.4%(500万トン)下回っています。また、平成21年(2009年)度と比べると3.9%(4,700万トン)の増加となっています。

環境省が平成17年度に環境自治体会議環境政策研究所に委託して、平成15年(2003年)度の温室効果ガス排出量について、全国の市町村別に推計を行いました。その結果によれば、平成15年(2003年)度の江南市の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素については約57万5千トンとなっています。

● 江南市の平成15年(2003年)度の温室効果ガス排出量推計値

部門	二酸化炭素						メタン	一酸化二窒素	フロン類
	民生家庭	民生業務	製造業	交通	農業	廃棄物			
単位	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	kg-CH ₄	kg-N ₂ O	kg-HFCs
排出量	116,836	69,053	240,669	141,905	2,588	3,680	57,222	6,802	1,144

資料:「平成17年度 地方公共団体の二酸化炭素排出量推計手法検討調査報告書」

環境に関する意識調査結果の概要

<目的>

市民、事業者の環境に対する意識の変化や取り組みの実態を確認し、計画に反映させることを目的としています。

<対象>

意識調査の対象と調査方法とスケジュールを以下に示します。

● 意識調査の対象と調査方法及びスケジュール

対 象		調査方法	スケジュール
市民	・20歳以上の市民 2,000人 ・無作為抽出	郵送による配布・回収を行いました。	発送 平成 23 年 5 月 30 日
事業所	・本市の事業所 200 件 ・業種別に抽出		回収締切 同 6 月 13 日

<回収数>

調査票の回収数を以下に示します。

● 調査票の回収数

対 象	回収数	
	配布数	
市 民	2,000	826(41.3%)
事業所	200	94(47.0%)

注:()内は回収率を示す。

<結果>

調査した結果のうち、市民、事業者による現在の環境に対する評価や、将来の環境に関すること、行動の実態に関することについて、次に示します。

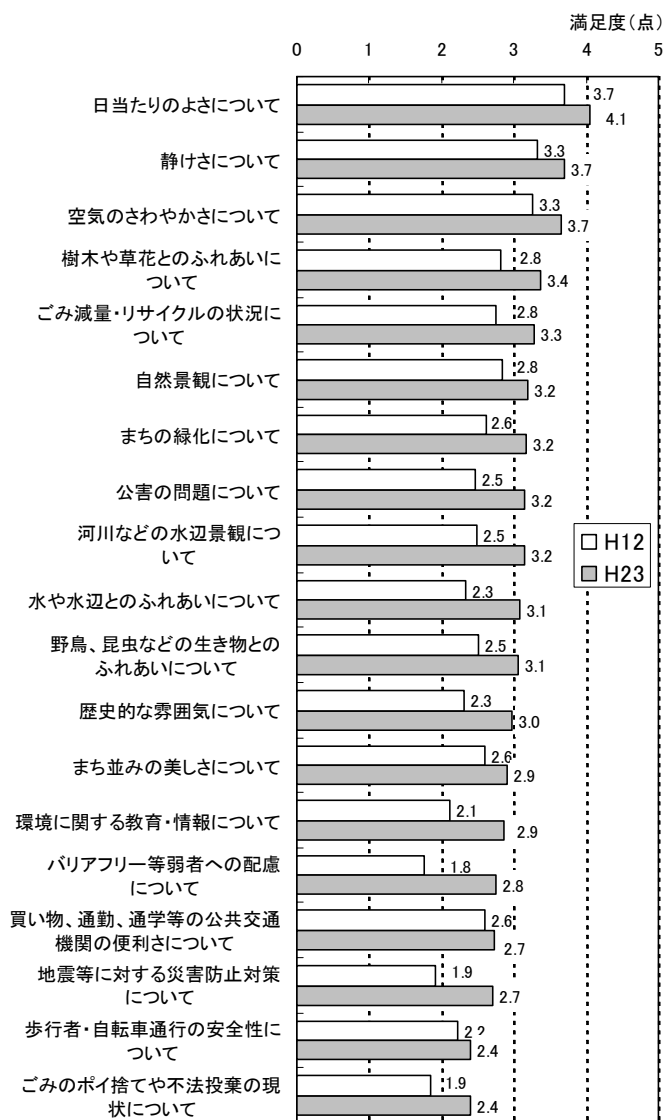
なお、平成 12 年度に実施した意識調査結果との比較については、今回(平成 23 年度)の設問内容と若干異なるため、比較可能な設問を抽出して示しています。

1. 現在の環境の満足度と重要度について

「満足」・「重要」=5点、「やや満足」・「やや重要」=4点、「どちらともいえない」=3点、「やや不満」・「さほど重要ではない」=2点、「不満」・「重要ではない」=1点として、各項目の度合いを得点化し、「満足度」・「重要度」として算出しました。

満足度が高いのは、「日当たりのよさについて」で 4.1 点、「静けさについて」、「空気のさわやかさについて」がいずれも 3.7 点でした。満足度が低いのは、「ごみのポイ捨てや不法投棄の現状について」、「歩行者・自転車通行の安全性について」でいずれも 2.4 点で、「地震等に対する災害防止対策について」、「買い物、通勤、通学等の公共交通機関の便利さについて」がいずれも 2.7 点でした。

満足度を、平成 12 年度に行った意識調査と今回(平成 23 年度)で比較すると、すべての項目において、前回(平成 12 年度)より高くなっています。「バリアフリー等弱者への配慮」、「地震等に対する災害防止対策」の回答割合が高くなったことが目立ちました。



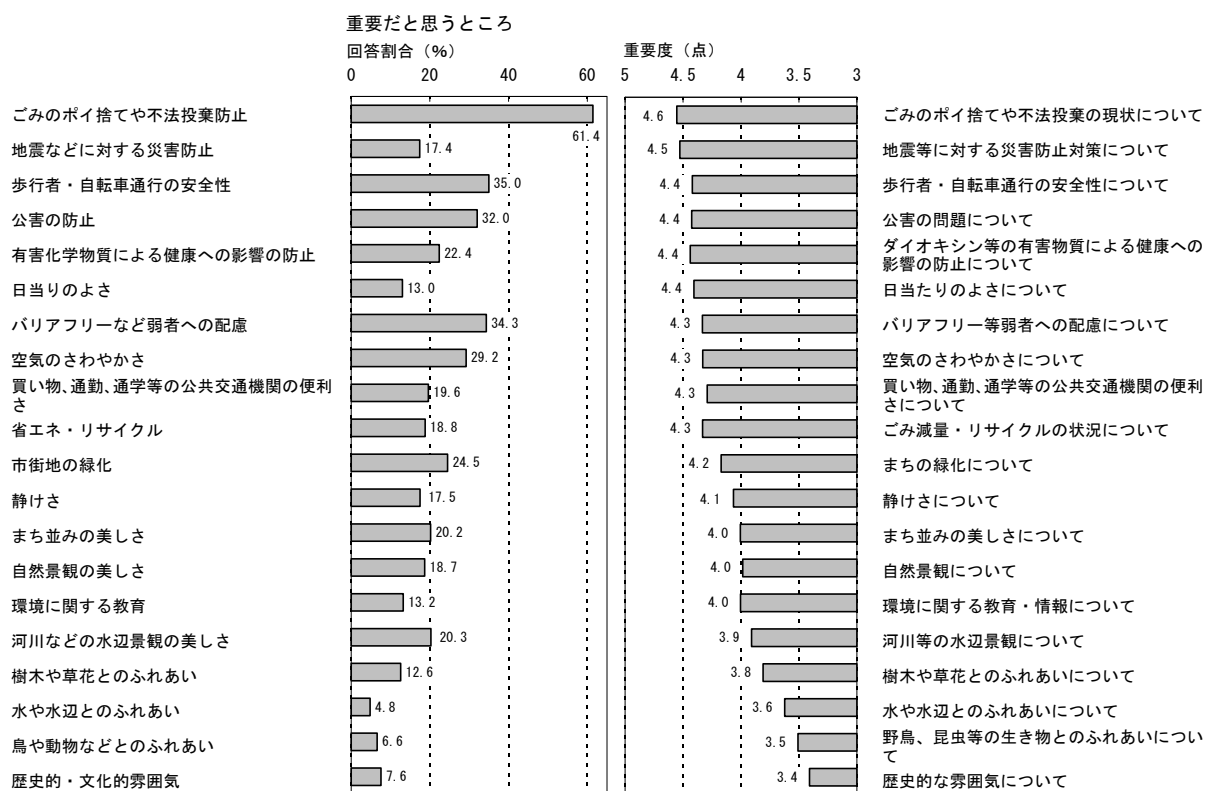
● 環境の満足度

重要度が高いのは、「ごみのポイ捨てや不法投棄の現状について」で4.6点、「地震等に対する災害防止対策について」が4.5点、「歩行者・自転車通行の安全性について」、「公害の問題について」、「ダイオキシン等の有害物質による健康への影響の防止について」、「日当たりのよさについて」がいずれも4.4点でした。重要度が低いのは、「歴史的な雰囲気について」で3.4点、「野鳥、昆虫等の生き物とのふれあいについて」が3.5点、「水や水辺とのふれあいについて」が3.6点でした。

重要度を、平成12年度に行った意識調査と今回(平成23年度)で比較しました。前回と質問の形式が変わり、そのまま比較はしづらいますが、今回は他の項目より目立って「ごみのポイ捨てや不法投棄防止」が高かったのに対し、今回は、重要度のばらつきが少なくなっています。

【前回(平成12年度)】

【今回(平成23年度)】



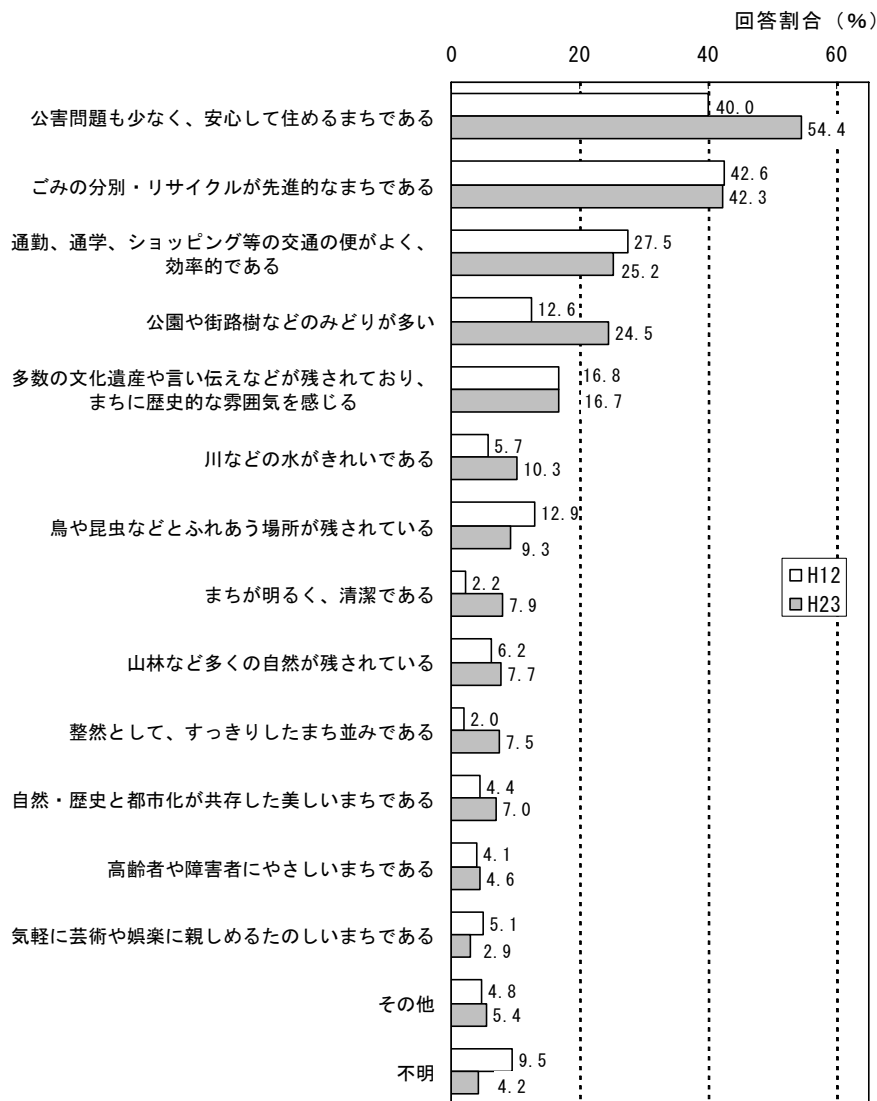
● 環境の重要度

$$\begin{aligned}
 \text{満足度} \cdot \text{重要度} = & \{ (\text{「満足・重要」の回答数}) \times 5 + (\text{「やや満足・やや重要」の回答数}) \times 4 \\
 & + (\text{「どちらともいえない」の回答数}) \times 3 + (\text{「やや不満・さほど重要ではない」の回答数}) \times 2 \\
 & + (\text{「不満・重要ではない」の回答数}) \times 1 \} \\
 & \div (\text{回収数} - \text{不明数})
 \end{aligned}$$

2. 江南市の環境ですぐれているところと良くないところ

環境のすぐれているところは、「公害問題も少なく、安心して住める」が 54.4%で最も多く、次いで「ごみの分別・リサイクルが先進的である」が 42.3%、「通勤、通学、ショッピング等の交通の便がよく、効率的である。」が 25.2%でした。「その他」は、「あてはまるものがない」が多く、少数意見として、「静かである」、「水がおいしい」、「断水がない」、「治安が良い」などでした。

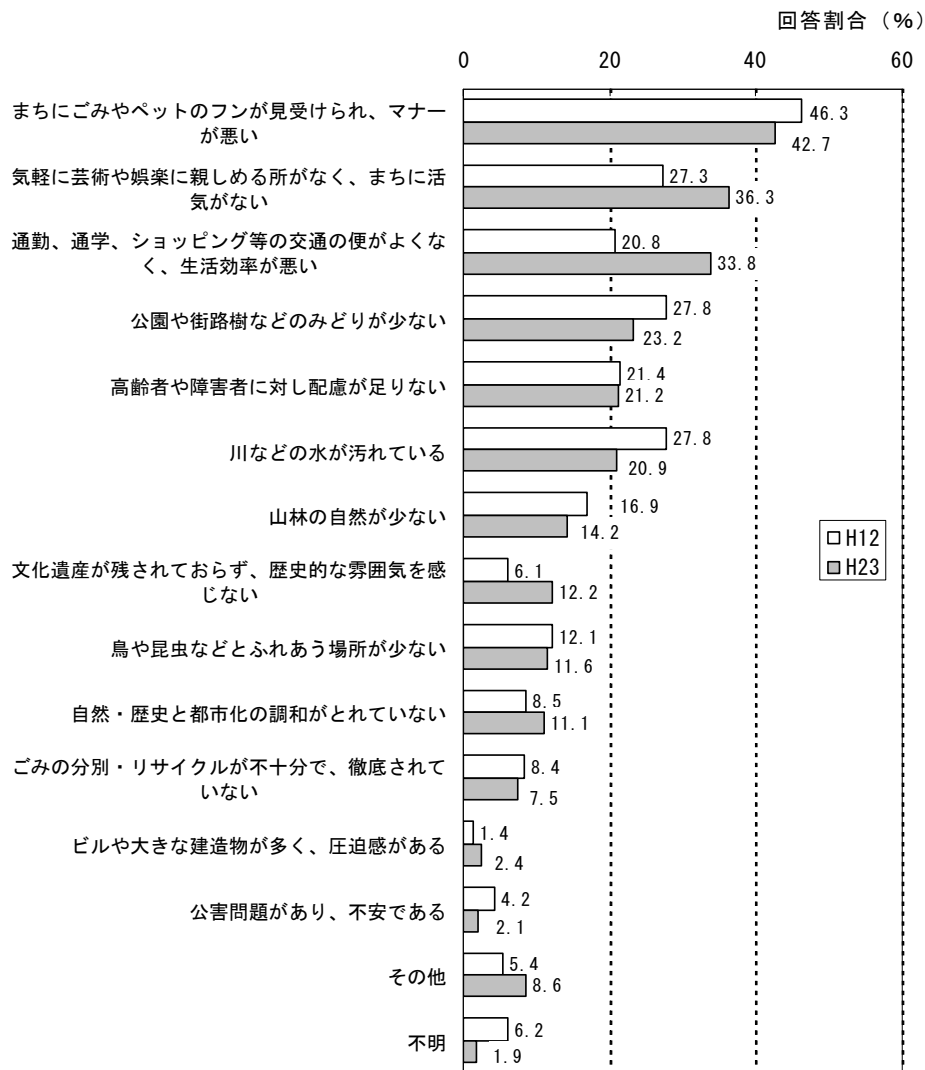
平成 12 年度に行った意識調査と今回(平成 23 年度)の比較をすると、「公害問題も少なく、安心して住める」、「公園や街路樹などのみどりが多い」の回答割合が高くなったことが目立ちました。



● 環境のすぐれているところ

環境の良くないところは、「まちにごみやペットのフンが見受けられ、マナーが悪い」が 42.7%で最も多く、次いで「気軽に芸術や娯楽に親しめる所がなく、まちに活気がない」が 36.3%、「通勤、通学、ショッピング等の交通の便がよくなり、生活効率が悪い」が 33.8%でした。「その他」は、多数意見として、「歩道・自転車道路が整備されていない」、「ごみの回収数が少ない・分別が大変」、「公園が少ない」、「下水の整備」などでした。

平成 12 年度に行った意識調査と今回(平成 23 年度)の比較をすると、「通勤、通学、ショッピング等の交通の便がよくなり、生活効率が悪い」、「気軽に芸術や娯楽に親しめる所がなく、まちに活気がない」の回答割合が高くなったことが目立ちました。



● 環境の良くないところ

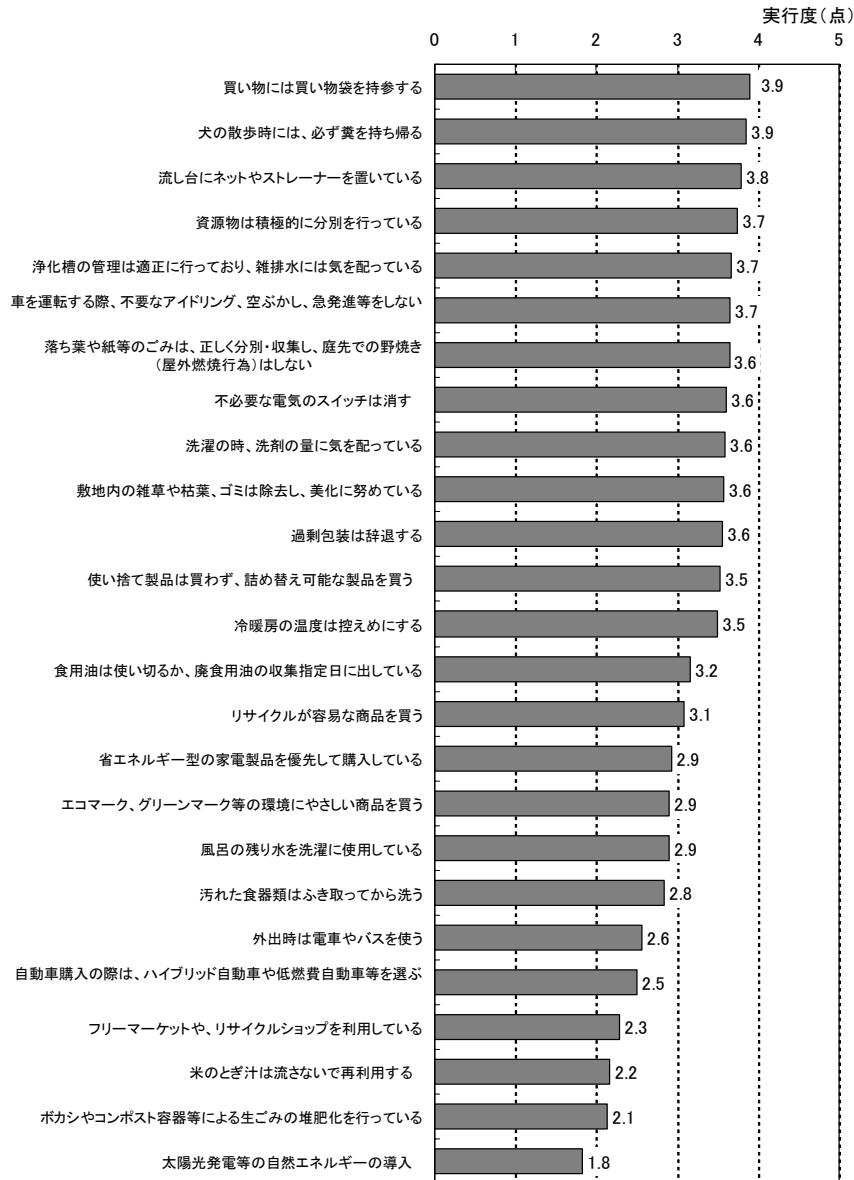
3. 市民の環境に配慮した行動の実行度について

市民の環境に配慮した行動の実行度(市平均)を以下に示します。

「常に実行」=4点、「時々実行」=3点、「今後実行する」=2点、「今後も実行しない」=1点として、各項目の取り組み度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

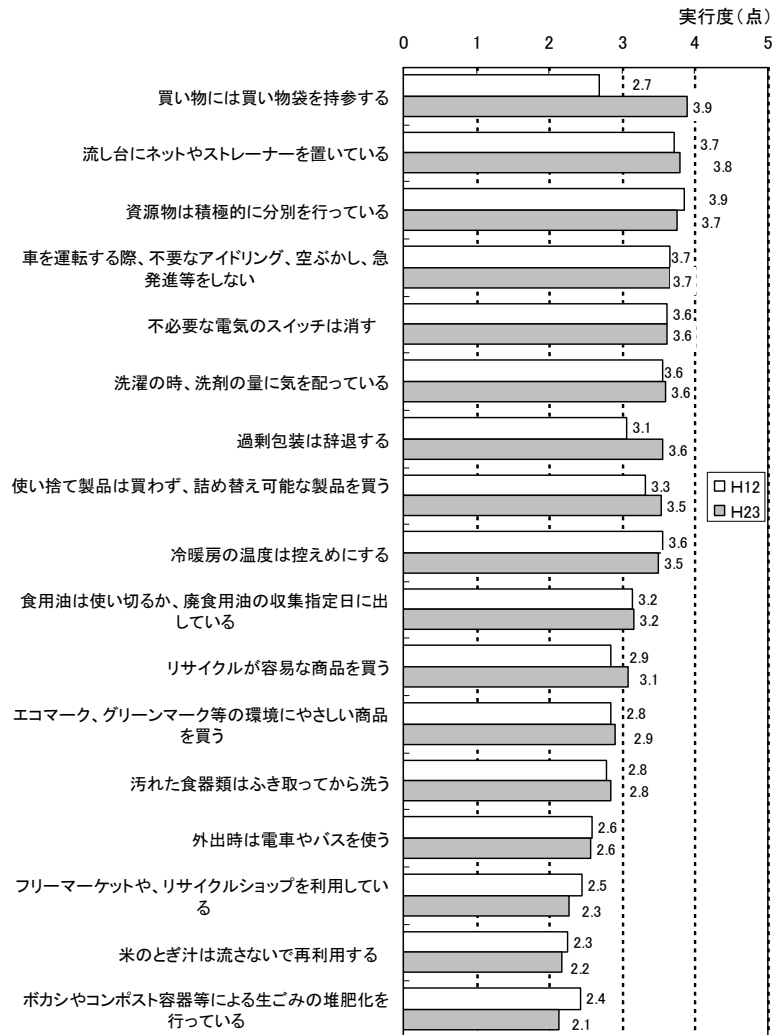
市民の環境に配慮した行動については、社会情勢の変化に合わせて平成12年度に行った意識調査からの設問の追加・変更が多いので、今回(平成23年度)の調査結果のみと、平成12年度と今回の調査結果の比較をそれぞれ示しています。

今回の調査結果のみを見ると、実行度が高いのは、「買い物には買い物袋を持参する」、「犬の散歩時には、必ず糞を持ち帰る」でいずれも3.9点、「流し台にネットやストレーナーを置いている」が3.8点となっています。実行度が低いのは、「太陽光発電等の自然エネルギーの導入」で1.8点、「ボカシやコンポスト容器等による生ごみの堆肥化を行っている」が2.1点、「米のとぎ汁は流さないで再利用する」が2.2点となっています。



● 環境に配慮した行動の実行度 (平成23年度)

平成12年度に行った意識調査と今回(平成23年度)の比較をすると、「買い物には買い物袋を持参する」、「過剰包装は辞退する」の実行度が高くなったことが目立ちます。



● 環境に配慮した行動の実行度（平成12年度との比較）

$$\begin{aligned} \text{実行度} = & \{ (\text{「常に実行」の回答数}) \times 4 + (\text{「時々実行」の回答数}) \times 3 \\ & + (\text{「今後実行する」の回答数}) \times 2 + (\text{「今後も実行しない」の回答数}) \times 1 \} \\ & \div \{ \text{回収数} - (\text{「該当しない」回答数}) - \text{不明数} \} \end{aligned}$$

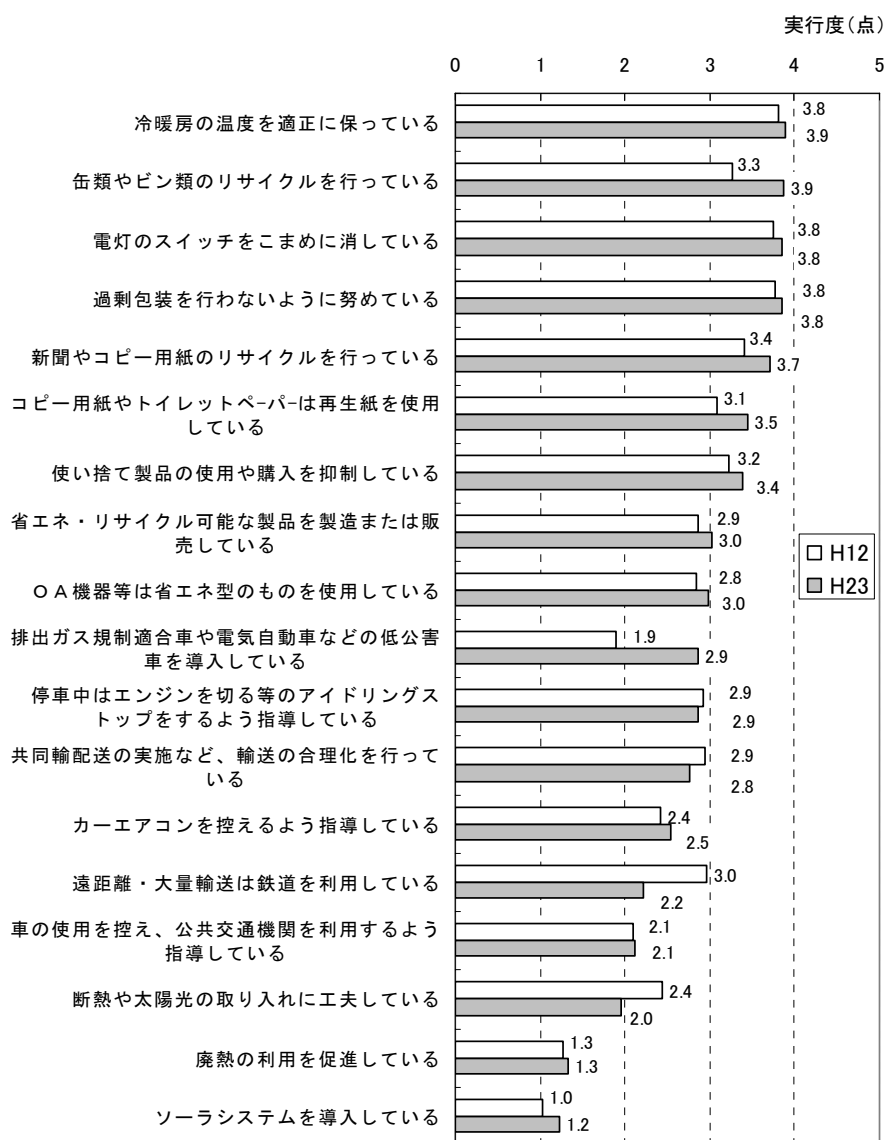
4. 事業所が取り組んでいる行動の実行度

事業所が取り組んでいる省エネ・リサイクルに関する行動の実行度を以下に示します。

「実行している」=4点、「今後2年以内に取り組む予定」=3点、「今後5年以内に取り組む予定」=2点、「現在予定していない」=1点として、各項目の取り組み度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

実行度が高いのは、「冷暖房の温度を適正に保っている」、「缶類やビン類のリサイクルを行っている」でいずれも 3.9 点、「電灯のスイッチをこまめに消している」、「過剰包装を行わないように努めている」がいずれも 3.8 点となっています。

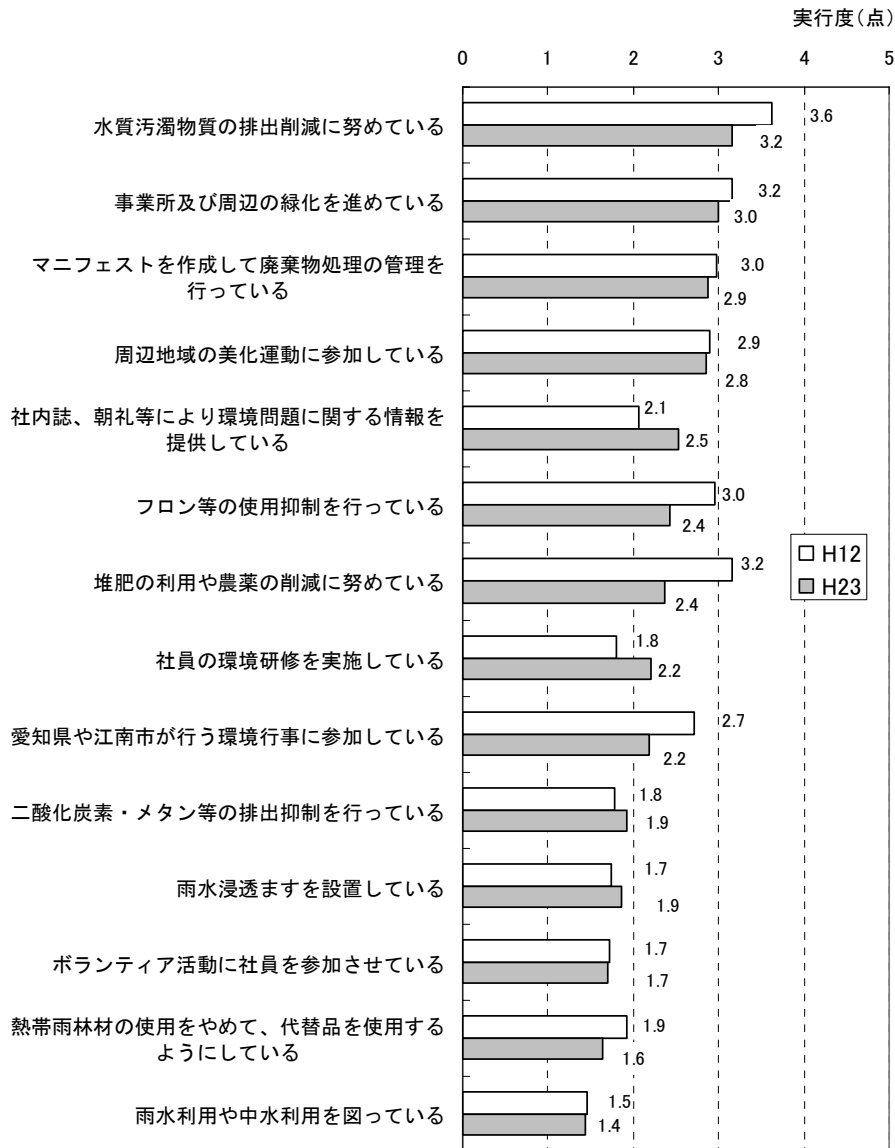
実行度が低いのは、「ソーラシステムを導入している」で 1.2 点、「廃熱の利用を促進している」が 1.3 点、「断熱や太陽光の取り入れに工夫している」が 2.0 点となっています。平成 12 年度に行った意識調査と今回（平成 23 年度）の比較をすると、「排出ガス規制適合車や電気自動車などの低公害車を導入している」、「缶類やビン類のリサイクルを行っている」の回答割合が高くなったことが目立ちました。



● 省エネ・リサイクルに関する行動の実行度（事業所）

社員教育・地球環境問題に関する行動について実行度が高いのは、「水質汚濁物質の排出削減に努めている」で3.2点、「事業所及び周辺の緑化を進めている」が3.0点、「manifestoを作成して廃棄物処理の管理を行っている」が2.9点となっています。実行度が低いのは、「雨水利用や中水利用を図っている」で1.4点、「熱帯雨林材の使用をやめて、代替品を使用するようにしている」が1.6点、「ボランティア活動に社員を参加」が1.7点となっています。

平成12年度に行った意識調査と今回(平成23年度)の比較をすると、「社内誌、朝礼等により環境問題に関する情報を提供している」、「社員の環境研修を実施している」の回答割合が高くなったことが目立ちました。



● 社員教育・地球環境に関する行動の実行度（事業所）

$$\text{実行度} = \{ (\text{「実行している」の回答数}) \times 4 + (\text{「今後2年以内に取り組む予定」の回答数}) \times 3 + (\text{「今後5年以内に取り組む予定」の回答数}) \times 2 + (\text{「現在予定していない」の回答数}) \times 1 \} \div \{ \text{回収数} - (\text{「あてはまらない」回答数}) - \text{不明数} \}$$

用語集

【あ行】

アスベスト(石綿)

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物のこと。「せきめん」「いしわた」と呼ばれ、防音材、断熱材、保温材などで使用されたが、現在では、原則として製造などが禁止されている。アスベストは、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止などが図られている。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

遺伝資源

人間にとっての遺伝子の潜在的な有用性に着目して使われる言葉。

さまざまな生物の遺伝子は、独自の機能を持つものが多く、医学や生物工学などに応用すれば人間に有用となるものも含まれている。生物多様性条約では、生物多様性保全の一環として遺伝的多様性保全の重要性が指摘されており、人間にとっての有用性に関わらず保護を図るべきと考えられるようになってきた。

雨水浸透施設

雨水を地下に浸透させることにより、河川や水路への雨水の流出を抑え、浸水被害を緩和させる施設のこと。雨水浸透柵、浸透トレンチ及び透水性舗装がある。近年、市街化が急速に進み土地利用状況が大きく変化し、宅地をコンクリートで覆ったりしているため、以前よりも早くかつ一度にたくさんの水が河川や水路に流れ込み、浸水被害の原因になっている。

雨水貯留施設

雨水をいったん貯留し、河川や水路への流出を抑え、浸水被害を緩和させる施設のこと。屋根に降った雨水を貯留する雨水貯留槽がある。

ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称のこと。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

エコマーク

「私たちの手で地球を守ろう」という気持ちを表した環境保全に役立つと認められる商品につけられるシンボルマークのこと。(財)日本環境協会が認定を行っている。

オゾン

放電、紫外線の照射などにより生じる臭気のある気

体で、酸化力が強く、光化学スモッグの原因物質である。人体への影響は、高濃度の時には気管支を刺激し、二酸化窒素の場合に似た毒性肺水腫をおこすおそれがある。

オゾンを高濃度に含んでいる地表から20～25kmの下部成層圏にある層をオゾン層という。オゾン層は太陽光に含まれる紫外線波長領域のなかで、生物にとって有害な波長領域を吸収する働きをしている。

近年、大気中に放出されたフロンやハロンなどのオゾン層破壊物質が下部成層圏で波長200～220nmの太陽紫外線を受けて分解し、放出された塩素原子がオゾン分子と反応してオゾンを減少させている。特に極地上空のオゾンの濃度が希薄化し、いわゆるオゾンホールが出現している。

オゾン層破壊物質

フロン類であるCFC(クロロフルオロカーボン)及びHCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)ほか、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、臭化メチルなどがある。

なお、フロン類のうち、HFC(ハイドロフルオロカーボン)はオゾン層破壊物質ではないが、非常に強力な地球温暖化物質である。

温室効果ガス

太陽から受ける日射エネルギーは、地表面に吸収されて地表を暖め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー(赤外線)が放出される。その赤外線が大気中に存在する特定の微量気体にいったん吸収されることにより、大気の温度が上昇する。このような作用をする大気中の微量気体を総称して温室効果ガスと呼ぶもので、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などがある。

【か行】

化石燃料

地殻中に埋蔵され、燃料として使用される天然資源のこと。一般には石炭、石油、天然ガスをいう。

河川愛護運動

河川の良好な環境の保全・創出を積極的に推進するとともに、河川愛護思想の普及啓発を目的とした運動のこと。国土交通省では7月1日～31日を河川愛護月間と定めている。

合併処理浄化槽

し尿と合わせて、台所や風呂などからの生活雑排水も一緒に処理することのできる浄化槽のこと。し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、環境へのBOD負荷の排出は約1/8に抑えられる。

家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」のことであり、特定家庭用機器廃棄物の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図ることを目的としている。

家庭から排出される特定家庭用機器廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、消費者が収集・運搬及び再商品化などの料金を負担し、小売業者は消費者から引き取り、製造業者などへ引き渡す義務を負い、製造業者などは再商品化など(リサイクル)する義務を果たすことを基本とし、このシステムの整備を進めるものである。現在、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の4製品が対象となっている。

環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。家計簿で金銭に係わる家庭の活動を把握し記録するのと同じように、「環境家計簿」によって、金銭では表わせないものも含め、環境に係わる家庭の活動を把握しようとするものである。自らの生活を点検し、環境との関わりを再確認するための有効な試みである。

環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標のこと。

現在、環境基準は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について定められている。

環境基本法

公害対策基本法にかわって、平成5年(1993年)11月に新たに制定された環境に関する最上位法のこと。今日の環境問題に適切に対処していくためには、社会経済活動やライフスタイルを見直し、多様な手法を活用することが必要である。環境基本法は、こうした観点から環境政策を進めるための新たな枠組みとなるものである。また、国の環境基本計画を策定することが定められている。この法律に基づき、地方自治体で環境基本条例が制定されている。

環境自主行動計画

日本経済団体連合会が、温暖化対策と廃棄物対策に取り組むため、自主的にまとめた行動計画のこと。

主に産業部門の各業界団体が、その業種での地球温暖化の防止や廃棄物の削減等の環境保全活動を促進するため、自主的に策定する環境行動計画である。

環境への負荷

人の活動により環境に加えらるる影響のことであり、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものとして、「環境基本法」に定義されている。

環境マネジメントシステム

事業者などが、組織の活動や製品を通じて環境に与える負荷をできるだけ減らすため、環境保全に向けた目標及び方針に基づき、その取り組みを計画的に実行、管理するためのシステムのこと。環境管理システムとも

いわれる。ISO14000 シリーズは、企業などの組織が環境マネジメントを行うときの組織内システムのあり方を定めた国際規格である。

環境リスク

化学物質などによる環境汚染が、人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれ(可能性)のこと。リスクは、「発生の不確かさ」と「影響の大きさ」で評価される。

企業の社会的責任(CSR)

Corporate Social Responsibility。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー(利害関係者)全体の利益を考慮して行動すべきであるとの考え方であり、行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方のこと。

気候変動枠組条約

地球の気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とした条約のこと。平成3年(1991年)2月から政府間交渉会議が開かれ、平成4年(1992年)5月9日に採択された。わが国は平成4年(1992年)6月13日に署名、平成5年(1993年)5月28日に受託書を国連事務総長に寄託した。全体が26か条で構成される。平成5年(1993年)12月に締約国が50か国に達し、平成6年(1994年)3月に発効した。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(グリーン購入法)では、国などの機関にグリーン購入の取り組みを義務づけるとともに、地方公共団体、事業者、国民にもグリーン購入に努めるべきことを定め、また、事業者、民間団体、国が環境物品に関する適切な情報提供を進めることを定めている。

グリーンマーク

古紙を再生利用した紙製品につけられるマークのこと。(財)古紙再生促進センターが認定を行う。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称のこと。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。

建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」のこと。建設工事の副産物のリサイクルを進めることを目的としている。

建築物などによる分別解体など及び再資源化などの義務づけ、分別解体など及び再資源化などの実施を確保するための措置、解体工事事業者の登録制度の創設、再資源化及び再生資材の利用促進のための措置などを定めている。

江南市戦略計画

平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間で、江南市が目指す地域社会づくりの目標と、その実現方策を示す計画として策定した計画のこと。よりよい地域社会づくりに向けて「地域経営の指針」と「行政経営の指針」の2つの機能をもつ総合計画として位置づけられる。

江南市地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定するものとされている。

市は平成 20 年度より計画を実行し、公共施設(市役所、保育園、小中学校など)で使用される電気・ガスなどや、公用車の利用などに伴い発生する温室効果ガスの排出量を把握し、平成 24 年度までに平成 18 年度比で 7%の削減を目指している。

COP

条約の締約国会議(Conference of the Parties)のこと。地球温暖化対策に関しては、COP3 は、平成 9 年(1997 年)12 月に京都で開かれた気候変動枠組条約第 3 回締約国会議のことを示し、COP17 は、平成 23 年(2011 年)12 月に南アフリカ共和国のダーバンで開かれた気候変動枠組条約第 17 回締約国会議のことを示す。

【さ行】

産業廃棄物

工場、事業場における事業活動などにより生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの 20 種類のこと。排出する事業者は、自らの責任で適切に処理する義務がある。

自動車リサイクル法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」のこと。自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図ることを目的としている。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車を使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト(破碎された後の残りかす)等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金(再資源化預託金等)として自動車の所有者が原則新車販売時に負担することとなっている。解体業者などの関係事業者はすべて都道府県知事等の登録・許可を受けることが必要であり、各事業者間の使用済自動車の流通は一元的に情報管理される仕組みとなっている。

循環型社会

環境への負荷の低減を図るために、資源やエネルギーのリサイクル、リユースに配慮したシステムを有する社会のこと。わが国では、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる循環型社会形成推進基本法が平成 12 年6月に制定された。

浄化槽(グリストラップ)

レストランや食堂、給食センターなどの業務用厨房から排出される汚水を一旦集積し、油脂分を冷却凝固させ分離する設備のこと。

食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」のこと。食品製造業などから排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化を行い、飼肥料などの原材料としての利用を進めることを目的としている。再生利用や発生抑制、減量化の目標・方策などの基本方針に従い、製造、流通、外食などの食品関連事業者が基準に従い再生利用などに取り組む仕組み。食品廃棄物を飼肥料化する事業者の登録制度創設などによる再生利用促進も盛り込まれている。

新エネルギー

「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面で制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」のことで、具体的には、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電や、太陽熱、雪氷熱利用が該当する。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において定義されている。

新戦略計画・愛知目標

生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)において採択された、ポスト 2010 年目標(2011-2020 年)のこと。「2020 年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」との趣旨の文言となった。

ストレーナー

液体から固形成分を取り除くために用いる網状の器具のこと。家庭用のボウル状のもの他、井戸や浄化槽にもついている。

生活雑排水

一般家庭などから出るし尿、水洗便所以外の排水のことで、台所・洗濯・洗面所排水を合わせた総称。

生活騒音

通常一般の生活行動に伴って、住居環境(住宅内及び住戸まわり)において発生するものをいう。たとえば、一般家庭のピアノやクーラーなどから発生する騒音、集合住宅でのバス・トイレの給排水音、自動車の空吹かしなどがこれに該当する。

生産緑地

市街化区域内の 500m²以上の農地(や公園など)で行政から生産緑地の指定を受けたもの。固定資産税が優遇され(宅地の数 100 分の1)、相続税が猶予される。

生態系

生物(植物、動物、微生物)とこれらを取り巻く非生物的要素(土壌、水、鉱物、空気など)とが物質循環やエネルギーの流れを通じて相互に作用し、ひとつの機能的な単位を成している複合体のこと。

【た行】

ダイオキシン類

平成 11 年(1999 年)7月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法において、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニルと規定された。ごみの焼却などにより非意図的に発生する。

ダイオキシン類の毒性は、一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

代替エネルギー

化石燃料(石油燃料)の代わりとして考えられているエネルギーのこと。太陽電池、天然ガスなどクリーンエネルギーとして考えられている。

窒素酸化物

窒素と酸素の化合物の総称で、燃料その他の物質の燃焼にともなって発生する。大気中には多くの種類が存在するが、主に一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)が大気汚染に関係している。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグや酸性雨の原因の一物質でもある。

低公害車

従来に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素といった大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車や、低燃費かつ低排出ガス認定車があげられる。

透水性舗装

道路や地表の舗装面上に降った雨水を、隙間が多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装工法(舗装帯の貯留と路床の浸透能力によって、雨水を地中へ浸透)のこと。主に都市部の歩道などに使用される例が多く、地下水の保全・かん養、街路樹の育成及び雨水流出抑制などの効果がある。

都市・生活型公害

従来の産業に起因する公害ではなく、都市化の進展や生活様式の多様化によって環境への負荷が高まることにより生じる公害のこと。自動車の騒音や排ガスによる大気汚染、生活雑排水の流入による都市内河川汚濁、近隣騒音、廃棄物の増加などがある。

土壌汚染

有害物質(重金属、有機溶剤、農薬、油など)により土壌が汚染されること。汚染された土壌を直接摂取したり、汚染された土壌から有害物質が溶け出した地下水

を飲用することなどにより人の健康に影響を及ぼすおそれがある。

【な行】

二酸化窒素

石油、ガスなどの燃料の燃焼にともなって発生し、工場、自動車などが主な発生源である。人の呼吸器系に影響を与えるだけでなく、光化学反応により光化学オキシダントを生成する原因物質のひとつとなる。

【は行】

廃熱

自動車のエンジンや、ボイラーなどから排出され、使われない熱のこと。

バリアフリー

高齢者や障害者などの生活や活動に不便な障害を取り除くこと。階段に手すりを設置する、スロープを設ける、通路の段差をなくすなどがあげられる。

ぴー・でい・しー・えー

P D C A サイクル

Plan/Do/Check/Action の頭文字を揃えたもので、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→見直し(Action)の流れを次の計画に活かしていくプロセスのこと。

浮遊粒子状物質

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じんなどの微粒子のうち粒径が 10 ミクロン(1cm の 1000 分の1)以下のもの。

フロン

正式にはクロロフルオロカーボンといい、炭化水素にフッ素と塩素が結合した化合物の総称。極めて安定な物質で、電子部品の洗浄剤、冷蔵庫などの冷媒、発泡剤などに広く用いられている。大気中に放出されると、オゾン層を破壊し、地上に到達する紫外線を増加させるといわれている。

放射性物質

放射性物質とは、放射線を出す能力(放射能)がある物質のこと。放射線は光のようなもので目には見えず、物質を通り抜ける性質や原子を電離する性質を持っている。

また、放射性物質が放射線を出す能力(放射能)を表す単位はベクレル(Bq)といい、放射線を受けることによる人の体への影響を表す単位はシーベルト(Sv)という。

【ま行】

水循環

水は、地表面から蒸発して霧や雲となり、降雨となって地表面に達した後再び地表面や植物の葉面もしくは水面などから蒸発散する循環経路を通る。それ以外にも、降雨が地表面に達したあと河川となり、流下して海に流出したり、地表に達した後に地下に潜る水もあり、水の循環のしかたは非常に複雑で変化に富んでいる。水循環とは、このような水の流れる経路や水量をまとめてとらえたもので、水によって運ばれる物質(たとえば、水質を悪化させる汚濁物質など)も含めて考える。

緑のカーテン

つる性植物を窓の外に這わせることで、日差しを和らげて、室温の上昇を抑えてくれる自然のカーテンのこと。葉の気孔からの水分蒸発により、体感温度も下がるといわれている。

【や行】**容器包装リサイクル法**

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」のこと。平成7年(1995年)に公布され、平成9年(1997年)に改正された法律。平成12年(2000年)に全面施行された。

増大する一般廃棄物のなかで、相当部分を占めている容器包装について、再生資源としての利用を図るために市民(排出抑制)、事業者(再商品化などの促進)、行政(分別収集の実施)それぞれの役割を示し、さまざまな規定を設けている。

江南市民憲章

わたしたちの江南市は、木曾の清流にはぐくまれた広やかな濃尾平野の北部にあり、伝統にかがやく産業と文化のまちです。

わたしたちは、この江南市を愛し、市民であることに誇りと責任をもっています。

このまちを、さらに明るく住みよい豊かなまちへの願いをこめてこの憲章を定めます。

私たち、江南市民は、

1. 自然を愛し、美しいまちにしましょう
1. 心のかよう、温かいまちにしましょう
1. 健康につとめ、明るい豊かなまちにしましょう
1. きまりを守り、住みよいまちにしましょう
1. 教養を深め、文化の高いまちにしましょう

第二次江南市環境基本計画

平成24年3月

発行 愛知県江南市

編集 生活産業部環境課

〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90 番地

電話(0587)54-1111(代)
